

令和5年6月宇土市議会定例会会議録目次

◎会議録第1号 6月16日	頁
会期日程	3
議事日程	4
出席欠席者名	5
開会	7
事務報告	7
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
市長の提案理由説明	9
散会	16
◎会議録第2号 6月20日	
議事日程	19
出席欠席者名	19
開議	21
質疑・一般質問	21
3番 中野洋一議員	21
1 地域防災の意識向上について	21
2 市が設置する無料相談窓口の更なる充実について	24
3 野良猫問題について	26
4 雑誌スポンサー制度について	29
4番 浦本晴美議員	30
1 地域の特性を活かした多様な教育環境について	31
2 児童センターの利用状況と環境について	34
3 経済的理由で生理用品が購入できない、生理の貧困について	37
5番 佐美三 洋議員	38
1 ほっとスペースと小規模特認校制度について	39
2 JR網田駅耐震診断結果と今後の動きについて	48
3 宇土マリーナ物産館のトイレ施設について	54
7番 今中真之助議員	59
1 新型コロナウイルス感染症5類移行後の状況について	60
2 職員の勤怠管理と人材確保について	68

3 西部地区への移住定住、活性化について	71
散会	79

◎会議録第3号 6月21日

議事日程	83
出席欠席者名	83
開議	85
質疑・一般質問	85
10番 宮原雄一議員	85
1 「令和5年度 畑地化促進事業」について	85
2 「防災士」について	88
12番 檜崎政治議員	90
1 安心安全まちづくり	90
13番 野口修一議員	105
1 森林環境譲与税の活用	105
2 少年少女のスポーツ	110
3 道と観光・交流人口	115
4 防災組織と防災士	119
5 景観と鳥獣対策	121
14番 中口俊宏議員	123
1 宇土駅周辺の土地の利活用について	123
2 活力ある職場づくりについて	126
3 安全・安定なまちづくりについて	130
散会	134

◎会議録第4号 6月22日

議事日程	137
出席欠席者名	137
開議	139
質疑・一般質問	139
17番 村田宣雄議員	139
1 基礎的財政収支（プライマリーバランス）について	139
2 食料自給率の変容（30年間）について	140
3 地域計画、みどりの食料システム戦略について	143

18番 福田慧一議員	144
1 物価高騰対策について	144
2 不適切な保育問題について	148
3 教職員の勤務改善について	151
4 潤川の改修工事について	154
1番 土黒功司議員	157
1 宇土市新庁舎の建設、利活用に関して	157
2 子どもたちの安心安全な通学確保に関して	161
3 人工知能の登場における業務・教育への影響に対する見解	165
常任委員会に付託（議案第33号から議案第44号）	171
散会	171

◎会議録第5号 7月3日

議事日程	175
出席欠席者名	175
開議	177
発言取消しの件	177
地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告	177
(質疑・討論)	179
各常任委員長報告	179
1 総務市民常任委員長報告	179
2 経済建設常任委員長報告	181
3 文教厚生常任委員長報告	183
(質疑・討論・採決)	185
議案第45号 宇土市農業委員会の委員の任命について	191
議案第46号 宇土市農業委員会の委員の任命について	191
議案第47号 宇土市農業委員会の委員の任命について	191
議案第48号 宇土市農業委員会の委員の任命について	191
議案第49号 宇土市農業委員会の委員の任命について	191
議案第50号 宇土市農業委員会の委員の任命について	191
議案第51号 宇土市農業委員会の委員の任命について	191
議案第52号 宇土市農業委員会の委員の任命について	191
議案第53号 宇土市農業委員会の委員の任命について	191
議案第54号 宇土市農業委員会の委員の任命について	191

議案第 5 5 号 宇土市農業委員会の委員の任命について	191
議案第 5 6 号 宇土市農業委員会の委員の任命について	191
(討論・採決)	191
委員会の閉会中の継続審査並びに調査について (採決)	191
閉会	192
署名	195

第 1 号

6 月 1 6 日 (金)

令和5年6月宇土市議会定例会会議録 第1号

宇土市告示第58号

令和5年6月宇土市議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年5月22日

宇土市長 元 松 茂 樹

1. 期 日 令和5年6月16日
2. 場 所 宇土市議会議場

1. 会期日程

(会期18日間)

月日	曜	時間	会議名	内容
6月16日	金	10:00	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 市長の提案理由説明
6月17日	土		休 会	(市の休日)
6月18日	日		休 会	(市の休日)
6月19日	月	10:00	特別委員会	地域高規格道路促進等対策特別委員会
6月20日	火	10:00	本会議	質疑・一般質問
6月21日	水	10:00	本会議	質疑・一般質問
6月22日	木	10:00	本会議	質疑・一般質問 委員会付託
6月23日	金	10:00	委員会	文教厚生常任委員会
6月24日	土		休 会	(市の休日)
6月25日	日		休 会	(市の休日)
6月26日	月	10:00	委員会	総務市民常任委員会
6月27日	火	10:00	委員会	経済建設常任委員会
6月28日	水		休 会	議事整理
6月29日	木		休 会	議事整理
6月30日	金		休 会	議事整理
7月1日	土		休 会	(市の休日)
7月2日	日		休 会	(市の休日)
7月3日	月	10:00	本会議	地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告 各常任委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

2. 議事日程

令和5年6月16日（第1号） 午前10時41分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第30号 宇土市公平委員会の委員の選任について
- 日程第 4 議案第31号 宇土市公平委員会の委員の選任について
- 日程第 5 議案第32号 宇土市公平委員会の委員の選任について
- 日程第 6 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 7 諮問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 8 諮問第 3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 9 議案第33号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
専決第5号 宇土市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第34号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
専決第6号 宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第35号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
専決第7号 宇土市税特別措置条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第36号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
専決第8号 令和5年度宇土市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第37号 宇土市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第38号 宇土市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第39号 宇土市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第40号 宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第41号 宇土市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第42号 財産の取得について
- 日程第19 議案第43号 令和5年度宇土市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 議案第44号 令和5年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第21 議案第45号 宇土市農業委員会の委員の任命について
- 日程第22 議案第46号 宇土市農業委員会の委員の任命について

- 日程第 2 3 議案第 4 7 号 宇土市農業委員会の委員の任命について
 日程第 2 4 議案第 4 8 号 宇土市農業委員会の委員の任命について
 日程第 2 5 議案第 4 9 号 宇土市農業委員会の委員の任命について
 日程第 2 6 議案第 5 0 号 宇土市農業委員会の委員の任命について
 日程第 2 7 議案第 5 1 号 宇土市農業委員会の委員の任命について
 日程第 2 8 議案第 5 2 号 宇土市農業委員会の委員の任命について
 日程第 2 9 議案第 5 3 号 宇土市農業委員会の委員の任命について
 日程第 3 0 議案第 5 4 号 宇土市農業委員会の委員の任命について
 日程第 3 1 議案第 5 5 号 宇土市農業委員会の委員の任命について
 日程第 3 2 議案第 5 6 号 宇土市農業委員会の委員の任命について
 報告第 6 号 令和 4 年度宇土市一般会計継続費繰越計算書の報告について
 報告第 7 号 令和 4 年度宇土市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
 報告第 8 号 令和 4 年度宇土市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
 報告第 9 号 令和 4 年度宇土市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
 報告第 1 0 号 宇土市土地開発公社の経営状況の報告について

3. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

4. 出席議員（17人）

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1 番 土 黒 功 司 君 | 2 番 杉 本 寛 君 |
| 3 番 中 野 洋 一 君 | 4 番 浦 本 晴 美 さん |
| 5 番 佐美三 洋 君 | 6 番 小 崎 憲 一 君 |
| 7 番 今 中 真之助 君 | 8 番 西 田 和 徳 君 |
| 9 番 園 田 茂 君 | 1 0 番 宮 原 雄 一 君 |
| 1 2 番 檜 崎 政 治 君 | 1 3 番 野 口 修 一 君 |
| 1 4 番 中 口 俊 宏 君 | 1 5 番 藤 井 慶 峰 君 |
| 1 6 番 山 村 保 夫 君 | 1 7 番 村 田 宣 雄 君 |
| 1 8 番 福 田 慧 一 君 | |

5. 欠席議員（1人）

11番 柴田正樹君

6. 説明のため出席した者の職・氏名

市長	元松茂樹君	副市長	谷崎淳一君
教育長	太田耕幸君	総務部長	山口裕一君
企画財政部長	光井正吾君	市民環境部長	小山郁郎君
健康福祉部長	岡田郁子さん	経済部長	加藤敬一郎君
建設部長	草野一人君	教育部長	野口泰正君
秘書政策課長	渡邊聡君	総務課長	上木淳司君
危機管理課長	内田雅之君	企画課長	三浦仁美さん
まちづくり推進課長	中山好美さん	財政課長	北谷太示君

7. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	江河一郎君	次長兼議事係長兼庶務係長	春木教明君
議事係参事	村田有美さん	庶務係主事	中山裕輝君

午前10時41分開会

-----○-----

○事務局長（江河一郎君） 本日の会議に先立ちまして、去る6月14日に開催されました、第99回全国市議会議長会定期総会におきまして、山村議員が市議会議員として在職20年の特別表彰、また、中口議員が正副議長職として4年以上の一般表彰を受けられました。

ただいまから、表彰状の伝達式を行います。

初めに20年表彰を行います。山村議員、前のほうにお願いをいたします。伝達は、藤井議長からお願いをいたします。

○議長（藤井慶峰君） 表彰状。宇土市、山村保夫殿。あなたは、市議会議員として20年の長きにわたって、市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第99回定期総会に当たり、本会表彰規程によって特別表彰をいたします。令和5年6月14日。全国市議会議長会会長、坊恭寿。

おめでとうございます。

（拍手）

○事務局長（江河一郎君） 続きまして、正副議長表彰を行います。中口議員、前のほうにお願いをいたします。

○議長（藤井慶峰君） 表彰状、宇土市、中口俊宏殿。あなたは市議会正副議長として4年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第99回定期総会に当たり、本会表彰規程によって表彰いたします。令和5年6月14日。全国市議会議長会会長、坊恭寿。

おめでとうございます。

（拍手）

○事務局長（江河一郎君） 以上をもちまして、伝達式を終了いたします。御協力ありがとうございました。

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） ただいまから、令和5年6月宇土市議会定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。

本日、11番、柴田正樹君から欠席届が出ておりますので、御報告いたします。

日程に先立ちまして、事務局長に事務報告をさせます。

事務局長、江河一郎君。

○事務局長（江河一郎君） 事務報告をいたします。

令和5年3月定例会以降、昨日までの議会内の行事につきましては、事務報告を作成しておりますので御確認ください。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 事務局長の報告は終わりました。

-----○-----

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（藤井慶峰君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定により、議長において、6 番、小崎憲一君、12 番、樫崎政治君を指名いたします。

-----○-----

日程第 2 会期の決定

○議長（藤井慶峰君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から 7 月 3 日までの 18 日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から 7 月 3 日までの 18 日間と決定いたしました。

-----○-----

日程第 3 議案第 30 号 宇土市公平委員会の委員の選任について

日程第 4 議案第 31 号 宇土市公平委員会の委員の選任について

日程第 5 議案第 32 号 宇土市公平委員会の委員の選任について

日程第 6 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 7 諮問第 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 8 諮問第 3 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 9 議案第 33 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第 5 号 宇土市税条例の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第 34 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第 6 号 宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第 11 議案第 35 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第 7 号 宇土市税特別措置条例の一部を改正する条例について

日程第 12 議案第 36 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第 8 号 令和 5 年度宇土市一般会計補正予算（第 1 号）について

日程第 13 議案第 37 号 宇土市税条例の一部を改正する条例について

日程第 14 議案第 38 号 宇土市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正す

る条例について

- 日程第 15 議案第 39号 宇土市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 40号 宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 41号 宇土市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 42号 財産の取得について
- 日程第 19 議案第 43号 令和5年度宇土市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第 20 議案第 44号 令和5年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 21 議案第 45号 宇土市農業委員会の委員の任命について
- 日程第 22 議案第 46号 宇土市農業委員会の委員の任命について
- 日程第 23 議案第 47号 宇土市農業委員会の委員の任命について
- 日程第 24 議案第 48号 宇土市農業委員会の委員の任命について
- 日程第 25 議案第 49号 宇土市農業委員会の委員の任命について
- 日程第 26 議案第 50号 宇土市農業委員会の委員の任命について
- 日程第 27 議案第 51号 宇土市農業委員会の委員の任命について
- 日程第 28 議案第 52号 宇土市農業委員会の委員の任命について
- 日程第 29 議案第 53号 宇土市農業委員会の委員の任命について
- 日程第 30 議案第 54号 宇土市農業委員会の委員の任命について
- 日程第 31 議案第 55号 宇土市農業委員会の委員の任命について
- 日程第 32 議案第 56号 宇土市農業委員会の委員の任命について
- 報告第 6号 令和4年度宇土市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 報告第 7号 令和4年度宇土市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 8号 令和4年度宇土市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第 9号 令和4年度宇土市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第 10号 宇土市土地開発公社の経営状況の報告について

○議長（藤井慶峰君） 日程第3、市長提出議案第30号から、日程第32、議案第56号までの30件を一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） おはようございます。

本日ここに、令和5年6月市議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、公私共に御多用の中に御参集をいただき、誠にありがとうございます。

ただいま、議員として在職20年の表彰を受けられました山村保夫議員、並びに正副議長として在職4年の表彰を受けられました中口俊宏議員に対しまして、心からお喜びを申し上げます。市政発展のため、長きにわたり御活躍いただいておりますことに対し、市民を代表して厚く御礼を申し上げますとともに、今後ますますの御活躍を心からお祈りいたします。

さて、熊本地震で庁舎が被災し、7年の歳月を経て、5月8日に新庁舎の供用開始を迎えることができました。これもひとえに、復旧・復興に当たり多くの皆様に御支援いただきましたおかげであると深く感謝申し上げます。また、この日を迎えるまで、議員の皆様には数々の御協力をいただきましたことに対し、この場をお借りしまして、改めて御礼を申し上げます。

完成した新庁舎は、行政サービスや危機管理の拠点であると同時に、市民のための庁舎として、市民の皆様が利用しやすく、親しみを感じる施設として運用していきたいと考えております。そこで、新庁舎には、市民交流スペースを1階フロアに設置し、平日は午後8時まで、土日祝日は午前8時30分から午後6時まで開放し、待ち合わせや休憩場所、少人数のミーティングスペースなどとして、市民の皆様に気軽に利用していただくことが可能となっております。

今後、復興の集大成と位置づけた新庁舎を市民の皆様の新たな財産として、大切にし、これを拠点に本市が目指す「復興から発展へ 未来へ“輝くふるさと”宇土」の実現に向け取り組んでいく所存でございますので、引き続き、議員の皆様の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、先月29日に、本市を含む九州北部地方が梅雨入りをいたしました。福岡管区气象台によりますと、平年より6日、昨年より13日早い梅雨入りとなりました。

梅雨入り後すぐに発生しました台風2号と梅雨前線の影響による大雨では、全国各地で大きな被害が発生しております。被害を受けられた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

近年、線状降水帯の発生等により、短時間で大雨が降り、全国各地で甚大な被害が発生しております。本市においても、市民の皆様の安全・安心の確保を第一に考え、市民の皆様がいち早く避難情報を含めた防災情報を確実に伝達できるよう、引き続き、体制強化に努めてまいります。

次に、スポーツ関連で、大変うれしいニュースがございました。御紹介をさせていただきます。

先月31日に、本市出身で、宮城野部屋に所属する川副圭太さん、しこ名輝鵬関の十両昇進が発表されました。

令和3年度の学生横綱で、昨年大相撲入りをしている輝鵬関は、小柄な体格ながら、攻めの相撲で、昨年の初土俵から5場所連続で勝ち越しをしております。

しこ名である輝鵬の名のとおり、今後の輝かしい活躍を期待し、応援してまいりたいと思います。

それでは次に、提出しております議案の御説明を申し上げます。

今回は、先に議決等をいただきたい案件がございますので、議案書を二つに分けて提案させていただきます。

まず、議案その1では、人事案件6件を提案させていただきます。

議案第30号から議案第32号まで、宇土市公平委員会の委員の選任について。これら3件は、宇土市公平委員会の委員の任期が本年6月30日で満了となりますので、新たに委員を選任するため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

後任の委員には、山内清人さん、中山貴博さん、澤田美也子さんをそれぞれ選任したいので、何とぞ、御同意いただきますようお願いいたします。

以上の3件につきましては、任期の都合により、本日、議決をいただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

諮問第1号から諮問第3号まで、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて。これら3件は、人権擁護委員の任期が本年9月30日で満了となりますので、新たに委員の候補者を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

後任の委員の候補者には、藤井敬夫さん、中熊照美さん、小田文弘さんをそれぞれ推薦したいので、何とぞ、原案どおり答申いただきますようお願いいたします。

この3件につきましても、熊本地方法務局宇土支局への推薦期限の都合により、本日、答申をいただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

続いて、議案その2は、予算関係が2件、専決処分報告承認関係が4件、条例関係が5件、人事案件が12件、その他が1件の24議案及び報告が5件であります。

まず、議案第33号から議案第36号までは、本定例会では間に合わないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、御報告申し上げ、承認をお願いするものであります。

議案第33号、専決第5号、宇土市税条例の一部を改正する条例について。これは、地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第34号、専決第6号、宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。これは、地方税法施行令等の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第35号、専決第7号、宇土市税特別措置条例の一部を改正する条例について。これは、離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第36号、専決第8号、令和5年度宇土市一般会計補正予算（第1号）について。補正額は6,815万7千円を増額するもので、補正後の総額は216億5,815万7千円です。

補正予算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入につきましては、所要の特定財源の計上及び財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

歳出につきましては、民生費で、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業等の計上を行っております。

議案第37号、宇土市税条例の一部を改正する条例について。これは、地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第38号、宇土市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について。これは、熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領の改正により、助成対象となる公費負担医療の一部負担金が拡大されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第39号、宇土市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。これは、放課後児童健全育成事業を円滑に実施するため、所要の改正を行うものであります。

議案第40号、宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。これは、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第41号、宇土市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について。これは、令和5年10月1日からインボイス制度が開始されることに伴い、水道料金等の算定方法を見直すため所要の改正を行うものであります。

議案第42号、財産の取得について。これは、予定価格2,000万円以上の財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第43号、令和5年度宇土市一般会計補正予算（第2号）について。補正額は3億9,

764万2千円を増額するもので、補正後の総額は220億5,579万9千円です。

補正予算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入につきましては、所要の特定財源の計上及び財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

歳出につきましては、総務費では、熊本県物価高騰対応生活者支援事業（LPガス使用世帯支援）の計上等を行っております。

民生費では、物価高騰対応生活者支援事業（福祉課分）の計上等を行っております。

衛生費では、地球温暖化対策実行計画策定事業の計上等を行っております。

農林水産業費では、担い手育成支援経費等の増額を行っております。

商工費では、物価高騰対策宇土市民応援事業の計上を行っております。

土木費では、社会資本整備総合交付金事業（公営住宅ストック総合改善事業分）の計上等を行っております。

消防費では、避難所強化事業等の増額を行っております。

教育費では、物価高騰対応生活者支援事業（幼稚園、小中学校分）の計上等を行っております。

そのほか、債務負担行為について、宇土市デマンドバス運行に要する経費ほか1件の追加を行っております。

地方債の補正については、保健センター施設改修事業ほか3件の限度額の変更を行っております。

議案第44号、令和5年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。補正額は105万6千円を増額するもので、補正後の総額は45億5,862万6千円です。これは、国保システム改修に係る委託料の増額を行っております。

議案第45号から議案第56号まで、宇土市農業委員会の委員の任命について。これは、宇土市農業委員会の委員の任期が本年7月19日で満了となりますので、後任の委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

後任の委員には、境良一さん、小森公明さん、芥川高一さん、上村博文さん、太田桂子さん、中村英子さん、那須千代さん、鎌賀和夫さん、加悦雅浩さん、宮本久美子さん、安田鷹嗣さん、芥川清二さん、以上12人を任命したいので、何とぞ、御同意いただきますようお願いいたします。

続いて、報告案件を申し上げます。

報告第6号、令和4年度宇土市一般会計継続費繰越計算書の報告について。報告第7号、令和4年度宇土市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。報告第8号、令和4年度

宇土市水道事業会計予算繰越計算書の報告について。報告第9号、令和4年度宇土市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

これらの4件は、それぞれの会計において継続費繰越計算書、繰越明許費繰越計算書又は繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令第145条第1項、同令第146条第2項、又は地方公営企業法第26条第3項の規定により、御報告するものであります。

報告第10号、宇土市土地開発公社の経営状況の報告について。これは、土地開発公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、御報告するものであります。

以上が、提出しております議案の概要であります。

どうか、十分に御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（藤井慶峰君） 市長の提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第30号から議案第32号の宇土市公平委員会の委員の選任について及び諮問第1号から諮問第3号の人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについての6件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

ただいまの議案第30号から議案第32号及び諮問第1号から諮問第3号の6件については、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定いたしました。

これより、議案第30号から議案第32号及び諮問第1号から諮問第3号の6件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、議案第30号から議案第32号及び諮問第1号から諮問第3号の6件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

採決は、電子表決によって行います。

お諮りいたします。

議案第30号、宇土市公平委員会の委員の選任について、原案のとおり同意することに賛

成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの使用を終了いたします。

全員賛成です。

よって、議案第30号については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次にお諮りいたします。

議案第31号、宇土市公平委員会の委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの使用を終了いたします。

全員賛成です。

よって、議案第31号については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次にお諮りいたします。

議案第32号、宇土市公平委員会の委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの使用を終了いたします。

全員賛成です。

よって、議案第32号については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次にお諮りいたします。

諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり答申することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの使用を終了いたします。

全員賛成です。

よって、諮問第1号については、原案のとおり答申することに決定をいたしました。
次にお諮りいたします。

諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり答申することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの使用を終了いたします。

全員賛成です。

よって、諮問第2号については、原案のとおり答申することに決定をいたしました。
次にお諮りいたします。

諮問第3号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり答申することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの使用を終了いたします。

全員賛成です。

よって、諮問第3号については、原案のとおり答申することに決定をいたしました。
以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

19日月曜日は、午前10時から、地域高規格道路促進等対策特別委員会になっておりますので、よろしくお願ひいたします。

次の本会議は、20日火曜日に関き、質疑並びに一般質問を行います。

本日はこれをもって散会をいたします。ありがとうございました。

-----○-----

午前11時13分散会

第 2 号

6月20日 (火)

令和5年6月宇土市議会定例会会議録 第2号

6月20日（火）午前10時00分開議

1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

1. 中野洋一議員

- 1 地域防災の意識向上について
- 2 市が設置する無料相談窓口の更なる充実について
- 3 野良猫問題について
- 4 雑誌スポンサー制度について

2. 浦本晴美議員

- 1 地域の特性を活かした多様な教育環境について
- 2 児童センターの利用状況と環境について
- 3 経済的理由で生理用品が購入できない、生理の貧困について

3. 佐美三 洋議員

- 1 ほっとスペースと小規模特認校制度について
- 2 JR網田駅耐震診断結果と今後の動きについて
- 3 宇土マリーナ物産館のトイレ施設について

4. 今中真之助議員

- 1 新型コロナウイルス感染症5類移行後の状況について
- 2 職員の勤怠管理と人材確保について
- 3 西部地区への移住定住、活性化について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員（18人）

1番 土 黒 功 司 君	2番 杉 本 寛 君
3番 中 野 洋 一 君	4番 浦 本 晴 美 さん
5番 佐美三 洋 君	6番 小 崎 憲 一 君
7番 今 中 真之助 君	8番 西 田 和 徳 君
9番 園 田 茂 君	10番 宮 原 雄 一 君

11番 柴田正樹君
13番 野口修一君
15番 藤井慶峰君
17番 村田宣雄君

12番 檜崎政治君
14番 中口俊宏君
16番 山村保夫君
18番 福田慧一君

4. 欠席議員（なし）

5. 説明のため出席した者の職・氏名

市長	元松茂樹君	副市長	谷崎淳一君
教育長	太田耕幸君	総務部長	山口裕一君
企画財政部長	光井正吾君	市民環境部長	小山郁郎君
健康福祉部長	岡田郁子さん	経済部長	加藤敬一郎君
建設部長	草野一人君	教育部長	野口泰正君
秘書政策課長	渡邊聡君	総務課長	上木淳司君
危機管理課長	内田雅之君	企画課長	三浦仁美さん
まちづくり推進課長	中山好美さん	財政課長	北谷太示君
環境交通課長	松下修也君	子育て支援課長	湯野淳也君
健康づくり課技術総括	濱口由季さん	商工観光課長	清塘啓史君
学校教育課長	本堀武史君		

6. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	江河一郎君	次長兼議事係長兼庶務係長	春木教明君
議事係参事	村田有美さん	庶務係主事	中山裕輝君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 質疑・一般質問

○議長（藤井慶峰君） 日程第1、質疑並びに一般質問を行います。発言通告があつておりますので、順次これを許可します。

3番、中野洋一君。

○3番（中野洋一君） 皆様、おはようございます。公明党の中野洋一でございます。よろしくお願いをいたします。本日は、新たな議場で行われる初めての議会で、このように質問の機会をいただきありがとうございます。新議場での初議会ということで、傍聴に多く市民の方がおいでくださっているようでございます。現在、熊本で大きな話題と言えば、TSMCですが、菊陽町や大津町から遠い本市には余り影響がないのかなと思っておりましたところ、住吉漁協、網田漁協の両組合長は、海の水質に影響が出ないのかを台湾のTSMCの排水処理の現状、また企業の雇用による人口増加に伴う汚水処理の現状などの視察に台湾に行かれるということでございました。市議会議員として多角的な視点を持つ重要性を改めて感じた次第です。

前置きが長くなりましたが、議長より一般質問のお許しをいただきましたので、先般の通告に従って、次の四つの質問をさせていただきます。まず一つ目は、地域防災の意識向上について、二つ目が、本市が設置する無料相談窓口の更なる充実について、三つ目が、野良猫問題について、四つ目が、雑誌スポンサー制度についてでございます。新しい議場になりました最初の一般質問、先陣を切らせて質問をさせていただきます。執行部の皆様には明快かつ前向きな御答弁に期待を寄せながら、質問をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。それでは、これより質問席に移らせていただき質問をさせていただきます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君。

○3番（中野洋一君） それでは、改めまして、公明党の中野洋一でございます。よろしくお願いをいたします。まず通告の1番目、地域防災の意識向上について、特に、火の国ぼうさい塾に関する質問でございます。この質問につきまして、宮原議員と質問内容が重複いたしましたので、私のほうで今回は質問させていただくことになりました。よろしくお願いをいたします。

先月、石川県能登地方で発生した地震は、震度6強、その後震度5強と続けて強い地震が襲い、人的被害及び住居等の建物被害が発生をいたしました。また、千葉県東方沖や鹿児島県トカラ列島近海を震源とする震度5程度の地震も発生しております。今月に入ってから

梅雨前線と台風2号の影響により線状降水帯が発生し、四国から近畿、東海、関東と広い範囲で雨による被害が発生いたしました。最近では規模の大きな災害が全国どこで発生してもおかしくない状況であると思います。そういった状況の中、令和4年に熊本県地域防災リーダー養成講座火の国ぼうさい塾が本市において開催され、新たに27名の防災士が誕生いたしました。27名の中には元松茂樹市長も入っておられ、安心・安全なまちづくりを標ぼうする本市のトップとして、実践躬行の姿を示されたことは大変に素晴らしいことであると思います。また、2名の本市職員の方、杉本議員も新たに防災士になられたと伺っております。地域防災の要としての御活躍を期待いたしております。そこで質問でございます。火の国ぼうさい塾の目的、講座の内容、参加人数、防災士資格を取得した方の年齢別、男女の別、職業別の人数を総務部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君。

○総務部長（山口裕一君） 皆さんおはようございます。それでは御質問にお答えします。

熊本県主催の地域防災リーダー養成講座火の国ぼうさい塾は、防災に関する実践的な知識と技術を有し、地域における防災活動等の中心的な役割を担う地域防災リーダーである防災士を養成し、地域防災力の向上を図るため、毎年、開催されております。

この火の国ぼうさい塾を活用し、防災士の資格を取得するためには、3日間を通して講習を受け、認定特定非営利活動法人日本防災士機構が実施する防災士資格取得試験に合格することが必要となります。

3日間の講習は、日本防災士機構が定めるガイドラインに沿ったカリキュラムで構成され、防災や災害対応の専門家を講師として集合研修の形式で行われます。

集合研修では、防災士教本に示す21講目のうち最低12講目以上を履修する必要があり、災害の特性や気象に関する基礎知識、防災士の役割、自然災害への日頃の備えなどの講義がございます。また、多様な避難者を受け入れるための模擬訓練なども受講していただきます。

なお、集合研修で履修しなかった講目については、熊本県が定めた様式のレポートなどの提出が義務づけられております。

また、集合研修の最終日は、日本防災士機構が実施する防災士資格取得試験が行われます。3択式で30問設問され、80%以上の正答で合格となります。

この試験に、合格された方は、日本防災士機構に防災士認証登録申請を行い、防災士認証状、防災士証の交付を受け、防災士になることができます。

昨年、11月19日、20日、また12月10日の3日間、宇土市民会館で火の国ぼうさい塾を開催しております。新型コロナウイルス感染症対策を行いながらの開催となりましたが、県内から82名の参加がっております。このうち、本市在住の方は29名の参加があり、27名が防災士の資格を取得されました。

その中で、男女別では、男性13名、女性14名、年代別では、10代1名、40代7名、50代10名、60代6名、70代3名となっております。なお、職業別は把握できておりません。

また、今回の本市で開催された講座では、防災士を普及していくため、居住する行政区等の自主防災組織等で活動するなど、一定の要件を満たす方に対して、防災士の資格取得に必要な教本代3,500円、試験代3千円、登録代5千円の合計1万1,500円を全額助成しております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君。

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。10代から70代までと幅広い年齢層の方が、今回防災士の資格を取得されているとのことでございます。私が所属をしております公明党熊本県本部では、熊本地震からの復興を掲げた第9回熊本県復興会議を5月に開催をいたしました。その席上、公明党熊本県本部熊本地震創造的復興検証プロジェクトチームの調査結果が報告をされ、蒲島郁夫熊本県知事へ要望・提言を行いました。その調査報告の中で、アンケート結果の報告がございました。「熊本地震によって損なわれた道路等のインフラや住まい、人とのつながり、健康などであっても元に戻せる。」と、前向きな回答が多い中、「失って取り戻せないものは人命。」と回答した方に、現在の心境をお尋ねしたところ、6割以上の方は、「いまだに被害の爪痕を心に残していると言える。」との結果の報告がございました。このことから災害から人命を守ることが大事であり、そのためには幅広い年代で防災に関する知識を持つ防災士を増やすことが、非常に大事であると思います。防災士の人数が増えるということは、地域防災の意識向上につながり、市民の命を守る人が増えるということから、防災士になるための講座を開催することは大変重要であると考えます。そこでお尋ねでございます。昨年に引き続き、熊本県主催の火の国ぼうさい塾を本市で開催できないでしょうか。あるいは、本市主催で単独又は広域市町と連携して、年1回、防災士養成講座の開催を御検討できないでしょうか。また、防災士資格取得に必要な教本代や試験代、防災士登録料などの費用について、昨年、本市において開催された火の国ぼうさい塾と同様に助成はできないでしょうか、総務部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君。

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

本年度、熊本県主催の地域防災リーダー養成講座火の国ぼうさい塾は、まだ事業の詳細が正式に決定をしておりますませんが、八代市、玉名市の2会場で計画がされており、現在のところ、本市では、開催の予定はございません。

なお、開催地の選定には、過去に火の国ぼうさい塾の開催地となっていない市を優先的に

選定する要件があるため、連続しての同じ開催地決定は難しい状況にあるようです。

来年度、火の国ぼうさい塾が開催される場合は、本市で開催していただくよう、県に強く要望してまいります。本市で開催が難しい場合は、市単独で開催又は近隣の広域市町との共同開催を検討してまいります。

県主催の火の国ぼうさい塾が本市で開催される場合や、広域市町を含み、市が主催となって防災士の養成講座を開催する場合は、市内在住の方に対して、居住する行政区等の自主防災組織等で活動することなど、一定の要件を満たす方に対して、防災士の資格取得に必要とする教本代・試験代・登録代を助成する方向で検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君。

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございました。激甚化する自然災害が増加している昨今、地域における防災活動の中心的役割を担ってくださる防災士がいる、このことだけでも地域防災意識の向上を図ることができ、市民の皆様へ安心を与えることができるのではないのでしょうか。防災士の資格を取得する市民の方が増え、かけがえのない命が守られるよう、養成講座の開催と資格取得に必要な費用の全額補助を早期に実現できるよう要望いたします。1番目の質問を終わります。

次に、通告の2番目の質問になります。本市が設置する無料相談窓口の充実についてです。現在、本市では幾つかの無料相談窓口が設置されておりますが、国家資格者を活用している相談の現状はどのようになっておりますでしょうか。無料相談の種類、内容、回数等について、総務部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君。

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えいたします。

現在、市では無料相談窓口として、司法書士が多重債務や遺産相続等の相談に応じる司法書士相談、消費生活センターの相談員が消費生活に関する問題の相談に応じる消費生活相談、行政相談委員が行政機関に対する意見をお聞きする行政相談、人権擁護委員が人権問題や家庭問題の相談に応じる人権相談等の窓口を、毎月定期的に設置し、市民の皆様の様々な相談に応じております。

御質問にあります国家資格者を活用した相談窓口としては、司法書士による司法書士相談及び社会福祉協議会が実施されている弁護士による法律相談がございます。

まず、司法書士相談につきましては、月1回、市役所別館にて、司法書士が市民からの相談に応じており、相談内容としては、主に相続に関する相談が多く、相談日1日の定員6人は、毎回予約で埋まる状況となっております。

次に、法律相談につきましては、月1回、市福祉センターにて、弁護士が相談に応じてお

ります。相談内容については、社会福祉協議会に確認したところ、相続や多重債務、離婚問題等が主な相談内容となっており、市の各担当課や消費生活センターからの紹介で相談に来られるケースも多くなっているようです。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君。

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。御答弁によりますと、現在行われている国家資格者による無料相談は、弁護士、司法書士がそれぞれ月に1回、予約制であり、毎回相談の定員が埋まってしまうとのことでございました。以前、市が開設する無料相談を利用された市民の方にお話をお聞きしたことがございます。皆さん、「宇土市が設置をしている無料相談窓口だから、気軽に安心して相談ができる。」とのことでございました。市民の皆様が、気軽に安心して御相談においでになり、そのことにより結果として市民の皆様の安全に大きく寄与している。大変すばらしい制度であると思っております。近年、多くの市民の皆様に関係するのではないかと法律改正等が行われております。特に、先ほど御答弁にもありました御相談件数が多い相続に関するものも、法律改正が非常に多くなっております。一例を挙げますと、本年4月27日よりスタートいたしました相続土地国庫帰属制度がございます。この制度は、本市の議会でもたびたび取り上げられ、全国的にも問題となっております、空き家・空き地増加の原因の一つである所有者不明土地の発生を予防するために創設された制度であります。制度の内容を簡単に申し上げますと、相続した土地の所有権を取得した人が、一定の要件を満たした場合に土地を手放して国庫に帰属させることができるという制度です。しかし、この制度について誤って認識されていることが多いようで、利用しなくなった不要な不動産を市が無条件で引き取ってくれると、思い違いをなさっている市民の方から、何度か御相談をお受けしたことがございました。国家資格者による無料相談窓口の充実を図ることで、市民の皆様へこういった法律改正等に伴う新しい制度や情報をより正しく伝えることができ、市民の皆様にとって有益な態勢が取れるのではないかと考えております。現在、弁護士、司法書士という国家資格者の無料相談窓口を開設をしているとの御答弁でございましたが、まだ本市において、行政書士による無料相談窓口は開設されていないようです。行政書士の業務は、契約書等の作成、遺言や相続に関すること、官公署へ提出する書類の作成など多岐にわたっており、先ほども言いました相続土地国庫帰属制度における承認申請書作成の代行も弁護士、司法書士、行政書士だけに限られております。身近なまちの法律家と言われる行政書士の持つ専門的知識は、市民の皆様の安心・安全に寄与するのではないのでしょうか。そこで、国家資格者である行政書士を活用し、相談窓口の充実を図ってはどうかと思慮いたしておりますが、総務部長いかがでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君。

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

相続など様々な問題が増えてきている状況の中で、国家資格者等の専門知識を持った方への相談は、市民の皆さんが抱える問題解決の助けとなり、トラブルの防止につながるものです。また、市民生活に関連する法改正等についても、正しい情報を伝える機会にもなっています。

市役所に、無料で、気軽に国家資格者等の専門知識を持った方へ相談ができる窓口が増えることは、市民にとって非常に有益であり、必要なことであると考えます。

その中でも、御提案いただいた行政書士については、宇城管内でも多くの方が業務を行われており、市民に身近な法律の専門家として、幅広い分野で相談に応じていただけるものと思います。

今後、市の無料相談窓口の更なる充実に向けて、行政書士会と相談窓口の設置に向けた協議を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君。

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。行政書士会との相談窓口設置に向けた協議を進めてまいりたいとの前向きな御答弁をいただきました。具体的内容についてしっかり協議を進めていただきますようお願いをいたします。

通告の3番目の質問となります。野良猫に関する質問です。市民の皆様から、「野良猫が庭に侵入してふん尿をするので臭いがひどい。」「家の中まで入ってきて食べ物を食い荒らす。」「近所の人が猫に餌を食べさせるが、片づけられないので食べかすが散らかって汚い。」「繁殖期の大きな鳴き声がうるさい。」など、どうにかならないのかと御相談を多くいただきます。そこで、過去5年の本市に寄せられた野良猫に関する苦情や相談件数及びその内容について、市民環境部長にお伺いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市民環境部長、小山郁郎君。

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

野良猫問題とは、迷子猫や飼い主の勝手な都合により捨てられた猫が、住宅の敷地内でふん尿や家屋内に侵入して食物を荒らすなど、猫による迷惑行為のことです。また、野良猫は繁殖により個体数が増えていき、さらに被害が増大するなど全国的に問題となっています。

本市における野良猫の現状について、市に寄せられた飼育猫や野良猫に関する苦情や相談の過去5年間の件数及びその内容についてお答えします。

まず初めに、連絡を受けた件数は、平成30年度17件、令和元年度18件、令和2年度20件、令和3年度17件、令和4年度19件の合計91件となっております。連絡を受け

た後、対応した回数を含めると延べ289回となっております。

次に、市に寄せられる苦情や相談の内容としては、飼い猫・野良猫のふん尿による臭いの被害が一番多く、続いて、飼い主のいない猫、いわゆる野良猫への餌やりによる近隣トラブル、3点目としてごみ荒らしや庭荒らしによる被害、4点目に飼い主のいない子猫の取扱いなどがあります。

このような苦情や相談があった場合は、担当職員が速やかに現地確認等を行い、必要に応じて猫の飼い主あるいは当事者等に対し直接指導や助言を行っております。

また、本市による指導を行っても改善が見られない場合は、熊本県動物の愛護及び管理に関する条例第3条第1項に基づき、宇城保健所の職員と本市の担当職員が一緒に出向き、指導を行っております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君。

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。連絡を受けた後に苦情等に対応した回数も含めると289回もあるというのは大変多いと感じます。対応される職員の方の心労もいかばかりかとお察しをいたします。環境省が出している冊子に「ふやさないのも愛」というのがあります。その中に、猫は1回の出産で4頭から8頭の子猫を産み、年2回から4回の出産が可能である。またメスの子猫は早いと生後4か月から繁殖できるようになるというものも記載がされております。現状を放置したままでは野良猫は増えていく一方で、市民からの苦情は減らないと思います。そこで、避妊去勢手術が問題解決には不可欠であると思慮いたしておりますが、市民の方から野良猫の避妊去勢手術についての問い合わせがあった場合、本市としてはどのような対応をされておりますでしょうか。もし、熊本県が実施している避妊去勢手術補助金の御案内をされているのであれば、その利用件数及び本市の動物病院での避妊去勢手術の件数について、市民環境部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市民環境部長、小山郁郎君。

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えいたします。

市民の方から避妊去勢手術に対する助成の問い合わせがあった場合は、熊本県が実施している飼い主のいない猫の避妊去勢手術補助金を案内しております。

こちらの補助金は、飼い主のいない猫を保護し、繁殖を抑制することを目的として、飼い主がいない猫を動物病院で避妊去勢手術をした方に対し、オス1頭当たり5千円、メス1頭当たり1万円を助成するものです。

宇城保健所に、宇土市民の過去5年間の利用件数を尋ねたところ、平成30年度6件、令和元年度6件、令和2年度1件、令和3年度6件、令和4年度6件の合計25件となっております。ただしこれは、実際に手術をした件数であり、申請はあったが猫が捕まらなかった

ため手術ができなかったといった事例が、年に数件あったとのことでした。

また、市内の動物病院に避妊去勢手術の件数を尋ねたところ、飼い猫・野良猫合わせて令和4年度で150件の手術を行ったとのことでした。

ちなみに、これらの手術を受けた証として、耳の先端をさくらの花びらのようにV字型にカットする耳カットが施されます。このような耳の先端がカットされた猫をさくらねこと呼び、避妊去勢手術が施術されている目印となります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君。

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。さくらねこのお話が御答弁の中にも出てまいりましたので、地域猫活動も含めて、本市として今後野良猫問題への取組をどのように考えているか、野良猫だけでなく、飼い猫に関するルールの啓発や情報発信の拡充について、市民環境部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市民環境部長、小山郁郎君。

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

今後の取組としまして、野良猫等に対する無責任な餌やりは、生活環境保全上多くの問題を抱えており、また、更なる繁殖にもつながりますので、飼い主がいない猫や外で飼われている猫がこれ以上増えないよう、無責任な餌やりの禁止について、まずは市民の皆様へ啓発することが第一だと考えております。

啓発方法としましては、広報紙、ホームページ、SNS等による発信などが考えられ、いずれも継続して発信し続けることが重要であると考えております。また、宇城保健所や施設管理者、行政区長と協力しながら、無責任に猫に餌などを与えないようお願いする看板の設置や注意チラシの配布、あるいは戸別訪問による直接的な指導も効果的であると考えます。

現在、熊本県においては、人と動物が共生するくまもとの実現を目指しており、この実現に向けて、地域住民が特定の飼い主がいない猫のルールを作って、共同で飼育管理する地域猫活動への取組を推進しています。この活動に取り組む町内会や自治会等に対して、上限30万円の補助金を交付しています。

地域猫活動の取組には、地域住民の理解と協力が必要不可欠であり、地域猫活動の周知啓発も重要であると考えています。

本市としましても飼い主のいない猫問題への対策として、熊本県が実施する地域猫活動の取組、飼い主のいない猫の避妊・去勢手術への助成、犬猫譲渡活動支援補助金など、今後広く市民に知っていただくため、野良猫等への餌やりルールの啓発等に加えて、広報紙やホームページ、SNS等で周知を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君。

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。地域猫活動は、この質問の最初に申し上げた様々な問題を解決できるとても良い取組になるのではないかと考えておりますが、地域の皆様の御理解と御協力がなければ難しいと思います。本市といたしましても、地域猫活動の周知と啓発をお願いをいたします。また、御答弁の中では触れられていなかったかと思いますが、公益財団法人どうぶつ基金では、さくらねこ無料不妊手術事業を行っており、熊本市や菊池市など、県内の七つの行政機関が行政枠として登録をしております。行政枠として登録をしていただくと、さくらねこ無料不妊手術チケットを枚数制限なしで申請することができます。本市としても是非御検討いただきますようよろしくお願いをいたします。

次に、通告の4番目、雑誌スポンサー制度についての質問に入ります前に、先月、宇土市立図書館の視察をさせていただきました。図書館の職員の皆様が、来館される方々が利用しやすいよう、またいろんな本を読んでもらうようにと知恵を絞り、創意工夫をなされている姿に大変感動をいたしました。今後も様々な企画や取組をお願いしたいと思います。

では通告の4番目、雑誌スポンサー制度についてでございます。宇土市立図書館の利用者数は新型コロナ禍の影響が大きいと思いますが、令和4年は2万4,192人とこのことでした。新型コロナ禍前の平成30年は3万1,002人であり、6,800人ほど減少をしておりますが、今後図書館利用者も徐々に回復していくであろうと思います。そこで、現在、全国の多くの図書館で導入をされている雑誌スポンサー制度というものがございます。これは、企業や団体が図書館の指定する雑誌リストから好きな雑誌を選び、その広告料を負担することで雑誌の最新号のカバーや雑誌書架などに広告を掲出できる制度です。本市であれば、年間2万から3万人の図書館利用者が掲出された広告を見ることになります。図書館は、雑誌を含む図書など必要な資料を収集し、整理し、保存して、利用者の教養、調査・研究等に役立てることを目的とする、本市において非常に大切な施設の一つであります。この雑誌スポンサー制度は、市立図書館が市民の皆様へ提供する資料や情報をより一層充実させるものであり、スポンサーとなる企業や団体の皆様は、図書館に広告を掲出できるだけでなく、社会貢献を行っている企業、団体であるとアピールできる側面もございます。県内では、天草市や大津町などがこの制度を導入されております。特に、天草市ではスポンサーを希望する企業等が多く、成果として成功しているようです。本市の図書館では、定期購読を行っている雑誌は37誌と聞いております。本市においてもより一層図書館を充実させるために、雑誌スポンサー制度を導入してはいかがかと思いますが、教育部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君。

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

まず、雑誌スポンサー制度について御説明します。

雑誌スポンサー制度とは、企業・商店等に広告掲載料として雑誌の購入代金を負担いただく代わりに、その雑誌の最新号のカバーに企業名や広告を掲載する制度です。

この雑誌スポンサー制度は、県内では八代市や天草市など8市で導入されております。

特に、天草市では56の企業等がこの制度に申し込まれておりまして、70種類の雑誌に広告が掲載されております。

しかし、導入した自治体では、スポンサーを募集しても参加する企業等がないところもあるようではございますが、本市においては、天草市など成功例を参考に、雑誌スポンサー制度の導入について前向きに検討してまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君。

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございました。シンプルな御答弁の中に、成功している自治体を参考にして、制度導入について前向きに検討していくという御回答であったかと思えます。是非、早期に雑誌スポンサー制度の導入をお願いいたします。

それでは、以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。御清聴本当にありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。10時55分から再開します。

-----○-----

午前10時43分休憩

午前10時55分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

4番、浦本晴美さん。

○4番（浦本晴美さん） 皆様、おはようございます。本日、新議場にて二番手の質問をいたします、会派、風の浦本晴美でございます。よろしく願いいたします。赤ちゃんから高齢者の方々が心穏やかに暮らしているという宇土市のより良い未来につながるイメージを持ちながら、質問をさせていただきます。

本日の質問内容でございますが、地域の特性を生かした多様な教育環境について、そして児童センターの利用状況と環境について、そして生理の貧困について、この3点でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 浦本晴美さん。

○4番（浦本晴美さん） 浦本晴美でございます。質問をさせていただきます。

まず、通告の1番、地域の特性を生かした多様な教育環境についてでございます。教育の多様化により、フリースクールやオルタナティブスクールといった新たな教育の場に注目が集まっている現在ですが、学校に行きづらさを抱えている子どもたちの一つの受け皿となっているのが、網田小・中学校であると考えております。小規模特認校制度開始から次の状況についてお尋ねをいたします。1、制度開始から、小規模特認校制度を利用した児童生徒数の延べ人数について、2、制度を利用した児童生徒及び保護者の意見並びに感想について、野口教育部長にお尋ねをいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君。

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

近年、フリースクールなどを代表とする学校の在り方についての議論や多様な対応が求められている中で、本市では、平成27年度に網田小・中学校に小規模特認校制度を導入し、制度開始の平成27年度から令和4年度までの間、各年度の利用人数で、延べ48人の児童生徒が当該制度を利用しております。

次に、当該制度を利用した児童生徒などの意見等についてですが、直接、対象者から意見等は聞いておりませんが、網田小・中学校に確認しましたところ、保護者からは、「網田地区の落ち着いた雰囲気、また、自然豊かな環境の中で、学習も落ち着いてできる。」といった意見や、「子どももこの制度に賛成しており、保護者としても、先生たちとの距離感も近く、とても安心感がある。」「担任以外の先生や校長、教頭、どの先生でも自分の子どもの話ができる。」という意見もありました。

その一方で、「通学のための交通費がかかる。」「他の保護者と話す機会が少ないため、学校の様子が子どもの話だけからしか分からない。」というマイナスな意見もありました。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 浦本晴美さん。

○4番（浦本晴美さん） 御答弁ありがとうございます。今、宇土市内の中でも様々な悩みや問題を抱えた御家族、子どもたちが、市外のフリースクールやオルタナティブスクールを自ら選び、通っている現状があります。また、どこにも身を置くことができず、悩んでおられる御家族もあるようです。平成27年度から現在まで9年目を迎えている小規模特認校ですが、これまで延べ人数48人の児童生徒が制度を利用したとのこと、決して多い人数ではないと考えます。また、制度を利用した児童生徒と保護者の方の感想として、網田地区の良さを実感してもらえたと感じ取れる言葉をいただき、大変うれしく思います。まさに、網田は先生と児童生徒の距離が近く安心感があり、自然の中でゆったりと時間が流れるような場所であります。また一方で、通学のための交通費の負担や保護者同士の交流する機会が少ないため、学校の様子が分かりにくいとの御意見もありました。このマイナス意見を改善する働

きに期待をいたします。野口部長がおっしゃいますように、学校の在り方についての議論はとても大事なことであり、子どもたちは年々成長していきますので、議論・対応は待ったなしであります。宇土市は子どもど真ん中という気持ちで、お取組をよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。小規模特認校制度の良さは、独自の教育プログラムを実施することができることであると思います。現在、小規模特認校である網田小・中学校では、どのような特色ある教育に取り組んでおられるのか。また、今後、多様化する社会の中で、網田小・中学校に求められる地域の特性を生かした教育プログラムにはどのようなものがあるか。そして特色ある教育に触れる機会を増やすためにも、小規模特認校制度における送迎バスの必要性を感じておりますがいかがでしょうか。元松市長にお尋ねをいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

網田小・中学校の小規模特認校制度は、自然豊かな環境のもと、少人数による学習で特色ある教育活動を展開することを目的に創設をされております。

そのような中、現在、地域の特性を生かした教育としましては、まず、小中一貫教育の強みとして、小中学校合同による運動会や歓迎遠足、中学校教師による小学校での授業や6年生が中学校に登校して授業を受けたり、異学年の児童生徒同士が関わりを深めたりすることで、豊かな人間性や社会性を育くむべく取り組んでおります。

また、小学校では、イカ漁体験や御輿来海岸探検など、自然を生かした体験学習を実施するほか、中学校では外部講師を招いて第6次産業の企業体験として、地元網田産のみかんを利用したアイスクリーム作りが計画されるなど、恵まれた自然はもちろん、地域住民も企業等も一体となって、子どもたちを育てる取組を行っておられます。網田でのこのような教育に対する私なりの思いを、少しお話をさせていただきたいと思います。網田小・中学校におきましては、ただいま申し上げたような特徴的な取組を実践されております。しかしながら、それが網田でなければできないことかと問われれば、網田でなくてもできることはあるのではないかなという印象を受けております。小規模校なりのメリットはもちろんあるわけで、それにプラスして、網田ならではの自然や住民の熱意などをもっと生かさせていただいて、網田独自の特化した小中9年間継続するインパクトのある教育プログラムを作り上げることはできないかと思っております。例えばです、仕事をテーマとして、農業では野菜やミカン、米を作り、漁業では採貝あるいは海苔の養殖など、育てる、とる仕事を体験させる。それらで収穫した農海産物を漬物やジャム、お菓子、餅などに加工する作る仕事、実際に宇土マリーナや網田駅あるいはインターネットを活用して販売をする売る仕事、このほかにも市役所の支所ですとか郵便局、あるいは福祉施設などの事業所における仕事の体験、そのほ

かにもいろいろあると思います。世界的に網田を飛ばたいいくことになるという内容になると思うのですが、例えばコンピューターのプログラミングですとか、流通や金融などを中学校3年生ぐらいで学ばせても、私はおかしくないと思っているわけですが、そのような総合的な教育プログラムを導入できないかというものです。これらを小中学校の先生に押し付けるということは、全く考えておりません。例えば農業や漁業、作るまでも含めて、とる、育てる、作る、売るとかも含めて、地域で対応可能なものがたくさんあると思います。このようなものは網田の地域力を生かして、地域の皆さんにサポートしていただく。市としても新たな教育モデルとして、全面的にバックアップして支えるというような内容です。小規模校だから目も届く、手も届くという強みに加え、義務教育9年間を通していろいろな仕事を体験できるんだというような大きな特徴を打ち出し、網田で学ばせたいと感じてもらえる教育に変えていくことができれば、市東部在住の方で網田でやはり学ばせたい、網田小学校にやりたい、網田中学校で学ばせたいという人が増えてくると思いますし、さらには、これは大切なところなのですが、市外在住の方が網田を目指して移住をしてくる、そのような教育の受け皿にできないかというような思いであります。急激な少子高齢化そして過疎化が進んでおります。有効的な対策はなかなかありません。私が今言ったような構想にも大きなハードルが多々あります。しかし、宇土市で人口が一番減っている、人口減少が最も進んでいる網田地区をモデルとした大きな挑戦だと思っております。そのためには、まずは教育委員会の理解が必要不可欠であり、具体的にはこれからですが、浦本議員におかれましても、そういう意味では是非お力添えを賜りたいと思います。

続きまして、送迎バスに関してです。

少し否定的な意見になって申し訳ないのですが、私は送迎バスを出すことで、多少のプラス影響はあると思っています。しかし、それだけで小規模特認校制度利用者が大きく増えるとは思えません。ちなみに、小規模特認校に送迎バスを出している県内のある自治体への聞き取り調査によりますと、バス導入前後で利用者10人が13人に増えた、しかしそれ以後は減少傾向にあるという話なんです。導入や運行コストももちろん問題ですが、それ以前の問題として、そもそも今網田地区内ではJRやバスを使って通っている児童生徒も多くおります。小規模特認校制度を利用した東部在住者のみに限定してバスを走らせるということは、私は不平等だと思います。そうすると、スクールバスというような話になってくるんだろうと思うのですが、スクールバスの問題となると、これは網田地区だけではなく、同じ西部の網津地区にも波及する問題となります。現状、民間路線バスの収支が非常に厳しい状況で、見直しも待たなしの状態となっております。そういう意味で、コミュニティバス路線化への移行も考える時期となっております。そのあたりからの議論を進めたいと思っております。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 浦本晴美さん。

○4番（浦本晴美さん） 現在の小中一貫教育の取組と今後の地域の特性を生かしたプログラムについて、元松市長より具体的なお話をいただきまして、誠にありがとうございました。網田でしかできない、そして住民の熱意、何かすごく心に響きました。小中一貫教育も当初は教育特区として学力充実、英語、そろばん、表現活動などなど、子どもたちを育む、力を付ける教育がなされてきました。現在も中学校から小学校へ、小学校から中学校への乗り入れ授業は続いており、先生方には離れている学校を行ったり来たりのご不便をお掛けしながらも、子どもたちのために指導力を発揮していただいております。網田小・中学校への通学は網田地区のみならず、宇土市全体の子どもたちへの選択肢の幅を広げる一つであってよいと考えております。ただいま市長がおっしゃいました、市外からの移住も含めた教育カリキュラム、新しいインパクトを与える教育ということは大変感銘を受けたところでございます。たくさんの集団にすることが苦手な子ども、自然に触れる環境が落ち着くと感じる子ども、特化した教育に対し目的意識を持って選択する子どもたちがいてもよいと思います。個性ある子どもたちを公的な教育の受け皿で見守り、育てていくことができるのが、我が宇土市の教育ではないでしょうか。誰一人として取り残してはならない、取り残さないためにも、送迎バスについては、またその方法について、引き続き手段を考えていただきますようお願いいたします。特化した教育プログラムと送迎バスはセットである、まずは選ばれる学校になる必要があると思っております。学校の特性を生かした教育、網田には平成13年から網田教育の里づくり推進会議があり、「地域の子どもは地域で育てる、子育ては網田で」をスローガンに、20年以上取り組んでいる素地があります。これからも子育ては網田で、教育も網田で、これは住民からの声です。西部地域の活性化は教育で人づくり、児童生徒の減少に待ったをかけるためには、これしかないと考えております。子どもの未来、宇土の未来をより良いものにしたいなら、今から始める必要があります。夢物語を語るだけでは変わらない、未来は今の積み重ねです。今を実行して、行動して考え、積み重ねた先に宇土の未来はあると思っております。是非とも、網田小・中学校の一貫教育が網田の特性を生かしたさらに魅力ある教育プログラムのもと、市内の子どもたちから選ばれる学校になりますよう、市長がおっしゃいますように、市外・県外からも選んでもらえる学校になりますよう、9年間の教育で生きる力にあふれる子どもたち、自分を大切にし人を大切にできる子ども、豊かな心と発想力で自分を信じていることができる子どもたちが誕生することを心から願っております。地域立網田小・中学校と呼ばれる地域力で学校を支えていきたいと思っております。ありがとうございます。

続きまして、通告の2番です。児童センターの利用状況と環境について。宇土市の児童セ

ンター条例では、第5条で安全で自由な遊びの施設等を提供することとなっています。新人議員視察研修で見学させていただきましたが、建物自体の構造に不安を感じました。二つの建物を階段で行き来することや部屋が幾つも分かれているため、大人の目が行き届かないのではと感じました。これまでにけがをした児童はいないか、岡田健康福祉部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

児童センターは、子どもたちに健全な遊びを提供し、健康増進と情操を育むことを目的とした児童厚生施設であります。昭和55年に開設し、今年で築43年になります。建物は、3階建ての2棟を間の外階段でつなぐ複雑な構造になっており、各階に図書室や遊戯室、音楽室、体育室等を設置しております。

議員の御指摘のとおり、2棟を階段で行き来することから、安全面に配慮する必要がありますので、階段や乗降口に滑り止め設置や、雨風を防ぐための改修を行い、安全確保に努めているところです。また、各部屋及び屋外運動広場には、平成23年に監視カメラを設置し、事務室から子どもの様子を見守るとともに、職員が子どもと一緒に遊びながら安全な遊び方を伝え、事故防止に努めております。

これまでにけがをした子どもはいないかとの御質問については、屋外運動広場で転んで擦り傷を負ったなどではありますが、重篤なけがをした児童はいません。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 浦本晴美さん。

○4番（浦本晴美さん） 御回答ありがとうございます。建物の構造の関係でけが人が出ていないことに大変安心しました。職員の方が子どもと関わりながら指導をされていることや、老朽化の進む建物を子どもたちが安心して使用できるように努力されていることは、視察で十分理解できました。今後も少ない職員の数ではあると思いますが、子どもたちの見守り、育みをよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。外広場の遊具には、年齢制限等で使用を禁止されている遊具が幾つかありますが、子どもの遊び環境において、制限されるような遊具が設置されていることに対してどう考えになりますでしょうか。岡田健康福祉部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

児童センターは、幼児から小学校6年生までが利用できるという性質上、全ての対象年齢に共通した遊具を揃えることは難しいと思っております。

現在、児童センター内の屋外運動広場には、11基の固定遊具を設置しております。これ

らは、全て児童健全育成推進財団からの寄贈により設置したもので、そのうち、小学生まで利用できる遊具が5基、3歳から6歳までの年齢制限がある遊具が5基、0歳から3歳までの年齢制限がある2連ブランコを1基設置しております。

これらの遊具については、年に1回、指定専門業者による遊具劣化の診断を受けており、必要に応じて修繕を行っております。遊具を安全かつ長期に使用するためには、維持管理上、年齢制限がある遊具は制限を遵守して使用すべきでありますので、幼児スペースと小学生スペースの間に仕切りを設けて、遊具ごとに使用制限を掲示しております。

今後も引き続き、児童センター施設の環境整備に努めるとともに、子どもたちに安全な遊び場を提供していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 浦本晴美さん。

○4番（浦本晴美さん） 御回答ありがとうございました。天気の良い日は外での遊びが盛んだらうと思います。決して広くない園庭に、幾つも固定遊具を置く必要があるのかと思いました。昨今の子どもたちは、あれも駄目、これも駄目などなど、様々な禁止事項の中で生きています。遊びながら学び、失敗を繰り返す学び、経験値を上げていく子ども時代は大変貴重です。大人になってからやり直しはききません。是非とも子どもたちが自由な発想で遊ぶ環境づくりを引き続きよろしく願いいたします。

続きまして、次の質問に移ります。児童センターの1階、事務室前のトイレが男女同じ空間に設置されており、小便器のところには、カーテンが目隠しとしてかかっていたのですが、誰かが使用しているときには非常に気を遣い、使いにくいと感じました。また、乳幼児のおむつ交換、授乳スペースもない現状についてどう考えておられるでしょうか。岡田健康福祉部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

児童センター内には、道路側建物の各階にトイレを設置しております。1階には、カーテンで仕切ることができる男性用の小便器と男女兼用の洋式便器があります。2階には、幼児用洋式便器と男性用小便器及び洋式便器各2基、3階には、男性用小便器2基及び和式便器が2基あります。各階のトイレが男女兼用ということで、今まで利用者から特に苦情等はあっておりませんが、議員が視察研修に来られた際に御指摘をいただきましたので、早速2階のトイレは女性専用として使用することといたしました。

また、御指摘のおむつ交換・授乳スペースにつきましては、必要な際は、空き部屋等を利用いただいている状況ですが、これからも、おむつ交換や授乳を希望される利用者がいらっしゃると想定されますので、まずは、手洗い場がある2階の体育室や3階図書室の準備

室の一部を、おむつ交換や授乳できる場所として提供し、パーティションやワンタッチ着替え用テント等を準備するなど、限られたスペースで必要に応じて対応していきたいと考えております。

今後は、お子様連れの方々が、安心かつ快適に利用していただくために、早急な施設内の環境整備に努めていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 浦本晴美さん。

○4番（浦本晴美さん） 御回答ありがとうございます。早速2階のトイレの対応や、若いお母さんたちのための授乳スペースやおむつ交換の場所の工夫に取り組んでいただき、大変ありがとうございます。職員の方の努力で、子どもたちの遊び場が成り立っているという感じが大変いたしました。昭和55年に開設された築43年の建物。老朽化も進み、子どもたちが安心して遊べる場であるのかと、正直疑問を持ったところでございます。未来ある子どもたちの遊ぶ環境はどうあるべきか、全体で議論していく必要があると思います。宇土市は子どもがど真ん中という気持ちで取り組んでいきたいと思います。今後、児童センター、ファミリーサポートセンター、集いの広場、ほっとスペースや第三の居場所と言われるサードプレイス、子ども包括支援センターなどなど、子どもを取り巻く環境を応援する複合施設の検討も、視野に入れていただきますようお願いいたします。ありがとうございます。

続きまして、通告の3番目の質問に移ります。経済的理由で生理用品が購入できない、生理の貧困についてでございます。県の教育委員会は、県内の小中高の女子トイレ個室に、生理用品を設置するよう準備を進めておられますが、現在、市内の小中学校のトイレ個室に生理用品は設置してあるのでしょうか。野口教育部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君。

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

トイレへの生理用品の設置につきましては、令和3年6月定例会において福田議員の一般質問に対し答弁しましたが、当時、各小中学校の養護教諭の意見を集約しましたところ、養護教諭は児童生徒の健康状態や生理の貧困の背景が把握しやすいこと、また、児童生徒の気持ちに寄り添った相談支援が可能となるといった教育的配慮の理由から、保健室に常備し、必要な児童生徒に渡すことが、児童生徒への支援策としてより効果的ではないかとの意見が多く聞かれました。このため、保健室に生理用品を常備し、現在に至るまでトイレ個室への設置は行っておりません。

しかしながら、最近の動向として、全ての県立学校や県内自治体の小中学校でも、トイレ個室への設置が促進されている状況です。このような状況を受け、本市においては、今年度、各市のトイレ個室への配置状況を調査するとともに、各小中学校関係者の意見を踏まえなが

ら、トイレ個室への生理用品の設置に向け準備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 浦本晴美さん。

○4番（浦本晴美さん） 御回答ありがとうございました。生理の貧困と聞いてぴんと来ない方も多いかもかもしれません。熊本地震、コロナと続き、家庭の経済が厳しくなっている現状があります。本当に困っている人の声というのはとても小さく、聞き逃してしまう。だからここで声を聞き取ることができないのではないかと思います。私たちは、そのような小さな声にも、しっかり耳を傾ける必要があると感じています。人吉市では、子どもたちにアンケートを採られました。参考までにお伝えしますと、生理用品に関して「学校で急に始まったとき、生理用品を持っていなかったらどうするか。」という問いには「友だちからもらう。」が7割、「保健室でもらう。」が3割でした。「なぜ、友だちにもらうのか。」という問いには、「友だちには言えるが先生には言えない。」また「保健室にあることを知らない子どももいる。」というような実態が見えてきたそうです。保健室の先生は、児童生徒の気持ちに寄り添った支援、顔を見て渡したい、そこから相談支援につなげていきたいと考えておられるのは十分に理解をいたします。しかし、保健室に行かない、行けない児童生徒もいるということを知っていただければと思います。女性の生理について表立って問題にしづらい内容ではありますが、児童生徒の衛生面においては大変必要なことでありますので、今回質問をさせていただきました。大変前向きな回答をありがとうございます。

これにて質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） 議事の都合上、暫時休憩いたします。11時35分から再開いたします。

-----○-----

午前11時28分休憩

午前11時34分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

5番、佐美三洋君。

○5番（佐美三 洋君） 改めまして、こんにちは。無所属の佐美三です。本定例会におきまして、質問の機会をいただきましてありがとうございます。今回は、適応指導教室ほっとスペースと小規模特認校制度について、それからJR網田駅の耐震診断結果が出ているということで今後の動きについて、それから道の駅宇土マリーナのトイレ施設について、この3点について質問をさせていただきます。それから一つお断りですけれども、持病のぜんそくが

ちょっとありまして、咳き込む場面もあるのかなと思いますけど、その点、御容赦をお願いします。それでは質問席に移ります。よろしく願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 佐美三洋君。

○5番（佐美三 洋君） それでは、執行部におかれましては簡潔明瞭な答弁をお願いしておきます。まず1点目ですけれども、浦本議員に引き続き、小規模特認校制度関連の質問をさせていただきます。適応指導教室ほっとスペースと小規模特認校制度について、ほっとスペースの役割と利用状況について、開設目的、活動状況も含めてお尋ねをいたします。また併せて、ほっとスペースで卒業した生徒の高校入学後の卒業状況調査の有無について、野口教育部長にお尋ねをいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君。

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

通称ほっとスペース、いわゆる適応指導教室は、心理的又は情緒的な原因により、登校できない児童生徒に対し、相談、指導等を行うことにより、その学校復帰を支援するために、平成19年4月に設置しております。

次に、直近5年間の利用状況につきましては、各年度の最大利用人数は、平成30年度が8人、令和元年度が10人、令和2年度が7人、令和3年度が13人、令和4年度が13人となっております。

次に、主な活動内容につきましては、所属する学校から配布されるプリント学習や読書、パズルや工作等を行うなど、不登校の児童生徒が自宅から一歩外へ踏み出し、安心して過ごせる居場所づくりに努めているところであり、個別カウンセリングや教科指導等も必要に応じて行っております。

最近では、ほっとスペース内にWi-Fi環境を整備しておりますので、タブレットを持参し、ドリル学習を行っている児童生徒もおります。

次に、ほっとスペースで卒業した生徒の高校入学後の卒業状況調査につきましては、対象となる中学校において全ての卒業者の進路先は把握しておりますが、最終的に卒業したかどうかまでは把握していない状況です。したがって、調査は実施しておりません。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 佐美三洋君。

○5番（佐美三 洋君） ありがとうございます。利用する生徒はおおむね10人前後を推移しているとのことであります。次に、少し視点を変えまして、小規模特認校制度における周知・PRの状況について、過去3年間の状況について教育部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君。

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

過去3年間の小規模特認校制度の周知・PRの状況につきましては、制度内容について、市ホームページに掲載するとともに、広報紙においては、令和2年度は掲載しておりますが、令和3年度及び令和4年度は掲載しておりません。

また、対象校となります、宇土小、花園小及び鶴城中の保護者に対しては、制度内容のチラシを作成し、令和4年度は周知しておりますが、令和2年度及び令和3年度は周知しておりません。

市としましては、制度内容の周知不足は否めませんので、今後は、継続的に広報紙の掲載回数を増やしたり、保護者向けの周知を早い時期に行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 佐美三洋君。

○5番（佐美三 洋君） ただいまの教育部長の答弁によりますと、広報うとについてはこの2年間掲載はしていないとのことであります。また、大規模校である宇土小、花園小及び鶴城中の保護者への周知については、令和2年度と3年度はやっていないということで、令和4年度には実施しているとのことであります。部長の答弁のとおり、周知不足は否めないと、私もそう思います。また、広報紙への掲載については、以前から内容まで踏み込むような記事にはなっておりません。今後は制度の内容が分かるような周知の仕方をお願いしたいと思います。この点、教育部長よろしく願いいたします。

それでは、今回このほっとスペースと小規模特認校制度という視点で質問をしておりますが、この適応指導教室いわゆるほっとスペースについては、心理的又は情緒的な原因で、学校に通えない児童生徒を救済することを目的に設置されており、適応指導員の先生方が一生懸命指導されていると理解をしております。また、当該児童生徒にとっては、心の拠りどころとなる大変重要な役割を果たしている機関と認識をしています。このことは、まずもって申し上げておきます。このような中、先ほどの教育部長の答弁によりますと、ほっとスペースで卒業した生徒が、その後の進路先について、例えば高校に入学した後の当該生徒がその高校を卒業したか否か、追跡調査までは行っていないとの答弁がありました。制度開始から16年目になりますが、これまで一度もそういった検証はなされていないということでもあります。ほっとスペースで卒業した生徒の高校入学後の卒業状況調査の必要性について、また不登校あるいは不登校気味の児童生徒への学校復帰への選択肢の一つとして、ほっとスペースと併せてこの小規模特認校制度ももっと活用してはどうかと私は思います。太田教育長の見解をお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育長、太田耕幸君。

○教育長（太田耕幸君） 御質問にお答えします。

まず、ほっとスペースで卒業した生徒の追跡調査につきましては、先ほど教育部長が答弁

しましたとおり、卒業したかどうかまでは把握していない状況であります。

追跡調査につきましては、議員御指摘のとおり、必要な部分ではあるかと思いますが、ほっとスペースで卒業した生徒に限らず、高校進学後、学校生活に馴染めなかったり、学業不振であったり、様々な理由により中途退学する者は一定数いるものと思われまので、ほっとスペースを卒業した生徒に限っての対応は考えておりませんでした。

また、追跡調査につきましては、進学先の高校からそのような情報を提供していただけるか、個人情報等の問題など解決すべき課題等もありますので、調査の実施については慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、ほっとスペースと併せ小規模特認校制度を選択肢の一つとして加えることについてお答えいたします。

不登校の児童生徒に対する支援につきましては、対象となる児童生徒が、自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がございます。

不登校の児童生徒が抱える悩みは多種多様であり、学習環境や友人関係、家庭の問題など様々な要因が絡み合い、ストレスを抱えるケースもございます。

まずは、担任が中心となり学校がチームとして対応する中で、少しずつ児童生徒が悩みを打ち明け、様々な選択肢の中から、最終的に自らの意思により自立に向け学校に復帰して登校できることが望ましいと考えております。

そのため、不登校の初期段階においては、自宅での見守りや自宅から一步踏み出すほっとスペースを利用しながら、学校と児童生徒、保護者が良好な関係を築きながら、課題を解消することが何よりも重要であります。

このようなことから、ほっとスペースを利用する前段階で小規模特認校制度を促すことは、転校を促すように捉えられかねず、児童生徒や保護者との信頼関係を崩す可能性があり、慎重に対応すべきものと考えております。

しかしながら、ほっとスペースを利用する段階で、小規模特認校制度の情報を提供することは可能であると考えておりますので、対象児童生徒の個々の状況に応じ、適切に対応したいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 佐美三洋君。

○5番（佐美三 洋君） ありがとうございます。教育委員会は首長から独立した行政機関であり、本件追跡調査の実施については、教育長のもとで判断されることと認識をしております。一方、教育委員会に属する事務の点検及び評価を行うことについても、これは関係法律で義務づけられておりますので、制度開始から16年です。今後検討されたらどうかと思っております。今の教育長のお話の中で、ほっとスペースで卒業した生徒に限らず、高校進学後、

学校生活に馴染めなかったり、学業不振であったり、様々な理由という話をされましたけれども、まさしくほっとスペースに行っている子どもたちがですね、通常の学校生活を送って高校に入る子どもよりも、もう既にそういう状況になっていると思うんですよ。ですから、そういう調査をしたほうがいいんじゃないんですかという話を私はしたつもりでおります。今後、検討されてはどうかと思います。

次に、不登校あるいは不登校気味の児童生徒への学校復帰への選択肢の一つとして、ほっとスペースと併せて小規模特認校制度をもっと活用することについて、教育長の見解をお尋ねしたわけですが、ほっとスペースを勧める前段階でなくてもいいと思います。先生方はその道のプロであります。対象児童生徒のことを一番把握しておられることは言うまでもありません。先生方の目で、ほっとスペースよりも小規模特認校制度で、網田小あるいは網田中に行くほうが、この子はその持ち味をより発揮できるんじゃないかなというような判断もケースとしてあるかもしれません。子どもたちに多様な学校選択の一つとして、この制度をもっと活用していただきたいと考えております。よろしく願いしておきます。

それでは、次の質問に移ります。本年度の網田小・中学校の現状の児童生徒数及び本年度の新入学児童生徒数について、それから小規模特認校制度における送迎バスの必要性について、教育長の見解をお尋ねします。

○議長（藤井慶峰君） 教育長、太田耕幸君。

○教育長（太田耕幸君） 御質問にお答えします。

まず、令和5年5月1日現在の網田小学校の全児童数は91人、網田中学校の全生徒数は39人となっております。新入学生は、両校とも9人となっております。

次に、送迎バスの必要性については、先ほどの浦本議員に市長が答弁しましたとおり、小規模特認校制度を利用する児童生徒に対する送迎バスの導入につきましては、児童生徒の安全面を考慮しますと有益であると考えております。

しかしながら、通学区域については、本来、宇土市立小中学校通学区域等に関する規則において、宇土市立小中学校に通う児童生徒は、居住地での通学区域に通うことが原則として定められております。その例外として、特別な事由により、教育委員会が承認した場合のみ、通学区域外の小中学校に通学することができる旨を定めております。通学上の安全確保については、保護者が責任を持つこととしております。

小規模特認校制度は、この通学区域の原則を弾力的に運用するという趣旨で始まった制度であり、網田小・中学校において教育を受けることを希望する者に対して、特別に通学を認めるという制度でございます。

現在、本市においては、小規模特認校制度を利用する以外の特別な事由により、やむを得ず通学区域外の学校に通学する児童生徒もおられます。

これらの児童生徒との公平性を確保する上でも、小規模特認校制度を利用する児童生徒に対してのみ送迎バスを導入することは、難しいものと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 佐美三洋君。

○5番（佐美三 洋君） ただいまの教育長の答弁ですが、ちょっと理解に苦しむわけであり、ます。宇土市立小中学校通学区域等に関する規則における、特別な事由に該当する場合というのは、例えば、児童の帰宅時に同居家族が不在であるためとか、あるいは住宅建設中で転居先の学校に早くなれるために許可する場合、あるいは保護者が病気療養中でその子が親戚の家に一時的に預ける場合等、これらは当該規則の中に具体的に例示してあります。そういうことで、当然、これは教育長も承知されていると思います。全てこれは個人的な要因、つまり自己都合による場合に特別な許可を与えるものだと認識をしております。何らかの特別の事由がなければ、教育委員会は許可をできない制度なんです。したがって、何十人も許可されるというわけではありません。まれなケースと認識をしております。一方、小規模特認校制度は自己都合ではないわけですね。宇土市が定めた大規模校である宇土小、花園小、鶴城中の生徒であれば、誰でも特別な事由はなくても、希望すれば網田小、網田中に通えると、そう定めた制度であります。通学区域等に関する規則における特別な事由に該当する児童生徒と、小規模特認校制度に関する規則における児童生徒、この二つをもって公平性を論じるのは、どう考えてもおかしいと私は思います。このような観点から、送迎バスの導入は不公平と結論づけるよりも、学校復帰ができないまま卒業する子どもたちに目を向けないといけないのではないかとこのように思うわけです。そういう子どもたちが高校に入りますと、これまでのような義務教育における手厚いシステム、つまりほっとスペースのような制度はありません。だから、大変苦勞するわけです。最悪、中途退学の可能性も高いわけであり、ます。このようなことから、卒業状況調査を行って検証することも必要ではないかというふうに思うわけであり、ます。できればそういう生徒が頑張って、そういう生徒の中には、もしかしたらほっとスペースだけではなくて違う形で頑張って、この小規模特認校制度を活用して網田小、網田中を通い、通常の学校生活を送ることで高校に入ってからいわゆる高校ショックを和らげる、そういう選択肢に本制度はなり得るのではないかとこのように思うわけであり、ます。先ほども申しましたが、先生方はその道のプロなんです。児童生徒のことを一番分かっているとこのように思います。私は、誰も彼もこの制度で網田小、網田中を勧めたいと言っているわけではありません、全くありません。この子だったら頑張っていけるんじゃないか、そういう子どもがいたら、是非ともほっとスペースの前にでも後にでも、それはどちらでもいいんですけれども、勧めるべきだというふうに思うわけであり、ます。そして、私はこのほっとスペースに行っている子どもだけを小規模特認校制度にお願いしているわけでは

ありません。大規模校である宇土小、花園小及び鶴城中に通う児童生徒の中には、本制度を利用することで新たな環境のもとで、大規模校ではできなかったリーダーシップを発揮できたり、新たな個性を生かせる、そんな子どもがいるのではないかというふうに思います。静かで緑の多い学校を好む児童生徒ですね、あるいは性格上少人数の授業を好む児童生徒、不登校気味の児童生徒、そして今現在いじめられている児童生徒がいるとするならば、救済につながる可能性があります。人生を変えるきっかけになるかもしれません。児童生徒が多様な学校選択の幅を広げる機会として、本制度をもっと活用してもらいたいというふうに考えるわけであります。その一助として、送迎バスを走らせる。このような観点から、教育委員会として送迎バスの必要性を真剣に論じてもらいたいと思うわけであります。教育長よろしくお願いしておきます。

では、小規模特認校制度における送迎バス導入の必要性について、元松市長の見解も改めてお伺いしたいと思います。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

送迎バスの必要性に関しては、先ほど浦本議員にお答えしましたとおり、網田方面はJRや路線バスも運行しており、実際に、地元の小学生がJRあるいはバス等を利用して通学しております。そのような中、小規模特認校を利用する人たちだけのために、東部からバスを出すことが平等性が得られない、平等性がないんじゃないかというようなことで答弁をしているつもりでございます。そういう意味で、地元の保護者の理解もなかなか得られないんじゃないかという考えを持っております。

もちろん、送迎バスの導入に当たっては、コスト的な面も相当かかります。それと浦本議員への答弁にもありましたとおり、実際に送迎バスを導入したにもかかわらず、制度利用者が余り増えていないという、一旦増えたけど減っているというような学校も出ているということも考えると、送迎バスをつくるだけが解決策ではないと私は思っているところです。

小規模特認校制度は、入学の要件として、通学は児童生徒の保護者の負担と責任で行うこととしておりますが、これは、必ずしも小中学校まで送ってくださいというわけではございません。実際にJRを利用して、通学している生徒もおられると聞いております。

そのため、当該制度を利用する保護者にあつては、小学校低学年は少し難しいかもしれませんが、それ以外の児童生徒であれば十分既存の公共交通機関を利用し、通学できるものと考えておりますので、宇土駅や自宅近くの最寄りのバス停まで送迎をお願いできればと考えております。

この小規模特認校制度と送迎バスということでございます。関連しますので、網田における小規模特認校と教育について、私の考えを述べさせていただきます。浦本議員への答弁と

も一部重複しますが、これを話さないとなかなか理解を得られないと思いますので、お許しをください。

網田地区における小規模特認校の導入は、小規模校ならではの目が届く、きめ細やかな指導ができるということをメリットとして、市の東部からの越境通学者を増やそうというものだったと認識しております。東部の子どもたちに複数の選択肢を与えて、西部への道を開くというようなことです。結果として、ある程度の効果は出ていると思います。しかしながら当初期待をしたほどの通学者にはなっていない、8年間で延べ48人でございますので、1年間で平均すると小学校、中学校で6人ぐらい、ですから3学年に2人ぐらいの感じになっております。そういうような状況だから、送迎バスを出せばもうちょっと増えるんじゃないかという御意見がまず一つ、そして子どもたちの選択肢の場として、大きい学校ではなくて小さい学校で、またチャレンジをしてみるというような前向きな意味も含めてであろうと思いますが、それが佐美三議員の考えであろうということは十分に理解しているつもりです。一方で、この8年間、網田地区の小中学生が減り続けております。東部からの越境通学を増やして、網田小・中学校を当面維持するだけで本当にいいのでしょうか。私はそこが疑問なんです。本気で網田小・中学校を維持していこうと思うのであるならば、やはり網田に住んで、網田小・中学校に通う子どもたちを増やす取組が重要ではないかと思っております。ですから、先ほどのバス通学とはちょっと話が違う話になるんですけども、まず手を打つべきことは、網田の教育をよそにない、もっともっと特徴的な教育の内容に変える計画をして、市の東部の子どもたちも希望できるけれども、市外の子どもたちが宇土に行きたい、網田に行きたい、網田で学びたい、保護者が網田で学ばせたいというような教育にしていく、これが必要だと思っております。ですから、単に東から持ってくればいいという考え方は、もうちょっと今それは通用しないのではないかなと思っております。今大切なのは、今申し上げましたように、定住・移住にもつながり得るインパクトのある特徴的な教育だと思っております。網田から一旦出た人がやはり網田で育てようと、網田の学校に通わせようと思うような教育に変えていく、これこそ重要であろうと思っております。過疎化が進んでいます、本当に厳しい状況です。特効薬はないもので簡単なことではございません。私が言っているのは構想の段階であって、今すぐじゃあ明日からという話にはもちろんいきません。ただ、何とかして早期に実現したいと私は思っています。もし、御賛同いただけるのであるならば、佐美三議員をはじめ議員の皆様、そしてまた教育委員会におかれても是非お力添えをいただきたい。そして網田をベースにしてモデルにして過疎化に対抗していく、このような取組につなげていきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 佐美三洋君。

○5番（佐美三 洋君） ありがとうございます。この件に関してはですね、元松市長とは制度発足時からずっと送迎については議論しているわけでありまして。そして、令和元年6月議会一般質問でもお願いしておりますが、この学校の存続はですね、教育面だけではなく、地域を形成していく上で大変重要な役割を果たしているわけでありまして。若者が当該地域に住み続けるための要件として、学校があるか否か、特に子育て世代においては、定住に向けた大変重要なポイントであります。子育て世代が網田校区に住まなくなれば、さらに少子化は進展し、地域が成り立たなくなってしまう。教育面という観点からだけではなくて、片づけられない問題があります。現状のままでは、必ず学校の存続の話にまで波及するんじゃないかということをおぼろげに危惧しているわけでありまして。小規模特認校制度の児童生徒だけを対象にした送迎バスの導入が、地元の保護者から不公平感を招くんじゃないかという、今市長のお話がありましたけれど、これはもう一例ですけども、現在、網田保育園がヨコミネ式という、市内のほかの保育園にはない、これこそ特色を持って保育を行っている園があるわけです。網田校区外から来る園児を対象にした送迎バスを走らせております。しかし、このことについて、地元の園児の保護者や住民からの苦情というのは全くないというふう聞いております。いや本当ですよ。今のは保育園のほうで私は聞いておりますので。ちなみに園児数約100名のうち、7割近くがこの花園方面から通園をしていると聞いておりますが、どんなにいい特色ある保育をやっても、送迎バスを走らせなければ間違いなく定員割れは必然だと、私は思っております。また、校区外から来ている卒園児の保護者からも、「送迎バスがあれば、子どもを網田小にやってもいいのにな。」と、そういう話も幾つも聞いております。話を戻しますが、網田小、網田中においては、現状2クラスになることは物理的に難しいわけでありまして。少ない人数でクラス替えもなく、義務教育9年間を同じメンバーで過ごすこととなります。つまり人と競う、人と交わる、切磋琢磨するという機会に乏しい環境にあるわけなんです。網田小、網田中学校の今年の新入生は、各々9名ということで先ほど教育長からお話をいただいたんですけども、この状況を地元の保護者も大変心配をしております。送迎バスを走らせて、1人でも2人でも網田に来てもらいたいと考える保護者ばかりだということを、是非とも認識をしてもらいたいというふうに思います。また、送迎バス導入に対する費用対効果についても触れていただいたんですけども、ただいま申し上げました小規模特認校の小規模の学校のメリットだけではなくて、大規模校である宇土小、花園小、鶴城中においても、児童生徒が過剰なために、高い能力がありながらも発表の場や大会出場の際に恵まれず、一生懸命に頑張っていることが報われないという現状もあるように思います。本制度を活用することで、先ほども申しましたが、これまで以上にリーダーシップを発揮できたり、新たな個性を生かせる可能性があります。自然豊かな学校を好む児童生徒にも適していると思います。確実に学校選択の幅を広げることにつながることから、費用対効

果は間違いなくあると私は思っております。また、JRで通学というような話もありました。先ほども元松市長も何らかの形で送迎をしてという話もされました。まず考えてみると、自宅から宇土駅まで行く、そして列車に乗って網田駅で降りて、それから網田中の登校坂を上って、帰りはその逆になります。それを毎日やるのは中学生といえども、ちょっと過酷すぎるのではないかなと私は思います。そもそも小規模特認校制度を導入したのは宇土市なんです。しかし、現状保護者の送迎が条件となっており、送迎できない場合は利用できない、この制度を利用したくでも利用できないことになります。今日、家庭の大半が共働きの家庭だと思います。宇土・花園エリアから朝網田に送り届けて、15時に迎えに行ける家庭がどれだけあるでしょうか。宇土市が定めた制度であるなら、どの家庭も等しく利用できる制度にする。そのためには、小規模特認校制度における送迎は、これはもう必要不可欠と私は思います。また、現状制度利用者が大幅に増えていないとの答弁もありましたが、先ほどの教育部長の話にもありましたように、3年間ほとんど周知・PRをやっていない状況であります。広報紙への掲載はこの2年間全くありませんでした。この1月の決算審査特別委員会で指摘があつて、久々に3年ぶりにこの広報紙の掲載がありました。しかし、中身を見てください、たったの6行ですよ。私ははっきり言ってこれは帳面消しにしか見えません。また、大規模校である宇土小、花園小、鶴城中の保護者に対する周知も全くやっていないわけでありまして。教育部長が周知不足を認めておられますが、このような状況で、利用者が増えていないというのを結論づけるのはおかしいと私は思います。そして、今回の小規模特認校制度については、先ほど元松市長から定住をやってこういうことをやって、特色ある教育をやっていくことで、やはり網田で学ばせたいというふうに思うように持っていけないといけない。これは相当時間がかかると私は思います。私はそれはいいことだと思いますけれども、だったらば、学ばせたいのであるならば、そのとき先ほども言いましたとおり、こんなに共働きの家庭が増えていて、送迎を家庭でやるところがなかなか難しい状況の中で、やはり浦本議員の回答にもありましたけれども、特色ある教育と送迎がセットだというお話がありました。私も本当に車の両輪であるものだというふうに思っております。そういうことで、市長がおっしゃるのは私も大賛成です。しかし、それはいつになるのか、今言ったように、網田小・中とも9名しか入学していないという今の状況があることを、大変危機感を地元住民は持っておりますので、そのところをしっかりと押さえていただきたいなと思います。

今回の小規模特認校制度における送迎の件については、私も恐らく浦本議員もですね、送迎バス、いわゆるスクールバスにこだわっているわけではありません。この後、質問に立つ今中議員の提案内容でも私は構わないんです。何らかの事業と絡めてでも、大規模校からの児童生徒が安心・安全に通学できるシステムを導入してもらえるのであれば、どんな形でも送迎バスにこだわる必要はないと思っております。ただ、そうなったときにですね、何らか

の事業と絡めればいろいろと越えなければならないハードルも、これまた増えてくるわけなんです。そうすると時間がかかる、それを私は懸念をしております。先ほどの教育長の答弁でも、本当に網田小、網田中の入学した生徒9名と、先ほどから何回も言いますが、地元はこのことを本当に真剣に受け止めております。待ったなしの部分に今既に来ているということを住民はみんなそう思っております。今定例会一般質問で、網田地区選出の議員全員が小規模特認校制度について取り上げていることを重く受け止めていただきまして、できる限りスピード感を持って、議論・対策を早急に講じていただきたいというふうに思うわけです。本件についてはこの後、今中議員にお任せをし、この件については、質問を終わりたいと思います。

○議長（藤井慶峰君） それでは、ただいまから昼食のため、暫時休憩いたします。午後1時10分から会議を開きます。

-----○-----
午後0時14分休憩
午後1時10分再開
-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 午前中に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

佐美三洋君。

○5番（佐美三 洋君） それでは、昼からの眠たい時間に入っていきますけれども、暫くの間、御清聴のほどよろしくお願いします。

それでは、2番目のJR網田駅舎耐震診断結果と今後の動きについて、まず昨年度実施されております網田駅耐震診断業務の内容と結果について、診断に至る経緯も含めて光井企画企画部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 企画部長、光井正吾君。

○企画部長（光井正吾君） 御質問にお答えします。

網田駅は明治32年に開設し、既に123年が経過しており、駅舎の老朽化が進行しているため、施設利用者の安全確保は喫緊の課題であると考えます。先の熊本地震では、玄関前の柱が束石からずれ、一部、支柱の落下も発生し、危険な状態となりました。また、白蟻の被害による、柱の空洞化も懸念されています。このようなことから、駅舎全体の状況を把握するため、令和4年度に網田駅耐震診断業務を行いました。

網田駅耐震診断業務につきましては、指名競争入札の結果、JR九州コンサルタンツ株式会社に312万2,924円で委託し、令和4年8月18日から令和5年2月28日の期間において実施いたしました。耐震診断業務の内容につきましては、耐震調査資格を有する専

門家が、国土交通大臣指定耐震改修支援センターである一般財団法人日本建築防災協会発行の木造住宅の耐震診断と補強方法に基づき、精密診断法により耐震診断を行いました。

この精密診断法とは、目視調査と図面の確認と併せて、柱や壁等の部材のほか、接合部等、より詳細な内部の構造まで現地で確認いたします。そのため、診断には高度な知識と経験が必要で、建築士レベルの専門家が実施するものです。

J R網田駅の耐震診断業務の結果につきましては、「極めてまれに発生する地震力に対して倒壊する可能性が高い。」との耐震診断結果が出ております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 佐美三洋君。

○5番（佐美三 洋君） それでは引き続きまして、耐震診断結果を踏まえ、今後の動き、計画等について企画財政部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 企画財政部長、光井正吾君。

○企画財政部長（光井正吾君） 御質問にお答えします。

令和4年度に実施いたしました耐震診断において、先ほど御説明いたしました「極めてまれに発生する地震力に対して倒壊する可能性が高い。」との結果が出ていることから、本年度において、財源の辺地債を活用し、木造駅舎の耐震補強の設計業務を実施する予定としており、当初予算において688万3千円を計上させていただいております。

なお、本業務発注の仕様におきましては、管理技術者等の資格要件として、指定文化財や登録文化財建造物の保存修理や耐震補強工事の設計の経験のある者が関わることとし、留意事項においては、登録有形文化財の手引及び伝統的建造物群の耐震対策の手引を参照することとしており、文化財としての価値を損なわない設計を行うこととしております。

その設計を基に、令和6年度におきまして、耐震補強改修工事を実施したいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 佐美三洋君。

○5番（佐美三 洋君） ありがとうございます。網田駅舎については言うまでもなく、九州でも最古級の木造駅舎でありまして、今年で124年を迎えるわけでありまして、白蟻被害をはじめ、傷みが目に見えるようになってきております。企画財政部長の答弁によりまして、本年度は木造駅舎の耐震補強に伴う業務設計を予定しているとのことで、令和6年度において、耐震補強改修工事を実施するとのことであります。さて、昨年6月定例会において、網田駅舎を創建当時に近づけるための本格的な修復・改修について一般質問を行っておりますが、その際、元松市長からは「網田駅舎を核とした更なる地域活性化のために、今後、必要な修復・改修を行い、耐震診断結果を踏まえ、創建当時に近づける取組を行いたい。」と、

そういう趣旨の回答をいただいたと記憶しています。今回、耐震診断結果が出たことから、これから本格的な改修に向けた取組が始まるわけですが、当然ながら耐震補強や白蟻防除に関することについては、これも専門家がおられますのでそちらで施しがされるもので、その点について素人の私たちが口を挟む余地はないと思っております。しかしながら、日頃から駅舎にちょくちょく行く機会もありますけれども、地元住民の目線から見て、100年を超える木造駅舎としては、違和感を覚える新建材や設置物等が目につくわけです。そういう点についてはこの際、この補強及び白蟻防除工事に併せて改善をするべきと考えるわけでありまして、登録有形文化財としての価値を高め、文化財的価値を損なわない修復・修繕を視野に入れて、来年度の改修工事に臨んでもらいたいなというふうに思っております。先般、熊本朝日放送の夕方の番組で、県内の駅を取り上げるシリーズがありました。その中で網田駅が取り上げてありましたけど、これを観られた方もおられるのかなと思います。リポーター役のタレントさんが、網田駅に降り立って改札口に入ってくるところから始まったわけでありまして。明治32年の駅舎と紹介しながら木製改札口に触れて、これも「当時のまま残っています。」と言って紹介をしていただきました。この木製改札口については、以前はなかったわけですが、網田駅を管理するNPO法人網田倶楽部が宇土市とJR九州の許可を得て、平成27年に熊本県のくまもと里モンプロジェクト補助金を活用して復元したものであります。木製改札口を作るに当たり、鹿児島県隼人町の嘉例川駅に大工さんを連れて行きまして、現存する改札口の寸法を測って復元したものであります。今写真が出ていますとおりであります。これはけやきの特別注文で作りました。復元からたった8年ですが、うまい具合に枯れまして黒光りとなり、本当に当時のままのものが残っているような錯覚を醸し出しつつあります。私がお手本にしてもらいたいと思うのは、今申し上げました嘉例川駅舎なんです。明治37年に造られた駅で網田駅舎よりも5年遅くできた駅舎でありまして、ほとんど新建材や今風のものが見受けられません。これまでも経年劣化による修理は行っているはずですが、努めて無垢材で修繕をされており、大変、趣、風情があります。現在の網田駅は明治32年に創建されており、当然ながら創建当時の建物は経年劣化により、部分的にその時々で、その時代のもので修復をしてきているわけでありまして。近年、九州でも2番目に古い木造駅舎ということもあって、駅舎目当てに来館される方も多数おられます。しかし残念ながら、窓はサッシのままだったり、古い建物の中に新建材が混在しておりまして、文化財としての価値や風情を損なっているということから、がっかりされて帰られる方もおられます。当然、何もかも昔に戻せということではなくて、明治には当然エアコンや水洗トイレは存在しておりませんので、しかし、どこの文化財においてもそういう点は許容されていると思います。したがって、総じて言えば、変えてはならないもの、変えなくてはならないもの、しっかりと見極めて本年度の業務設計あるいは来年度の改修工事に臨んでもら

いたいと思うわけであります。現在、指定管理者が交流室を駅カフェのホールとして活用しております。今見てもらっているとおりです。コロナ禍もありましたが、駅カフェスタッフの頑張りもあって、リピーターも年々増えつつあります。ホール内は木のぬくもりがあり、大変趣のある懐かしさを感じると来訪者からも好評を得ております。しかし、そこから一步外に出ると、駅舎を購入して丸10年、全くの手つかずの状態であります。

ここで、昨年6月議会の一般質問でも申し上げましたけど、不都合な点をここで紹介しておきたいと思います。改めて触れさせていただきます。まず、駅舎の屋根瓦については、赤いセメント瓦が載っております。戦後まもなく葺き替えられたとしても、既に80年が経過しております。瓦自体の傷みや劣化が心配される場所です。またこのカラフルな赤い塗装については、昭和40年代後半に塗装をしたとJR九州熊本支社から聞いております。この際、重いセメント瓦から粘土瓦に戻し、葺き替えを行うことで耐震性も増し、景観性も向上するものと思います。また、一部の軒はスレート葺きのままになっておりまして、文化財としてはふさわしくない景観があります。

次に、現在の待合室は、先ほど申しましたとおり、玄関がアルミサッシの引き戸、窓についてもアルミとなっています。こういうのも嘉例川駅を手本にしてはどうかというふうに思うわけであります。また、待合室の天井には、創建当時の天井をわざわざ開けて、エアコンの空調配管ダクトがむき出しになっております。これも印象が良くありません。加えて、そのエアコンの配管の外、西側の壁に室外機がホーム側から目立つところに設置をしております。これについては、比較的目立たない東側へ移動したがいいというふうに思っております。

次に、白蟻被害についてはもう調査済みですけれども、玄関前の柱の根元そして待合室の天井全体から、木片や木の粉が降ってきております。さらには、西側の2階の部分の外壁であります。白蟻の被害が顕著であります。また、西側の腰壁については、JR所有のときからコンパネを張ったままで、大変見た目も見苦しい状況が続いているわけであります。そのほかにも、切符売り場のカウンターも創建当時にはなかったような部材が使用されております。

以上、大まかな現状の問題・課題の一端を申し上げたところでございますが、それからもう一つ考えていただきたいのは、この駅舎は国の登録有形文化財でありながらも、24時間いつでも誰でも自由に入出りできる建物という特殊性を持っております。また網田小にJRで通う長浜からの子どもたちが乗降する駅でもあります。この際、もっと防犯カメラを増やすべきだというふうに思います。この点も是非検討していただきたいというふうに思います。それから資金面でですけれども、他自治体の取組を見ますと、文化財等の修復にクラウドファンディングによる資金を募る方法あたりを用いているところが多くあります。中には、返礼

品付きクラウドファンディングといった手法もあるようであります。このような活用策も検討してはいかがかなというふうに思います。

そこで、JR網田駅舎の耐震補強と併せて、ただいま申し上げました現状の問題点も踏まえ、文化財的価値を損なわない創建当時に近づけるための修復・改修の実施について、市長の考えをお尋ねしたいと思います。できれば防犯カメラ、クラウドファンディングのほうの活用についてもコメントをいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） お答えいたします。

まず、網田駅舎は、明治32年（1899年）に建築された木造瓦葺、平屋建ての駅舎建築で、JR九州株式会社の前身であります九州鉄道株式会社が建てた駅舎のうち、唯一現存するものであります。建築からは123年が経過しておりまして、県内現存最古の駅舎建築で、地域の近代化を物語る貴重な遺産として、平成26年12月に国の登録有形文化財として登録をされております。現在の網田駅舎の基本的構造は、創建当時と大きく変更はないと見られますけれども、東側の一部、これは今キッチンで使われているところあたりになると思いますが、こちらは増築された跡がございますので、駅舎建築当初は、長方形平面だったと見られております。

先ほど企画財政部長がお答えしましたように、本年度に実施いたします耐震補強設計業務において、管理技術者等の資格要件として、指定文化財や登録文化財建造物の保存修理や耐震補強工事の設計の経験のある者が関わることであります。登録有形文化財の手引や伝統的建造物群の耐震対策の手引を基に、文化財としての価値を損なわない設計とするものでございます。昨年度の段階では、まず安全面からの補修、その後、創建当時若しくはどの時代に戻すのかといった検討が必要であるとの思いを述べさせていただきました。利用者の安全確保を第一に、また、貴重な文化財を後世につなぐためにも、ここは変わらない思いでございます。ただ、昨年度の耐震結果におきまして、急ぎ補強をするべきところが分かっておりますので、こういった補強を施す部分につきましては、この機会にできる限り文化財の景観に配慮した設計となるよう努めることとしております。

繰り返しになりますが、その設計を基に、令和6年度の耐震補強改修工事を実施したいというのが今の考えでございます。議員からは直すべきところとって何点も御指摘がございましたが、私も本当に同感のところも多々あります。この機会にと思うところも大した工事にならないで変えられるところもあるので、そういったところは何とかできないかなという思いでおりますが、その中で屋根瓦の指摘が粘土瓦にというお話ですが、粘土瓦であったことはないと思っております。嘉例川駅もセメント瓦なんですね。それを粘土瓦に変えるというのは文化財の保存修理ではあり得ないことでございます。赤についてはですね、な

ぜ赤かという、恐らく当時ミカンが非常に多い時期で波多浦駅とかも赤で、当時オレンジ色で塗られているんです。ですからそういった歴史もあると。ですから必ずしも赤が悪いというわけじゃないと私は思っております、地域の産業のイメージが赤だったということではないかなと思いますので、こういった部分については、やはりしっかりと議論をすべきだと思っております。その旨、是非御承知おきいただきたいと思います。

それと、防犯カメラにつきましては、以前ここで自動販売機が中に置いてあって燃やされたことがございました。それで、いかんぞということで防犯カメラを付けた経緯もあるんですが、やはり夜は無人になりますので、この防犯対策についてはしっかりと対応していくべきだなと思っております。

クラウドファンディングについては、実はふるさと納税の企業版ふるさと納税では、網田駅とかの修復といいますか、文化財の活用みたいな感じでもメニューとしては上げているんですね。ちょっと宣伝がまだ足りないかもしれませんが、そういう意味で特に個人のふるさと納税ではなくて企業版ふるさと納税のほうが適していると私は思っているんですけど、そういったところでまた研究をして、資金のほうを調達できるようにできないか検討してみたいと思います。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 佐美三洋君。

○5番（佐美三 洋君） 今、市長に前向きな御答弁をいただきましてありがとうございました。それと併せて、通告しておりませんでしたことまでですね、しっかりと答えていただきましたことを深く感謝をいたします。今私がいろいろとこうやって画面の中で見てもらって、指摘といいますか、そういう不都合な点をお話した中で、瓦の話が出たと思うんですけど、ちょっと私が調べた中では、セメント瓦というのが昭和17年頃から始まったという話を聞いておまして、この明治32年、今やはり粘土瓦が載っていたんだろうというふうに推測いたします。そこの嘉例川駅が確かに市長御指摘のとおりで、セメント瓦が載っております。私も確認はしておりますけど、その同じ国鉄の駅であったときにそういうことで、やはり経年劣化でいつか替えられたんだろうという気はしますが、明治32年にはそういうふうな瓦は存在していないということがですね一つありますので、そのところはまた専門家のほうと一応協議をされて、一番適当な在り方といいますか、そういうところを考えていただきたいというふうに思うわけでありまして、それで、文化財の景観に配慮した設計そして施工について、前向きに検討して御答弁をいただきまして、大変私もうれしく思うところでございます。

ここで一つお知らせを申し上げておきます。1年前の一般質問でも紹介しましたが、昨年の3月網田駅で映画の撮影がありました。俳優の森山未来さんが網田駅に降り立つ場面や列

車を待つシーン、そして蒼土窯へ行く場面が撮影された映画、このたび完成したというふう
に聞いております。題名は「大いなる不在」152分の映画だそうであります。これから数
箇月かけて世界中の権威ある映画祭のグランプリを狙って公開されるということで、日本で
の上映は、外国での反響を見て年末年始頃予定しているということでございます。この映画
が上映されますと、また新たな観光客が押し寄せることも考えられます。また、昨年9月か
ら観光列車A列車で行こうの下り列車が、網田駅に約10分間停車するようになりまして、
その時間を利用して駅舎を訪れたり、写真を撮ったりする観光客もたくさんおられます。駅
スタッフも地元の柑橘類を使ったスムージーの販売や音楽でのお出迎え、歓迎の旗振り等々、
精一杯のおもてなしをしております。それ以外にも三角線利用促進キャンペーンと題して、
子どもたちに列車に乗る体験・機会を提供する支援も、JRとタイアップして地元住民で地
元団体がやっているわけであります。地元も精一杯頑張っておりますので、市当局におかれ
ましても、ハード面での充実についてしっかりと応えていただきますよう、よろしく願い
しておきます。

それでは、次の質問に移ります。道の駅宇土マリーナのトイレ施設について質問をいたし
ます。まず初めに、宇土マリーナおこしき館におけるここ5年間の入場者数の推移について、
併せて、道の駅宇土マリーナ施設全体の駐車場収容可能台数及び施設全体のトイレの設置数
について、加藤経済部長にお尋ねをいたします。

○議長（藤井慶峰君） 経済部長、加藤敬一郎君。

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

宇土マリーナおこしき館は、平成18年に開設し、今年で17年目を迎え、現在に至るま
で多数の方に御利用いただいております。

おこしき館の入場者数につきまして直近5年間の推移を申し上げますと、平成30年度5
5万1,842名、令和元年度50万6,235名、令和2年度51万2,939名、令和3
年度53万6,047名、令和4年度58万986名と推移しており、令和元年度におきま
しては前年度を下回る入場者数になっておりますが、その後は増加傾向となっております。

また、駐車場の収容台数につきましては、おこしき館の前と裏、マリーナハウス前、芝生
広場周辺等、マリーナ施設内の全ての駐車可能台数としまして、普通車240台、大型車7
台、身障者用5台の計252台となっております。

次に、公衆トイレの設置数につきましては、まず24時間使用できる国土交通省管轄の道
の駅トイレ棟には、男性用として小便器3基、洋式大便器が1基、和式大便器が1基、女性
用として洋式が2基、和式が1基、身障者用として1基が設置されております。

それから、おこしき館内のトイレには、従業員兼用で、男性用として小便器2基、洋式大
便器1基、女性用として洋式1基、身障者用として1基ございます。

道の駅トイレ棟とおこしき館内のトイレを合わせますと、男性用が小便器5基、洋式大便器2基、和式大便器1基で合計8基、女性用が洋式3基、和式1基で合計4基、身障者用が2基となります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 佐美三洋君。

○5番（佐美三 洋君） ありがとうございます。今の経済部長の答弁の中で、おこしき館における入場者の推移ですけれども、このコロナ禍の中でありながら、令和2年度から令和4年度まで全て右肩上がりであるというふうには思いません。そこで、経済部長にもう一つお尋ねをいたします。道の駅宇土マリーナを訪れる来訪者の数に対し、トイレの数が足りていると考えておられるか、また、現在おこしき館とトイレ棟の間にはツバメの巣がたくさんあります。これをどう捉えておられるのか、対応も含めてお伺いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 経済部長、加藤敬一郎君。

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

物産館に隣接している道の駅のトイレ棟につきましては、国土交通省の管轄であり、宇土市と国土交通省熊本河川国道事務所で、一般国道57号道の駅宇土マリーナに関する管理協定を締結し、日常的な管理等について役割を分担しております。協定におけるトイレの管理区分につきましては、施設の更新及びトイレ建物や器具等の修理は国土交通省、軽微な修理や照明の管球類の交換及び清掃等は宇土市の所管となります。

以前より、特に、観光バス等が乗り入れた際にはトイレ数が不足し混雑するという報告がありましたので、令和4年12月にトイレの増設について、国土交通省と協議を行っております。

その際、トイレの混雑は常態的なものではなく、大型観光バス等の利用者によりトイレ利用が集中する際に見受けられる傾向であるため、まずは、利用者が使用を避けがちである和式トイレを洋式化し、既存施設をより利用しやすいものとし、それでも混雑がひどい状況が続くようであれば、新設を検討していくという協議結果となっております。

トイレの洋式化につきましては、令和5年5月に国土交通省から今年度予算で対応予定との回答がっておりますが、具体的な施工時期については現時点では未定とのこととなります。

また、ツバメの巣への対応につきましては、トイレの洋式化について国土交通省から説明があった際に、ツバメの巣対策を依頼しております。国土交通省からは、「トイレ洋式化の施工時期に合わせて、防鳥ネットを設置する予定である。」との回答をいただいております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 佐美三洋君。

○5番（佐美三 洋君） ありがとうございます。道の駅宇土マリーナについては、コロナ明け、特に休日における来訪者も顕著に増えているようであります。先ほどの報告のとおりで喜ばしいことだと思います。今回、質問のきっかけになったのは、昨年の秋に宇土マリーナに行った際に、国土交通省管轄のトイレ棟を利用したときのことであります。ただいまの経済部長の答弁のとおり、男性トイレは小便器が3基、洋式・和式の大便器が1基ということでありました。ちょうどそのときに小便器の1基に使用禁止の張り紙が貼ってありまして、そこで若干の混雑が発生したわけであります。そのときも気にはなりませんでしたけども、帰ろうとして駐車場側に出たところに、2台の大型観光バスが駐車場に入ってきました。中から高校生らしい生徒たちが一斉にトイレ棟に向かったわけであります。写真を見ていただければ分かりますが、ごった返すような状態になりました。男性トイレは1基使用禁止でありまして、御覧のと通りの有様で、また女子トイレもすぐ列ができ始めまして、数分もしないうちに外まで、最後は20人近くが並ぶ光景を目の当たりにしたわけであります。この光景は平日の午後で、駐車場もさほど混雑していなかったわけであります。ただいまの経済部長の答弁では、現状トイレの混雑は常態的なものではないとの認識でありました。多分、この光景も常態的ではないというふうに認識をされているのかもしれませんが、一過性であってもなくても、利用者等の道の駅宇土マリーナに対する印象は余り良くないというふうに思うわけであります。全国の道の駅に関するアンケート調査結果がインターネットに載っておりまして、「道の駅を利用する一番の目的は何か。」との問いに、1番が「トイレ休憩」、2番目が「食事」、そして「買い物」と続いております。道の駅においてきれいなトイレは人を呼び込む大変重要なポイントであります。現状のトイレの数や敬遠されがちな和式トイレ、家庭でもほとんど見られなくなっている中、当然若い人たちは和式は使わないし、年寄りも膝や腰が悪くて和式トイレは使わないとか使えない現状を、市当局におきまして、本当にこれでいいのかと再度考えていただきたいなというふうに思います。洋式化について直ちに国交省と協議をし、速やかに改善を図ってほしいなというふうに思うわけであります。

それからもう一つ気になるのが、ツバメの巣なんですね。国交省管轄のトイレ棟とおこしき館の間の通路に、幾つツバメの巣があるか数えたことがありますか。ツバメの子育てがピークを迎えている先月、指定管理者であるグッドスタッフの職員と一緒に数えたところ、画面には今出ていませんけれども、何と48個のツバメの巣がありました。多分、この通路部分は国交省の管轄になるかと思えます。それと、国交省の管轄ではないこの市の管轄のほうですね、市の建物であるおこしき館にも大変なところにツバメの巣があります。これを見たらと向かって右上にスピーカーがあるんですけども、その上にですね、ツバメの巣が

ありました。それから、トイレ棟へ通じる出入口の上にも立派なツバメの巣があります。もう一つアップで見ると、こんな感じのやつがもう出入口に、こうやってツバメが巣を作っているわけなんです。観光で来られた方々は、普段は着ないようなよそ行きの格好で来る人も多いわけです。そんな中、天井に50近いツバメの巣があること自体、これはちょっと担当課も考えてもらいたいなというふうに思います。はっきり言って撤去をすべきだろうというふうに思います。今年のツバメの巣立ちが終わったならば即撤去をして、来年の4月までに対策を講じないと、また同じようになると思います。時間が限られておりますので、国交省に対して早急な検討・対応を依頼するべきだと思います。これは市の建物のほうも早めに対応をされたほうが良いというふうに思います。この件について道の駅スタッフに尋ねたところ、前任の指定管理者から引き継いだときには、既にこのような状態だったということがあります。他の道の駅にはない名物として、これまでも捉えてあったんだろうというふうに認識をされていて、なかなか本件に触れることはなかったということでありました。しかし、食べ物を扱うわけで、衛生的ではないというのは承知していたというような話を聞いております。

現状の宇土マリーナのトイレの設置数について、足りているか足りていないか、経済部長からの明確な回答はありませんでしたが、土日祝日はもとより、ゴールデンウィークをはじめとする芝生広場でのイベント開催時には、マリーナの駐車場では収容できないくらい来訪者があるわけでありまして、現状のトイレの数では絶対足りないというふうに私は思います。先般、菊池市に行く機会がありまして、そこで立ち寄った道の駅旭志でのことでありますが、トイレを見て私はびっくりしました。今写真を幾つか出しますけれども、とてもきれいなトイレ棟ができております。もともとの道の駅旭志のトイレは階段を上がったところにある物産館の中に、今もあります。宇土マリーナと同じような規模でトイレが設置されております。新たなトイレ棟については、熊本地震を教訓に、当時道の駅が避難者の車中泊や救援活動の拠点になった一方で、停電や断水でトイレが使えなくなったことを教訓に、熊本県が道の駅旭志に2020年に、防災強化の一環で整備をしたものであります。今、これを見てもらうと分かるようにですね、本当にやはり広い、そして幾つもですね、これは九つ小便器が並んでいました。本当にきれいな間接照明でちょっと宇土マリーナとは格段の差があるような気がいたします。それで、既に道の駅泗水でも整備を終えて、残りは道の駅不知火をはじめ、順次、現在5か所について熊本県が整備をするという予定と聞いております。

そこで、熊本県では、防災拠点施設整備事業として、道の駅旭志あるいは道の駅泗水などに防災トイレ棟を整備しておりますが、道の駅宇土マリーナを管轄下に置く国土交通省においても、防災拠点施設としての熊本県と同様の事業メニューがあるのかないのか、山口総務部長にお尋ねをいたします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君。

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

道の駅宇土マリーナは、国土交通省が整備したものであり、当然、トイレ棟についても国交省の管理下にあります。

御質問にある熊本県が防災拠点施設整備事業として行った、道の駅旭志や道の駅泗水等のトイレ棟は防災トイレとして整備されたものでございます。

国土交通省に確認したところ、熊本県が行ったトイレ棟整備と同様の国営事業メニューについては、直轄道路事業（交通安全）の中に、防災トイレ関係があるとのことでした。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 佐美三洋君。

○5番（佐美三 洋君） ありがとうございます。ただいまの総務部長の答弁によりますと、熊本県が行った防災トイレ棟の整備と同等の事業メニューが国交省にもあるということであり、そこで、道の駅宇土マリーナに新たな防災拠点施設としての防災トイレを整備する考えがあらわれるか、ツバメの対策も含めて元松市長に考えをお伺いしたいと思います。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） お答えをいたします。

ツバメの巣ですけれども、私もあそこに行って写真を撮っていたのですが、最近特に増えたなという印象を受けていて、下に大分落ちているので、あれで認めるのであるならば、下に受けか何か作らないといけないかなという思いをしておりましたが、ちょっと増えすぎているなということ。トイレもほとんど使われていない和式があったので、これについても所管課では、昨年度国交省と打ち合わせをして洋式化するという話を決めていて、ツバメの巣についてもそのときという話になっているようでございますけれども、できる分については速やかにやりたい、やらなければならないと思っております。

宇土マリーナに関しては、防災的な位置づけもありまして、宇土マリーナ会議室を風水害における第3次指定避難所に指定をしております。ただ、今まで開いたことはないのは事実でございます。万が一のことがあったときには、車とかで避難をされる方も来られるであろうと、それと観光客というわけにはいかないのかもしれませんが、実際には観光客、バスで来られたときには、さっきの写真のような状況になるということも事実でございますので、トイレは不足するだろうということももちろん想定されます。今の防災的な機能を持たせたトイレに関しましては、国の直轄メニューがあるようでございますので、これを何とか活用できたらいいなと今思っております。ただ、ちょっと条件があるみたいで、また詳しく調べてみますけれども、トイレを新設するには、国土交通省の道の駅区域内に限定されるというこ

とでございますので、そうなったら、作れる部分が限られてまいりますので、余り開放的なものはできないような場所になります。その辺も含めて、まずは、国交省に相談をしてトイレを増やすことについて検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 佐美三洋君。

○5番（佐美三 洋君） ありがとうございます。市長からの前向きな答弁をいただきました。市長は3月議会の施政方針において、守りの行政から攻めの行政へとかじを切ることを明言されております。その重点施策の柱の一つに、この宇土マリーナ等の観光資源に更なる魅力アップを図り、何度でも訪れたいと思っていただけるような取組を行っていくと答弁をされております。道の駅を利用する人たちの一番の目的がトイレという調査結果も出ております。まさしくこのトイレ問題、そしてツバメ問題は、早急にどうにかしていかなければならないんじゃないかというふうに思います。平時でも有事でも対応できるトイレ棟の新設については、是非とも国交省へ働き掛けをしていただいて、スピード感を持って対応していただきたいというふうに思います。よろしく願いをしておきます。

今回3点について質問をいたしました。対応いただきました執行部、担当職員の皆さんには大変お世話になりました。ありがとうございます。これをもちまして、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） 議事の都合上、暫時休憩いたします。午後2時5分から再開いたします。

-----○-----

午後1時57分休憩

午後2時05分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

7番、今中真之助君。

○7番（今中真之助君） 皆さん、こんにちは。宇土市政研「志」の今中です。この新市庁舎一発目で、今日は4番目になりますけれども、一般質問をさせていただく機会に本当に感謝をいたします。思い起こせば、平成26年12月議会で初めて一般質問を前議場にてさせていただきましたけれども、そのときの初心を思い出すような感じでございます。そのときに比べて体重が15キロほど太ってしまっておりますけれども、そのときの志と思いは何ら変わりません。それでは本日三つの質問を用意させていただいております。以後は、質問席にてさせていただきます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君。

○7番（今中真之助君） それでは、早速質問に移らせていただきます。午後のひととき、大変眠いと、疲れたということをお聞きしましたけれども、速やかに質問させていただきますので、速やかな答弁を期待したいと思います。

それでは、1番目の質問、新型コロナウイルス感染症5類移行後の状況についてでございます。この質問に関しましては、コロナワクチン接種が始まって以降、ずっと質問をさせていただいております。詳細な質問については毎度の質問をいたしますけれども、まずこのコロナワクチンそしてマスクを振り返ってみたいと思います。

まず冒頭、余りメディアで報道されませんので、あえてここで出します。厚労省の科学審議会でも副反応の疑い報告が定期的に出されております。こちらの表は、直近では3月に公表された分でございます。ワクチン接種後に死亡されている数が2,058人、そして重篤副反応数が2万6,363人でございます。そのうちですね、余りニュースにはなりにくい、最近取り上げ始められたのですけれども、生後6か月から4歳の中でも死亡が1人と重篤副反応者が2人、この重篤副反応というのは長期入院を余儀なくされた人です。5歳から11歳の重篤副反応者が40人、そして死亡が残念ながら3人と、12歳から19歳においては重篤副反応者が398人、死亡が5人ということになっております。私も、この宇土市議会ではありますが、子どもへの接種は断固反対ということでいろいろ討論もさせていただいたこともありますけれども、全国的に子どもへの接種をなされなければ、この死亡者もなかったらろうし、重篤副反応者も出さなかったらと思うと、本当にこのワクチンは一体何の効果があったのだろうかというふうに疑いたくなります。そして、ワクチン追加接種、これは追加接種ですね、2回目以降接種をした人のグラフです。タブレットをお持ちの方はタブレットを見てほしいんですけども、日本はこの赤いグラフです。ほとんどここに出されている国では、大体3回目ぐらいで終わっているんですよ。日本だけが4回目、5回目、6回目を促そうとしている状況があります。ここにちょっとアメリカはなぜか出ておりません。そしてこれが以前1年ほど前に指摘をしました、接種者による陽性者の数です。実は、2022年8月22日から8月28日と書いてありますが、たしか5月か6月にこのグラフが変わったんですよ。というのが、2回接種、3回接種した人がPCR検査陽性反応になったときに、接種歴不明者は全部未接種者になるからです。未接種のほうがコロナの陽性になるというふうに言われていたんですけども、ある方が指摘をして違うということで、実はこのような状態。この黄土色の数字が要は未接種者よりも多い状況、要は、ワクチンの効果はなかったと定義づけられるものだと私は思っています。

そして次のこのグラフが、いわゆるインフルエンザワクチン、内容は違うんですけどね、と比較をされます。インフルエンザワクチンはコロナ前の5年間で、コロナワクチンと同じ

回数ぐらい打たれて、副反応者報告は1,967件、死亡報告が35件。しかしながらコロナワクチンはこのような数と。先ほどの冒頭のデータと違うのは、ちょっと期間が違うのでこれらの数字となっております。そして全国の死者数、これはコロナ死者数ではございません、全国の単純にお亡くなりになられた数のグラフでございます。2021年を見るんですけども、この赤いグラフの下、濃い青のグラフは2021年のグラフ、ここからワクチン接種が始まっています。大体3月ぐらいから始まったんですけども、それまで2020年までのグラフとだんだんこの上げ幅が広がっているのが分かるかと思います。そして2022年、これも突然と上がってますね。3月、8月、このときにグラフの伸び率が違うんですけども、このときに何回目かの接種がされたときです。そして2023年1月、もうすごい数字になろうかとしております。過去44年間、インフルエンザワクチンを含め全ワクチンの被害報告というのは、御覧のとおりです。コロナワクチンに比べると全然少ないことが分かります。そして今コロナワクチン接種後に健康被害を訴える方がすごく多くて、今受理された件数が7,111件と、認定者もどんどん増えてきております。これは、若い人たちで副反応者で報告されていた部分でございますね。そしてこれがですね、今、大阪府泉大津市で取り組まれているコロナの後遺症、そしてワクチンの後遺症の方を救うべくこの改善プログラムというのを作って取り組まれています。他市他県からも要望があって、最初受け入れられたようでございますけれども、現在は市内に限定されているようでございます。私はこのような取組を宇土市でやるべきときに来ているのではないかなというふうに感じております。これは副反応事例ですね。こちらが、ついこの前のニュースなんですけれども、マスク励行がこの2年半ぐらい半強制的になされたような感じで、子どもの風邪がやはり免疫力が低下したのではないかなというふうに思うのですけれども、増加傾向にあるということでございます。そしてRSウイルス、これは感染しやすいウイルスですけれども、これもやはり免疫力の低下なのか、去年の1.2倍と、コロナ前の6倍という形になっています。こういったことを踏まえて質問をさせていただきます。

コロナ5類移行後ですね、マスク着用の方針が変わったかと思えますけれども、学校現場での状況についてどうなっているかお答えください。教育部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君。

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

令和5年4月28日付け文部科学省通知「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について」に基づき、本市においても本年5月2日付けで移行後の対応について、各小中学校に対し周知を図っております。

具体的な内容につきましては、家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握、適切な換気、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導といった対策を講じることが、引き続き重要

である一方で、感染症が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はないとしております。

また、学校教育活動におけるマスク着用については、マスクの着用を求めないことを基本としており、感染症流行時期においても同様の取扱いとしております。

次に、給食については、黙食は必要ないとしており、感染流行時期においては、飛沫を飛ばさないように適切な換気を確保する、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしない等の対策を講じることとしております。

現在、複数の学校を確認しましたところ、小中学校の児童生徒の半数程度がマスクの着用をしていない状況であり、最近は気温が上昇し、湿度も高いことから少しずつマスクを外す児童生徒が増加しているように見受けられます。

市としましては、今後も引き続き、マスクの着用に関する基本的な方針を維持しながら、マスクの着脱を強いることがないようにするとともに、児童生徒の間でも着用の有無による差別・偏見等がないよう適切な対応を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君。

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。続いて、保育・学童現場での状況についてお尋ねいたします。健康福祉部長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

保育所におけるマスクの着用につきましては、本年2月10日付けで厚生労働省から発出されました「保育所等におけるマスクの着用の考え方の見直し等について」に基づき、2歳未満児のマスク着用は奨めない、2歳以上についてもマスクの着用は求めないとの取扱いを行いました。ただし、基礎疾患がある等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する園児や保護者に対しましては、配慮するよう指導を行っております。

また、放課後児童クラブにつきましては、3月17日付けで文部科学省から「新学期以降の学校におけるマスクの着用の考え方の見直し等について」の通知があり、基本的に児童生徒及び教職員のマスク着用を求めないことと明確に定められたことを踏まえて、4月1日から保育所と同様の取扱いを行っております。

次に、新型コロナウイルス感染症5類移行後、すなわち5月8日以降のマスク着用状況についてですが、まず、保育所においては、中には保護者の判断で子どもにマスクを着用させているところもありますが、市内保育所のほとんどの園児が着用していない状況です。また、放課後児童クラブにおいては、児童の3割程度が、本人又は保護者の判断によりマスクを着用している状況ではありますが、気温が高くなり熱中症の心配がある場合は、外遊びのときな

ど状況に応じて外すよう指導を行っております。

次に、保育所及び放課後児童クラブの給食・おやつ時間につきましては、現在、飛沫防止のため設置されていたパネル等は撤去され、座席配置も横並びだけではなく対面でも座るようになり、コロナ禍前の状態に戻っている状況です。

なお、一般的な感染症対策としましては、手洗いや手指消毒、効果的な換気などについては、引き続き実施していただくようお願いしているところです。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君。

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。教育委員会としては先ほど答弁された方針でもですね、実際学校現場は違うんです。6月に入ったぐらいからマスクに関しては余り指摘されなくなったと、小学4年生のうちの長女は言っています。それまでは、やはりマスク着用を促されていたそうです。しなくていいと随分前から私が言っても、やはり仲間はずれが嫌だからと、これまで従っていました。保育所も全部とは言いませんが、同様のことが起きていました。マスクに効果が余り見られず、かえって養うべき免疫をつけることができないと判断されている保護者の方は随分悩まされていました。コロナは5類になりましたけれども、今後同様の感染症が起きたときに備え、政府任せにするのではなくて、今のうちに検証されていくことを望みます。

続いて、学校行事についてです。感染分類が2類相当に分類されていたときは、学校行事は中止や縮小・短縮にて行われていました。その間、子どもたちがその時々で体験すべき行事が大小ありますが、奪われていたわけでございます。3年以上の我慢を経て、ようやく分類が5類となり、インフルエンザウイルス同等扱いとなったわけでございますけれども、運動会は既に行われた学校が多いかと思いますが、その後の学校行事の開催状況また予定はどうなるのかをお尋ねいたします。教育長にお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育長、太田耕幸君。

○教育長（太田耕幸君） 御質問にお答えいたします。

各種学校行事においても、文部科学省が令和5年5月8日からの新たな指針となる「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を示しております。

当該衛生管理マニュアルの中で、地域や学校において感染が流行している場合などは、体育的行事や文化的行事、その他の学校行事の実施に当たっては、一時的にこれまで講じてきた感染症対策を行っていくことが示されております。また、その際には、児童生徒や保護者等の理解・協力が得られるよう、丁寧な説明・情報発信を行うことが重要であるとしています。

一方、感染が落ち着いている平常時の運動会、文化祭や修学旅行については、特に衛生管

理マニュアルにおいて制限等は示されておらず、実施方法についても、学校の判断に基づき実施することとしており、コロナ禍以前のやり方に戻りつつあります。

しかしながら、コロナ禍を契機として見直された行事もあります。例えば、今年度既に多くの学校で行われた運動会については、コロナ禍以前から議論されてきた教員の働き方改革の推進などの影響により、半日で終了した学校が多く見受けられました。

今後も、それぞれの学校において、コロナ禍を通じて学校行事の見直しを行った際のメリット・デメリット等を踏まえながら、学校行事の精選を引き続き行うことで各学校の特色ある取組の充実を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君。

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。既に行われた運動会について、私見を申し上げます。教員の働き方改革、大いにやってもらいたいんですけども、私は子どもの活躍の場を削いだらいけないと思います。昼御飯をまたいで15時ぐらいまで今まで行われていた運動会、その3時間ぐらいですよ、長くやるのが何かその働き方に影響するのでしょうか。子どもの成長や活躍の場、徒競争で失敗しても障害物競走で挽回したい、親御さんや地域の方との交流の場も種目もある、そこを削ぐ理由が私には分かりません。はなはだ疑問です。最近、熱中症の心配は確かについてくると思います。そこは私も持論があるんですけども、保護者の意見は賛否あると思います。早く終わっていいなとか、昼御飯を作らなくていいから午前中の運動会がいいとか、そういう意見もあると思いますが、果たして教育がそれでいいんでしょうか。無駄ではないものがコロナの縮小のあおりを受けて、あたかもそれまでうまくいったかのようにそれを実行してしまう。私はそれに反対です。子どもを見ていません、将来の子どもを見ていない、子どもの将来を見ていない。強い子どもたちを私はつくってほしいと思います、この公教育の場で。そこに私は立ち向かってほしいと思います。学校長任せにするのではなくて、教育者として学校共助の在り方の指針を示してもよいのではないのでしょうか。それからですね、働き方改革。これは子どもに影響しないところでやってほしいです。書類とかどンドン重ねていませんか、年々。DXと言われてもう二、三年経ちますけれども、電子化できることももっとあるのではないかというふうに思います。網田のことを申せばですね、5月に平日で開催予定でした。結果、雨天決行ということで体育館にて縮小して開催されました。また、徒競走のみ5列ラインランということで行われたようですが、そもそも平日開催、そして延期という選択をせず体育館にて行われる現状は、やはり子どもを置き去りにしているとしか思えません。しかも、その平日開催を良かったとする声があるらしいのですが、その検証に私は腹立たしい思いをいたします。

そこで、とあるコラムを紹介します。ちょっとタブレットを写してもらってもいいですか。

これは2020年10月16日の産経新聞の朝刊のコラムでございます。時間もありませんが、ちょっと読み上げます。「秋の運動会の後、突然母が亡くなってしまった。私が11歳、6年生のときだった。畑工作中、足を虫にかまれたのが化膿し、入院して10日足らずのことだった。運動会には、近所のお母さんたちと同様に、まだ青いみかんや手作りのお弁当を持って来てくれた。当たり前で皆楽しい1日を過ごしたばかりだった。1年後、中学校の運動会の日がやってきた。仕事に出る前に父がお弁当を作ってくれた。父も大変だ。行く前から父兄と一緒に教室で食べると決めて、自転車で登校した。校庭は、白いテントが張られ、石灰の白線も引かれている。マーチが拡声器から流れてだんだんにぎやかになってきた。昼食の時間、父兄たちでにぎやかな校庭を後にして、2階の教室でお弁当を食べ終えた。窓から校庭を見ると、午後の競技があるのに、走るコースの白線の上に敷物が敷いてある。誰と思ったら敷物にちょこんと座っているのは、小学生の弟と5歳の妹だった。5キロの道程を、どうして来てくれたのか、歩くしかないはずだった。母の代わりに来てくれたのだろうか。敷物が白線を踏んでいるのも気がつかない2人の幼さに、一人涙した。今も忘れられない。子ども時代母を亡くすのは試練だったが、あれから約60年、3人とも生かさせてもらっている。今もさびしい子が周りにきつとある。そっと見守ってあげてほしいと思う。」というコラムでございます。当時、この作者の方は大変な思いをし、運動会は嫌だなと思われたでしょうけれども、このようなドラマを生むのも私は運動会だと思います。学校行事の一つだというふうに思います。先生が子どもに関わる時間、子どもの成長に関する時間は大切にしてほしいと、そのように思う教職員もいらっしゃるというふうに思います。

続いて、行政区のコミュニティ、自主防災組織について質問いたします。コロナ禍で行政区のコミュニティが薄れたというふうに感じます。言わずもがな防災・減災をはじめ地域のコミュニティは重要です。寄合や防災訓練、区役などが待ってましたとばかりに活動を再開できる行政区はいいのですけれども、区長が替わったりなどで、二の足を踏んで活動を再開できない行政区もあるのではないかと危惧します。そこで、今年度に限り、行政区のコミュニティを再構築するような取組だったり、自主防災組織の活動に対して、目的は違いますがコミュニティ形成の意味合いで、新しく土木課所管で創設された市道等清掃ボランティア支援事業を活用できないかと思いますがいかがでしょうか。総務部長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君。

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

自主防災組織は、災害対策の最も基本となる法律である災害対策基本法において、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織とされており、市では157行政区のうち138行政区で組織化され、組織率87.9%となっております。

このため、自主防災組織は共助の中核となり、地域住民によって、地域の主体的な活動と

して運営されることが望ましいと考えております。

今回、土木課所管の市道等清掃ボランティア支援事業を自主防災組織に活用できないかとの御質問につきましては、当事業は、市道や水路などの機能保全の確保と生活環境の維持、さらに、地域コミュニティの強化を図り、住民主導のまちづくりを形成することを目的に謝金を交付するものですので、当事業を自主防災組織に活用できるよう拡充することは考えておりません。

市としましては、引き続き、各自主防災組織の防災訓練や研修会等に危機管理アドバイザーや市職員を派遣し、防災講話や訓練補助などの支援を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君。

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。冒頭、組織率が90%弱続いているということでしたが、もちろん、第6次計画でも発表されているように、この組織率というのは大事でしょうが、やはり中身だと思います。この中身が薄れているから私はこうやって問うているんですけれども、1年後ですね経過を問いますので、是非私から指摘されないように、活発な活動を促していただきますようお願いいたします。

続いて、ワクチン、マスク着用による効果の検証について質問いたします。ワクチンを接種したから、マスクを着用した効果があるからという理由で、これまでの感染状況だという検証は私は難しいというふうに思います。しかし、明らかにワクチンは効果的ではなかったということは、分科会等の報告でも明らかになっていると思っています。政府、国は、持っている情報を全て開示するわけではございません。メディアもいろいろ情報を統制することが最近分かってきています。今後、事実として出せる状況はしっかりと発していくべきではないか。以前から指摘しているように、マスクやワクチン接種に関しては、健康被害を訴えている方が増えているというふうに思います。特にかみ合わせが悪い子が3倍に増えているという検証もございます。是非、こういったことも含めて、宇土市で様々な検証をすべきときに来ているのではないかとこのように思いますが、市長はどのようにお考えでしょうか。お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

まず初めに、国の分科会の報告等によって、ワクチンは効果がなかったと認められているというような議員のお話でございましたけれども、分科会は国の諮問機関でございまして、委員それぞれが多種多様な御意見をお持ちになっておられます。本年4月に開催された新型コロナウイルス感染症対策アドバイザー・ボード（政府に対して助言を行う専門家会議）の評価においては、ワクチン接種の推進及び自然感染により各年代において増加してきた免

疫保持者割合は、今後経時的に低下していくものと考えられ、接種を希望する対象者にはオミクロン対応株ワクチンの接種を呼び掛けるとしております。効果がそもそもなかったと言い切るのであれば、ワクチン接種は呼び掛けないと思っております。そういう判断ではないかなと思います。

ワクチンの効果に関する最終的な政府の見解は、感染症の発症を予防する高い効果があり、感染や重症化を予防する効果も確認されている。時間の経過とともに感染予防効果や発症予防効果が徐々に低下する可能性はあるが、高齢者や基礎疾患を有する方の重症化予防効果は比較的高く保たれているということでございます。これは、政府見解だと私たちは思っておりますが、このような政府の見解に基づいてワクチン接種を行ってきたところでございます。

ワクチン接種の効果判定については、各自治体のレベルで、接種を受けた集団あるいはその対照群として接種を受けていない集団を比較して、感染予防や重症化予防の効果を判断、検証することは、これはもう事実上できないと私は思っております。しかし、市民の皆様へ提供できる情報については、これまでと同様に周知に努めてまいりたいと思っております。

マスク着用による健康被害については、市ではそういう被害があったという直接の報告は受けておりません。こちらも市が把握できる内容はなく、ワクチンの効果判定と同じく、マスクを着用した集団と、マスクを着用していない対照群を比較する検証が困難だからでございます。

議員が御紹介されました、歯並びの悪い子どもが3倍に増えているという検証に関しては、北海道滝川市の3歳児歯科健診において、歯のかみ合わせの悪い3歳児の割合が、コロナ禍前の約3倍に増え、その要因として、マスクで息苦しいため口呼吸をするようになり、口を閉じる筋力が衰えたとするという内容で報道等が出されております。これに関しては市でも数字がありますので比較をしてみますと、宇土市における3歳児歯科健診の結果を分析したところ、かみ合わせの悪い不正咬合と診断された子どもは、コロナ禍前の2018年度が61.1%、2019年度が58.9%、コロナ禍の2020年度が53.3%、2021年度が50.0%、2022年度は47.8%と、むしろ減少をしております。だからマスクはかみ合わせが良くなる、ならないというのはもちろん申し上げません。そもそもこの3歳児というと健診を受ける年代というのは2歳児ですね、3歳になるときに受けますので、この年代の子どもは、コロナ禍においてもマスクはほぼしていない子どもたちじゃないですか。だから、宇土市でもそうですけれども、特に2歳児は幼稚園には行っていない、保育園でも小さい子どもたちは余りしていない、これは未満児ですからね、0、1、2歳児のクラスですから、いわゆる3歳児より下の世代でありますので、そういうような子どもたちの分があって、片方の自治体は増えた、片方が減ったとあって、では、宇土市は減ったからマスクはかみ合わせにいいんだなんてことは、もちろん申し上げませんし、そもそもこれをもって、マ

スクの影響と安易に判断することはできないんじゃないかなと考えております。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君。

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。すみません、先ほど質問時に出し忘れましたけど、このかみ合わせが悪い3歳児が増えているということは、限定的ですけど北海道滝川市の調査でした。宇土市においてはむしろ減少していたということで、これは宇土市に関しましては安心しているところでございます。ただ、市長御指摘のマスクをそもそもしていなかったのではないかということに関しましては、大方マスクはさせていらっしゃらなかったんですけども、保育所において感染が流行していたときがありますね、うちの次女が通う保育園でも自粛のときがあったんですけど、そのときは、登園する際は全員マスク着用ということで促されていました。ただ期間も短かったので、それはとやかく言うつもりはないです。これに関してはですね、やはり私が何を申し上げたいかということ、コロナ後遺症もそれはいらっしゃると思いますが、やはりコロナワクチンを接種して後遺症を持つ方、ワクチンを接種して感染して後遺症という、この3種類があると思うんですね。探そうとされていない5類がよく分からないから、認めないから、ないものとされていますけど、前回も言いましたけどある病院ではそれを認知して、その対処法を勉強したりされているんですよ。そういう患者さんがいらっしゃるということも事実なので、その対応も引き続き寄り添って行ってほしいなというふうに思うところです。

次の質問に移ります。職員の勤怠管理と人材確保についてです。まず、勤怠管理についてお伺いいたします。平成30年3月議会にて、「新市庁舎へ移行した場合、タイムカードで管理するようになっている。」ということで、同様の質問に対して当時の総務部長にお答えをいただいております。そこに関しまして、新市庁舎になって1か月ちょっと経っておりますが、現状どうなっているのかとお尋ねしたいのと、勤怠管理の一つとして、また喫煙者の休憩と非喫煙者の休憩の取り方にむらがあるのではと感じています。というのも、これは今に始まったことではありませんが、新市庁舎ができたことにより喫煙所が遠くなったことで、喫煙者のたばこ休憩の時間が長くなっているのではと、非喫煙者の私でも如実に感じるようになりました。市役所の屋外トイレ付近の喫煙スペース以外、特例として屋上での喫煙を認められているようではありますけれども、そもそも屋上はスペースが小さくて、下の階の職員のほとんどが屋外の喫煙所を利用しているのではないかと思います。階段やエレベーターを使って移動した場合、少なくとも往復は6分程度、たばこ1本4分ぐらいらしいので、合わせて10分がたばこ休憩となります。吸うペースは個人差があるかと思いますが、1時間に1本と見積もって1日9本、実に90分がたばこ休憩というふうになります。これはトイレ休憩は含まれていません。断っておきますけれども、私は喫煙者にたばこ休憩を取るなど

言いたいわけではないんですね。むしろゆっくり吸ってほしいんです。ストレスをためて仕事に当たってほしくないわけです。ただ、喫煙スペースに向かう往復の時間がどうしても無駄に思えてなりません。最近、職員数の不足でやりたいことができないとぼやきが聞こえたりしますが、このような時間をもっと精査できないのかなというふうに思います。なので、四、五年前ですかね、法律の規制で、公共施設の建物内に喫煙スペースが設置できないのは重々理解していますけれども、屋上が認められるのであれば、バルコニーや1階、屋外空きスペースなどに、また隣接する公民館として活用している場所に設置できないかと思いがいかなのでしょうか。総務部長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君。

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

まず、勤怠管理の方法についてでございます。

これまで職員の休暇申請、時間外勤務申請及び出勤簿などの勤怠管理は書面で行っていたところですが、事務処理の適正化と効率化、職員の負担軽減を図るため、庶務事務・電子決裁システムを導入し、令和5年1月から電子申請による運用を開始しております。

また、システム導入により、事務の効率化のほか、管理監督職が時間外勤務状況や年次有給休暇の取得状況等をリアルタイムで把握することができることから、長時間労働の是正や、有給休暇取得率の向上につながっていくものと考えております。

さらに、新庁舎ではセキュリティー面から、手のひら認証による入退室管理システムが導入されております。このシステムを利用し、職員の入退室状況を庶務事務システムへ連携させることで、在庁時間の把握につなげ、各部署と情報を共有しながら、職場環境の改善に努めていきたいと考えております。

次に、喫煙所の場所についてでございます。

2018年7月に公布された、いわゆる改正健康増進法により、第一種施設である市庁舎については、原則敷地内禁煙となっておりますが、職場における受動喫煙防止のためのガイドラインにより、次の要件を満たす場合には、特定屋外喫煙所を設けることができるとされております。一つ目に、喫煙をすることができる場所が区画されていること。二つ目に、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。三つ目に、施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること。このことから、新庁舎では設置要件を満たす屋上を特定屋外喫煙所と定めております。

また、来庁者などの喫煙場所として、仮設庁舎前駐車場の一部を区画し、特定屋外喫煙所を設置しており、市職員も利用しているところです。

議員から、移動時間がかからない近い場所としてバルコニーとの提案もございましたが、バルコニーは設備等の点検用に設置しているものであり、常時施錠された状態となっている

ことから、特定屋外喫煙所としての利用は難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君。

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。ごもっともな理由を述べられましたけれども、これから何年、何十年とこの庁舎の中で仕事をされていくと思います。早ければ早いほど私はいいと思います。何とかですね、特定屋外喫煙所と定められる場所を探して、近い場所で設置してほしいなと思います。堂々と私は休憩していいと思うので、ただその時間があったいなと感じるので、是非よろしく願いいたします。

次に、人材確保について質問いたします。「新市庁舎で私たちと働きませんか」などのフレーズやインパクトのある写真などで、職員募集に注目のいく工夫をなされておられました。ですが、民間企業も今人手不足であえいでいる昨今、給与もなかなか簡単には上げられない現状がある中で、採用に関してはかなりの努力が強いられるのではないかと推察いたします。少子化が進む中、自治体においても将来的な人材確保を真剣に考えていく必要があると思います。その中で、学生のインターンシップや近隣の高校との連携による人材確保も有効な取組というふうには私は考えますが、その点どのように考えているかお尋ねしたいと思います。総務部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君。

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、社会情勢が目まぐるしく変化する中、多種多様な住民ニーズに対応し、かつ質の高い行政サービスを継続して提供するためには、職員一人一人の資質向上はもとより、優秀な人材確保が急務であると考えております。

そのようなことから、本市におきましては、令和5年4月に令和5年度から令和8年度までを計画期間とする第7次定員適正化計画を策定し、年齢構成、職種別職員数等を考慮しながら、計画的な採用と優秀な人材確保に努めることとしております。

しかしながら、昨今は公務員離れが加速し、受験申込者がいない職種が発生するなど、人材確保に困難を極めている状況が続いています。そこで、SNSであるLINEやFacebookを活用した募集や、市役所の業務内容や魅力を知ってもらうため、市ホームページで先輩職員からのメッセージを発信するなどの取組を行っています。さらに、受験申込者が少ない専門職については、学校への訪問を行い先生方と意見交換するなど、学校との連携構築も図っているところです。

その中で、議員からの御質問にもありますとおり、大学や高校からのインターンシップについては、少しでも市役所の業務に触れる機会を増やし、公務員として働く魅力を知っていただく機会として、積極的に受け入れを行っており、人材確保に当たっては欠かせない取組

の一つであると認識をしております。

今後は、本市で唯一の高校である宇土高校も含め、近隣の学校に対し、宇土市職員の魅力を伝えながら、採用試験の呼び掛けを積極的に行い、将来的な人材確保に向けた有効な取組を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君。

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。本市で唯一の県立高校の宇土高校です。宇土市立ではないですけれども、定員割れが生じています。恐らく今後もこの定数であれば、生じるのではないかというふうに思います。職員の中にも出身者は多くいるのではないかと思います。すぐに採用の話が出るとは考えにくいですが、人材確保面や高校存続のためにも連携した取組は今後必須事項だろうというふうに思います。何とぞ御検討よろしくお願いいたします。

続いて、最後の質問です。西部地区への移住・定住、活性化について質問いたします。3月の施政方針で、本市に転入を促すための支援策を創設して、特に人口減少に歯止めがかからない西部地域への転入に関して、過疎対策として移住・定住を後押しするようより充実した支援策を進めるというふうにありました。具体的な施策内容を代表質問にてしましたが、そのときはまだ検討中ということでありましたので、ここでお尋ねしたいというふうに思います。企画財政部長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 企画財政部長、光井正吾君。

○企画財政部長（光井正吾君） 御質問にお答えいたします。

本市における定住・移住促進につきましては、特に人口減少が著しい西部地区において、その施策をどのように反映させていくのか、大きな課題と受け止めております。そのため、本年3月議会でもお答えしましたとおり、東部地域との格差を少しでも解消すべく、力を入れてまいりたいと考えております。

本年度の取組としては、組織的な見直しを含めて体制の強化を図り、それに付随しまして、他自治体の事例を研究しながら、様々な定住・移住施策の整理、洗い出しを行い、より効果がある支援制度を精査しているところです。

また、今定例会に補正予算として上程させていただいておりますが、定住・移住施策を推進するため、民間企業から地域活性化起業人を受け入れるとともに、総務省の提供する地域人材ネットから、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家として、地域力創造アドバイザーを招聘したいと考えております。

このほか、空き家バンク制度の運営を支援するため、地域おこし協力隊員を2名募集する予定としております。

このように具体的施策としては、現在まだ検討段階でありますけれども、各種制度を活用しながら定住・移住施策を構築し、さらに西部地域に特化した定住・移住にも取り組み、これらにつきまして積極的にPRに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君。

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。アドバイザー招聘とありました。こちらは宇土全体を範囲として招聘されるということですね。このような施策に本当にありがたいことだというふうに思います。ありがたいことなんですけど、そのアドバイザーの方に期待しすぎではいけないというふうに思っています。あくまでも我が事として取り組む方全員でやるべきだというふうに思っています。西部地区に関しては、空き家の利活用による移住・定住の話ということで、今回質問をしておりますけれども、職員、空き家の持ち主、地域の協力者、そしてそのアドバイザーさん一緒に我が事と思って取り組んでいければというふうに思います。それからさらに地域おこし協力隊員を募集するとありました。これも本当にうれしいです。しかし、これも期待しすぎではいけません。結局ですね、空き家を貸してくれなかったら進まないんですよ、空き家対策は。その空き家の利活用は貸してくれないと進まない。その空き家を貸してくれる段階にいくまでに、結構な労力を使うんですよ。これはもう実証済みです。次の質問にも入るんですけども、提案があるんですね。網田と網津には立派な支所があります。網田に関しては、来年度中にコミュニティセンターとしてそのまま支所が入るような形になります。その支所に空き家の情報受発信窓口を置けないかなと思うんです。そしてそれぞれ民間の人たち、地域の人たちと協議会をつくって、協力者で情報を吸い上げると、そして対策を考える。その場所や空き家の情報は、アンテナを張っておかないとその情報というのは入ってきません。あっ、空き家があったと、どうにかしたいなと思ったときにすぐ対応してくれる人が必要なんです。これはもう実感しています。例えば、日曜日だったとか土曜日だったとか、支所が時間外だったというときにですね、すぐ電話でやり取りできる人が必要なんです。いずれにしても空き家になるかもしれない情報、まだ誰かどなたかいらっしゃったりとか、そこに住民票があって施設に入っていらっしゃるとかですね、いずれは空き家になるかもしれないという情報、空き家を貸してくれるかもしれないという情報、その持ち主の情報、それらを知っているのはもう地域の人しかいないんですね。空き家の持ち主本人が、空き家を貸したいという情報を待つだけでは駄目だということが、もうこの数年実証しているじゃないですか。ですから、協力者と一緒に運営していくような協議会、そしてその窓口として支所に機能を持たせれば私はいいいというふうに思うのですが、その辺はいかがでしょうか。企画財政部長に御答弁をお願いします。

○議長（藤井慶峰君） 企画財政部長、光井正吾君。

○企画財政部長（光井正吾君） 御質問にお答えいたします。

空き家バンク制度につきましては、市外から本市への移住を促進し、地域の活性化を図るため、平成27年9月から開始しており、現在9年目を迎えております。空き家バンク制度における担当窓口は、まちづくり推進課市民活動支援係が所管となり、空き家バンク物件登録申請者や利用希望者に対する聞き取りや現地確認、物件の写真撮影やホームページ掲載などを行っております。

4月には、空き家バンクの登録促進のため、固定資産税の納税通知書発送時に、宇土市空き家バンク制度の御案内を同封し、周知を図っているところです。現在の登録件数は、空き家の登録はなく、空き地2件のみと少ない状況になっておりますが、問い合わせについては、複数件の相談や問い合わせがあっている状況になっております。

西部地区への定住・移住の活性化のためには、議員御提案の空き家バンク登録物件の掘り起こしが重要なポイントというふうには重々承知しております。利活用につながる可能性のある空き家の情報については、これまでも網田支所、網津支所と連携を取るよう努めてまいりましたが、相談件数の増加にはつながっていないというのが現状です。

そこで、先ほど答弁いたしました新たな施策の構築の検討をしておりますけれども、その中でもこの空き家対策を絡める施策を精査しているところでございます。今後、支所との連携体制についても再考をさせていただいて、そして空き家バンク情報の受発信に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君。

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。先ほどからこの西部地区への移住・定住活性化についてということで、空き家を中心にですね、空き家びいきに話をさせていただいておりますが、中にはですね、新しく家を建てられる方も増えてまいりました。増えているというか、余り目に付かないので目立つんですけども、レストラン兼住居とかですね、網田の方がもうここで一生住もうということを腹に決められて、新しく家を建てられるとか、他県等に出られたんですけど戻って来て家を建てられてとか、そういう方が増えています。本当に喜ばしいことです。それも原因があるんですよ。2年前に光ファイバーが開通しました。財源がないからということで野口議員もいろいろ質問をさせていただいて、予算がない、予算がないとずっと言ってきたんですけど、辺地対策債を活用できるということが分かってから加速したように思います。その光が入るとということが分かってから、私はこの子育て世代の人口流出が減ったのではないかというふうに思います。そのために、やはり網田に魅力を感じていらっしゃる方は一定数いらっしゃるんですよ。でも、なかなか宅地がない、空き家はたくさんある、だったらこの空き家の利活用ということなんですね。先ほど御答弁をい

ただきましたけど、この協議会に関してはだまされたと思って、私は是非聞き入れてほしいと思います。もしかしたらですね、いろいろ問題は出てくるかもしれませんが。でもトライ・アンド・エラーでいいじゃないですか、まずはやってみるんですよ。で、失敗しながら修正しながら成功すればいいんですよ。網田だったら、網津だったらできるというふうに思うんですよ。トライすることが大事だと思います。今回、小規模特認校制度の話が、浦本議員、佐美三議員、私ということで出てきますけれども、やはりこの網田の活性化をこの3人は目指しているんですね。だから、恐らく浦本議員も佐美三議員も責任を取ってくれると、僕ももちろんやるんだったら責任を取るというふうに思っています。切磋琢磨で網津と網田が空き家対策を活性化していきたいですよ。網田で成功すれば恐らく網津の議員も負けたくないという感情になるでしょうし、網津に負けられないと網田の議員も網田の地域も躍起になるというふうに思います。地域間空き家対策加熱騒動とか、そういうふうなのが宇土市の中で話題になるくらい、ひっちゃかめっちゃかやっているといいのではないかとこのように思っています。最後に報告しておきますけれども、180人ぐらい0歳から14歳の網田っ子が、今現在おります。そのうち18人が移住者の子どもたちなんです。私はこれはもっと増やせるとこのように思っています。増やせる魅力をアピールしていかねばというふうに思っていますし、増やしていかないと網田の将来は成り行かなくなるという危機感を非常に持っています。何とぞよろしく願いいたします。

では、続いて活性化としての質問をいたします。宇土マリーナ施設の利用についてです。宇土マリーナは大きく物産館と施設と分かれておりますので、今回はあくまでも施設の利用として捉えてください。宇土マリーナは宇土の貴重な観光資源でもありますが、今や網田の経済の拠点でもありますし、宇土マリーナの盛り上がりは網田の盛り上がりの象徴と言っても過言ではないと思います。しかしその施設、特に芝生広場の利用は、年間僅か十数日程度、365日中350日ほどはイベント会場としてはいわゆる死んでいる状態。もちろん市民の癒しの場としては、時折、家族連れとかランチなどを楽しんでおられる方もおられるわけですが、活性化としての意味では活用はされていないわけです。私はその足かせの要因は、あそこは海の近くですから特有の風もあるでしょうが、一つに会場使用料があるというふうに思っております。昨年、私も主催の1人として参加した網田シーサイドフェスタは、一日の会場使用料が7万5千円でした。2日間やったんですね、だから15万円プラス経費代金があつて二十何万円かかるわけですが、市から条例に示されているとはいえ、まちおこしのために企画したイベントがそのように高額になると、さすがに利用したい団体は少なくなることが予想されます。先ほど十数日程度と申しましたが、恐らく不特定多数の来場者を募るようなイベントに限定すると、年間数日程度だというふうに思います。このことに関して、指定管理者側にも打診しましたが、うちらとしてもできれば利用料金を徴収したくはな

いのだが、市に納めるようになっていて板挟みなんですと、指定管理者としても芝生広場でイベントを積極的に行いたいけれども、それらの理由で二の足を踏んでいますということでした。芝生広場の維持管理では費用はかかりますが、料金を全く徴収するなということはいませんが、関係人口を増やしたり、もっとイベントを誘致したい網田の住民としては、誠に残念な状態でございます。芝生広場利用料金に関しては、気軽に利用できるように料金体系、若しくは指定管理者側で調整できるなど配慮ができないかと思っておりますがいかがでしょうか。経済部長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 経済部長、加藤敬一郎君。

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

宇土マリーナの芝生広場を利用する際は、宇土マリーナ条例で定められていますとおり、土地を催物、物品の展示等に一時的に利用するときは1平方メートルにつき日額5円の利用料金が発生します。

そして、規定では主なものとして、本市が主催又は後援する行事において利用するとき、宇土市体育協会又は宇土市文化協会に加盟する団体が利用するとき、国又は地方公共団体が公共の目的で利用するとき等、その利用する団体や目的によっては、利用料金の減額又は免除をすることができるものと定められており、公共性・公益性が高いと考えられる行事又は活動がその対象となるものです。

施設利用に伴う料金につきましては、西部地区活性化の重要な拠点である宇土マリーナの施設全般を維持・管理運営していくために必要な収入源でございます。

他の市施設及び県内他市の施設利用料金の減免規定と比較しましても、著しくバランスを欠くものではなく、現状におきましては減免要件の緩和につきましては考えておりません。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君。

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。減免、免除の条件をおっしゃっていただきましたが、指定管理者側の理解が取れていない可能性があるというふうに思います。まちづくり助成金でお世話になった先ほどの網田シーサイドフェスタはですね、まちづくり助成金を活用させていただきましてお世話になったイベントなんですけれども、そのときも宇土市の後援のことなど一切指摘はありませんでしたし、指定管理者側も貸し出しを打診したときとかにも話はございませんでした。料金は高いですがすみませんということでした。このことは、当時所管課長にも当時相談していたことでした。終わったことなので、このことに関してはいいのですが、私は、この利用形態がやはり足かせになっているのではないかなと思っています。今年度に関してはですね、そんなに難しいことではないかもしれませんが、後援の条件を緩和したり、利用料金のある期間ですね、今年度は利用料金を安

く設定して、外部からのイベントを誘致したりとポテンシャルを確かめるのもいいのではないかとこのように思いますので、是非御検討をお願いいたします。

そこでですね、あまりに緊張してちょっと忘れておりましたが、空き家の活用のごことで様々な事業を検討すると、補助金とか活用を検討するという答弁がありました。様々な国の勉強をする際に網田の現状を言うと、必ずこの空き家対策総合支援事業を紹介されます。これはどういうものかというところとざっくり言います。右側の写真、小さいですけど、このような現状があった場合、例えば何千万円かかるとなった場合に、自治体の協力があれば民間の事業者でも半額出してくれるというものです。そして残りの半額が次の年に特例交付金で返ってくるということで、自治体負担なしにできるものです。こういういい事業があるので、こういうのも積極的に活用していくのも網田、網津の活性化のみならず、宇土全体の活性化になるのではないかとこのように感じています。

それでは、最後の質問に移ります。公共交通網の再編と小規模特認校制度利用の児童生徒についてでございます。まず、先ほど佐美三議員と市長とのやり取りですが、網田選出議員として私見を申し上げますと、決して佐美三議員も、東部地区のほうから子どもたちを網田に行かせることが活性化につながっていると、それであればいいということではないと思うんですね。やはり一番はもちろん網田に住んでほしいし、網田の純粋な人口を増やして、子どもがそこで育って学校に行きたいと思うんですけども、何せこのままでは、単独では維持できないような状態ですから、であるならば、網田を望んで来られる方、今その地域に住んで、その地域にある小学校や中学校に通わざるを得ないじゃないですか。そういったその条件も緩和してですね、網田に来ることその人たちの選択肢にもなり得る場所は網田ではないかと、もちろん今の網田はポテンシャルに対してまだ魅力が少ないので、もっともっと魅力化できると思うので、先ほど市長に思わず拍手をさせていただきましたが、網田小学校、中学校をこれから魅力ある特色のある取組をするというようなことを市長がおっしゃったように、私はそういったところに期待するのですけれども、その網田さえよければいいというようなことではなかったというふうに、私は理解をしています。今回に関しては、私はこの路線バスをどうにかしてくれという話なんですね。路線バスを維持をするための市の補助金が年々増えていっております。特に宇土・三角間は、目も当てられない状況でございます。私が住む網田の小池区の子どもたちも、私の長女、長男含めて現在8人が利用して、私も月に1度程度、私の両親も週に1度以上利用してしまっていて、大変ありがたい路線ではありますが、乗れば宇土市の補助金がちゃりんちゃりんと言音を立てるかのようで、いつも申し訳なく感じています。先ほど浦本議員、佐美三議員と小規模特認校制度の現状と課題の部分で、スクールバスや送迎バスの提案等がありましたが、私はこの路線バス宇土・三角間は、一般の利用者も一定数はおられるため、朝夕は小規模特認校制度利用の送迎バスを導入して、その

送迎バスに一般利用者が利用できる仕組みに大きく変えていく、再編するときに来ているのではないかというふうに考えます。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
 ・・
 ・・まず現状の最寄りの駅やバス停を利用できるようにして、現在網田小学校で適用されている通学補助金の対象にしなごう、花園地区や轟地区などの児童は近くにバス停がないところもありますから、その児童に関しては、スクールバス利用の停留所を設けるなどすればよいのかなというふうに考えます。いずれにしてもマーケティングが必要だと思っています。路線バスに関しては利用価値を知ってもらうために、無料運行期間を設けた上で、利用状況を調べた上で再編の検討をして、また再編された公共交通網やスクールバスが利用できれば、小規模特認校制度を利用して、網田小・中学校に通学させたいと考える児童生徒への意向調査ですね、これを私はできればすぐにでも対応での場面でですね、これはやってほしいというふうに思いますが、市長、どのようにお考えでしょうか、御答弁をお願いします。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

昨年度、宇土市が負担した路線バス維持のための補助金総額は4,327万円です。前年度より約725万円減少をしております。これは路線の本数が減ったりもしておりますので減少しております。そのうち、産交バスが運行する宇土・三角間では、運行補助金の3分の1を宇城市が、残る3分の2を宇土市が負担しております。これは宇土・三角間のバスでございます。宇土市が負担している補助金額は2,700万円を超えていると、年々増加しているのが現状でございます。

このため、宇土市・宇城市共に何らかの見直しが必要であると認識をしておりますして、宇土市においては、令和4年2月に策定した宇土市地域公共交通計画に基づき、路線バス宇土・三角間を対象に、市、交通事業者、教育委員会が主体となり、宇城市との協議も踏まえて、運行区間や運行本数などの見直しと代替交通手段の検討を行うこととしております。

路線バス宇土・三角間の利用実態を調査しましたところ、宇土から三角までの市域をまたいだ利用はほぼ見られないと、宇土から住吉・網田までの区間で多く利用される実態が分かっております。

この結果を基に、今後検討する代替交通手段としましては、網田地区で運行しているデマンドバスのエリア拡大のほか、路線バス宇土・三角間で通学する網田地区の小中学生に対するスクールバスの導入、あるいは言い方を変えれば、コミュニティバスの網田延伸という方法もあるのかなと思っておりますが、こういったものを教育委員会と一緒に代替交通手段の導入コストやメリット・デメリットを整理して、交通事業者と見直しの可否を協議し、利用

者との合意形成につなげたいと考えております。ですからスクールバスは、私は全く否定はしておりません。小規模特認校制度利用に限定した送迎バスという話だから、私はそれは住民の理解が得られないんじゃないですかと話をしているわけです。導入コストもちろんあります。例をあげると、長浜からJRで来ている人、小池からバスで来ている人がいます。その人たちは網田駅で降ろして歩かせて、宇土から連れてきた人を学校に送り届けるということは、私は著しく不平等だと思っているんですね。ですから、そういうところの細やかな整理が、それと送迎バスとスクールバスは私は認識がちょっと違っておまして、その点は御理解をいただきたいと思います。それで、導入は難しい、住民の反対というのはそこなんです。それは置いておきまして、もし路線バスを見直して、今検討に入っていますけれども、市コミュニティバスを延伸するということになるならば、スクールバスとしての活用は十分に考えられると当然思っております。もともと宇土と網田をつなぐバスでございますので、その区間は当然入るわけでございますので、それを子どもたちの時間に合わせるとか、出発点を宇土駅ではなくて違うところからするとかということは、十分考えられると思っておりますので、これに関しては、交通の宇土・三角間の路線バスの廃止、代替としてそういうのについて現実的にできるかどうかというのは、早期に検討したいと思っておりますのでございます。

これは、公共交通網の再編によって、交通手段の選択肢に変化が生じることとなれば、小規模特認校制度の希望者数にもある程度の影響はあるともちろん思います。

そのため、これは私はもう少し小規模特認校制度の内容を固めてと思っているのですが、まず現状でも構わないので、現状の網田の体制で小規模特認校制度を利用したいという保護者や児童生徒がどの程度潜在的にいるのか、また、交通手段や移動手段、教育内容の充実など、制度利用を促進するために何が必要であるかを併せて、分析・調査等を行っていきたいと思っております。これは何年もかけてというつもりはございません。できる限り速やかにという思いでおります。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君。

○7番（今中真之助君） 非常に前向きな御答弁ありがとうございました。何か浦本議員、佐美三議員のときはちょっと前向きな答弁もありながらも、ちょっとブレーキをかけた市長がいらっしやっただので、3人目の質問者としては安心をしております。先ほど教育長が佐美三議員の何かの答弁時に、ルールがどうのこうのってルールのお話をされました。私は、ルールを変えるのがこの場であるというふうに思っています。すなわち学校に通わなければならないルールは、子どもの可能性を狭めてしまうことにもなっているというふうに私は思っています。ただ、これまでもいろいろ配慮していただいているのは十分承知をしておりますが、

選択肢をやはり増やしていくのが我々政治家の責務であり、行政の役割であるというふうに私は思っています。いろいろ考え方はありますが、とにかく子どもの将来、地域の将来を考えた施策を講じていただきますようお願いいたしまして、質問を終わりたいと思います。御清聴ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） 以上で、本日の質疑並びに一般質問を終わります。

次の本会議は、明日21日水曜日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会をいたします。お疲れ様でございました。

-----○-----

午後3時22分散会

第 3 号

6 月 2 1 日 (水)

令和5年6月宇土市議会定例会会議録 第3号

6月21日（水）午前10時00分開議

1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

1. 宮原雄一議員
 - 1 「令和5年度 畑地化促進事業」について
 - 2 「防災士」について
2. 檜崎政治議員
 - 1 安心安全まちづくり
3. 野口修一議員
 - 1 森林環境譲与税の活用
 - 2 少年少女のスポーツ
 - 3 道と観光・交流人口
 - 4 防災組織と防災士
 - 5 景観と鳥獣対策
4. 中口俊宏議員
 - 1 宇土駅周辺の土地の利活用について
 - 2 活力ある職場づくりについて
 - 3 安全・安定なまちづくりについて

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員（18人）

1番 土 黒 功 司 君	2番 杉 本 寛 君
3番 中 野 洋 一 君	4番 浦 本 晴 美 さん
5番 佐美三 洋 君	6番 小 崎 憲 一 君
7番 今 中 真之助 君	8番 西 田 和 徳 君
9番 園 田 茂 君	10番 宮 原 雄 一 君
11番 柴 田 正 樹 君	12番 檜 崎 政 治 君
13番 野 口 修 一 君	14番 中 口 俊 宏 君

15番 藤井慶峰君

17番 村田宣雄君

16番 山村保夫君

18番 福田慧一君

4. 欠席議員（なし）

5. 説明のため出席した者の職・氏名

市長	元松茂樹君	副市長	谷崎淳一君
教育長	太田耕幸君	総務部長	山口裕一君
企画財政部長	光井正吾君	市民環境部長	小山郁郎君
健康福祉部長	岡田郁子さん	経済部長	加藤敬一郎君
建設部長	草野一人君	教育部長	野口泰正君
秘書政策課長	渡邊聡君	総務課長	上木淳司君
危機管理課長	内田雅之君	企画課長	三浦仁美さん
まちづくり推進課長	中山好美さん	財政課長	北谷太示君
環境交通課長	松下修也君	農林水産課長	東 顕君
商工観光課長	清塘啓史君	土木課長	坂田 治君
農業委員会事務局長	上村修二君	学校教育課長	本堀武史君
生涯活動推進課長	西山祐一君		

6. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	江河一郎君	次長兼議事係長兼庶務係長	春木教明君
議事係参事	村田有美さん	庶務係主事	中山裕輝君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 質疑・一般質問

○議長（藤井慶峰君） 日程第1、質疑並びに一般質問を行います。発言通告があつておりますので、順次これを許可します。

10番、宮原雄一君。

○10番（宮原雄一君） おはようございます。六政会の宮原です。本日は一般質問の機会を与えていただきありがとうございます。今回は、令和5年度畑地化促進事業について、防災士活用について、2項目質問したいと思います。後は質問席から質問させていただきます。新議場での初めての質問であります。ちょっと緊張しておりますけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 宮原雄一君。

○10番（宮原雄一君） 農水省は、2023年から水田の畑地化について麦や大豆、飼料作物、野菜などの作付けを支援する畑地化促進事業に取り組み、申請の受付があつたかと思えます。この事業の主な内容について加藤経済部長にお尋ねします。

○議長（藤井慶峰君） 経済部長、加藤敬一郎君。

○経済部長（加藤敬一郎君） おはようございます。御質問にお答えします。

畑地化促進事業は、水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間を御支援するもので、畑地化支援、定着促進支援、産地づくり体制機構等支援の三つの支援があります。

まず、畑地化支援は、水田を畑地化して、野菜や果樹等の高収益作物及び高収益作物以外の麦・大豆等の畑作物の本作化に取り組む農業者を支援するものです。交付単価は対象作物によって異なり、高収益作物で10アール当たり17万5千円、畑作物で10アール当たり14万円となっております。

次に、定着促進支援は、水田を畑地化して、高収益作物及び高収益作物以外の畑作物の定着等に取り組む農業者を5年間継続的に支援するもので、交付は、一括交付か5年間の継続交付を選択することができます。交付単価は、高収益作物、畑作物共に、10アール当たり2万円を5年間又は10アール当たり10万円の一括交付となっております。

次に、産地づくり体制構築等支援は、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やほ場のブロックローテーションの体制構築等のための調整に要する経費を支援する産地

づくりに向けた体制構築支援と令和5年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対し、畑地化に伴い土地改良区の地区除外決済金を支払う必要が生じた場合に、その決済金等を支援する土地改良区決済金等支援があります。

産地づくりに向けた体制構築等支援は、地域再生協議会等に交付されるもので、交付額は定額で、1協議会当たり上限が300万円となっております。

土地改良区決済金等支援は、地域再生協議会を通じ、土地改良区に交付されるもので、交付額は、定額で上限が10アール当たり25万円となっております。

なお、本事業の支援を受けた場合は、経営所得安定対策事業の水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外され、今後、当該交付金が受給できなくなります。

また、畑地化促進事業に申請しなかった場合、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田となりますが、令和4年度から令和8年度までの5年間で1度も水張りが行われなかった農地は、交付対象水田から除外されることとなります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 宮原雄一君。

○10番（宮原雄一君） 答弁ありがとうございます。本市の水田面積は約1,406ヘクタール、主食用米65ヘクタールのほか、水田活用の直接支払交付金、産地交付金など有効に活用しながら、加工用米、飼料用米、WCS稲作物、麦・高収益作物などが作付けされ、水田が維持されております。昨年、JAでの主食用米・麦の販売額が2億7,000万円程度に比べ、水田活用直接支払交付金と産地交付金合わせて2億5,000万円程度の交付金があります。交付金をフル活用されているかとうかがえます。しかし、畑地化促進事業が始まることにより、補助金の交付対象となる水田の要件が減額されたことで、多くの農家が戸惑いを見せて懸念となる声が挙がっております。本市で事業説明会があったときの農家からの事業への質問内容と事業への申請状況について加藤経済部長にお尋ねします。

○議長（藤井慶峰君） 経済部長、加藤敬一郎君。

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

最初に、畑地化促進事業説明会の内容についてお答えします。

畑地化促進事業は、先ほど答弁しましたとおり、本事業の支援を受けた水田は、水田活用の直接支払交付金の対象から除外されるなど、交付に関しての留意事項もあることから、本市では、農業者に対し、直接説明が必要と判断し、令和5年2月20日と21日にJA宇土支所において説明会を実施し、約60名の農業者が参加されました。

説明会では、主に、事業の内容、支援を受けた場合の留意事項、水田活用の直接支払交付金との関連性等について説明をしております。

説明会に参加した農業者からは、「畑地化した場合は水田として使用してはいけないの

か。」や、「5年以上対象作物を継続して生産した後、農地を貸借したいときに、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田にはならないのか。」など、事業を活用した場合の質問のほか、「水張りをしている施設は畑地化しなくてもいいのか。」や「水張りができないなら畑地化しなければいけないのか。」など、水田活用の直接支払交付金の水張り要件に関する質問がなされました。

次に、畑地化促進事業の申請状況についてですが、ミニトマトやキュウリ等の高収益作物を作付けしている農業者35名が申請し、総面積は17.7ヘクタールとなっております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 宮原雄一君。

○10番（宮原雄一君） やはり水張りの問題の質問が多かったようです。ミニトマト、キュウリ等高収益作物約100ヘクタールのうち17.7ヘクタール、35名の農家が申請されています。しかし、まだまだ水張りの困難なところがあるかと思われまます。畑地化促進事業のメリットを生かした対応が必要だと思えます。また、農家の高齢化が進んでいるのと生産資材の急激な高騰で、農家をやめられる方が一気に増えることが予想されます。また、国の米政策も年々変わっており、農家は戸惑いを見せております。今後、経営所得安定対策事業の取組方針について、加藤経済部長にお尋ねします。

○議長（藤井慶峰君） 経済部長、加藤敬一郎君。

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

本市の農業経営形態は、水稻に野菜、葉たばこ、花き、果樹などを組み合わせた複合経営が多い中、近年では、転作作物としてWCS用稲や飼料用米などの新規需要米の生産拡大も顕著に表れております。

しかし、農家の高齢化と後継者不足等により、農家戸数が減少するとともに、不作付地の拡大が進んでいるため、集落機能の維持と水稻作付面積の維持が課題となっております。

このような中、担い手農業者の農業経営の安定に資するよう、経営所得安定対策として、水田活用の直接支払交付金を交付しています。

水田活用の直接支払交付金には、地域の作物振興の設計図となる水田収益力強化ビジョンに基づき、地域の特色を生かした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援する産地交付金と、水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援する戦略作物助成があります。

今回、国が推進している畑地化促進事業は、事業を活用すると水田活用の直接支払交付金の交付対象水田に戻せなくなり、交付対象から除外され、交付金を受給できなくなるというデメリットがあります。

しかし、高収益作物等を作付けする農業者にとっては、5年間、水を張らずに作付けされ

るため、今後、水田活用の直接支払交付金の交付対象から除外され交付金を受け取れなくなることから、畑地化促進事業を活用するメリットがあります。

本市としましては、国が推進する畑地化促進事業を進めつつも、これまでどおり、経営所得安定対策として、水田を活用した飼料用米、WCS用稲等を生産する農業者を支援してまいりたいと考えます。

また、農業委員会とも連携をし、農地を荒らさないよう地域と一体となった農業振興に努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 宮原雄一君。

○10番（宮原雄一君） 答弁ありがとうございます。主食用米については売れる米づくりの徹底によって、今後主産地として地域の確保、産地交付金を有効に活用しながら、飼料用米、加工用米、WCS用稲を転作の中心作物として位置づけ、作物生産の維持拡大を図ることが必要かと思えます。また、農業委員会、JA等と連携して、担い手への農地利用の集積・集約が重要になってくるかと思えます。農業委員会に農地利用最適化推進委員が新設されるなど、法律改正から7年目を迎えます。今年、農業委員の改選の年でもあります。農業委員会の活躍を期待したいと思います。

次の質問に入ります。防災士については、先に中野議員が質問されております。防災士の必要性は十分理解されているかと思えます。最近では、防災士に対してその専門性を生かした市民活動を期待する行政側の施策として、各地で地域防災計画において防災士を活用する自治体が徐々に増えております。例えば、兵庫県ではひょうご防災特別推進員として、宮城県では宮城県防災指導員として、愛媛県ではえひめ防災インストラクターとして、埼玉県ではさいたま市防災アドバイザーとして、防災士の活躍する事例があります。また、防災士の代表を自治体の防災会議の委員として委嘱されているところも多くあります。本市においても地域防災計画書に防災士の活用を取り入れてもらえないか、また、防災士の代表を計画の説明会に参加させてもらえないか、山口総務部長にお尋ねします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君。

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

宇土市地域防災計画は、毎年、国の防災基本計画の修正、また、熊本県地域防災計画の修正などを踏まえ、修正することとしており、修正案を宇土市防災会議に諮って、承認を得ることとしております。

防災士に関する内容は、平成30年度に国の防災基本計画の修正を踏まえ、反映させております。

修正の内容としましては、まず、住民に対する防災知識の普及の項目において、「防災知

識の普及に当たっては、防災士会の集まりの機会を活用すること。」を追記しております。

次に、地域住民等の自主防災組織の項目において、「その組織づくりにおいては、既存の町内会、自治会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、女性の参画や防災士等の活用に努めること。」を追記しております。

次に、車中避難者を含む避難所以外における避難者の対応の項目において、「市は、防災士等と連携し、車中避難者を含む避難所外避難者を把握し、必要に応じて避難所への誘導を行うことや、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、防災士等と連携し、食料等必要な物資の配布に努めること。」、こちらを追記しております。

昨年度、熊本県主催の火の国ぼうさい塾が宇土市民会館で開催され、新たに27名が防災士を取得されました。今後、地域での防災教育や訓練の実施、地域の自主防災組織活動への参加など、様々な取組に関する事項を宇土市地域防災計画に反映させていきたいと思っております。

また、次回、宇土市地域防災計画説明会を開催する場合は、防災士の代表の方にも御出席をいただき、いろいろな御意見を伺いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 宮原雄一君。

○10番（宮原雄一君） 答弁ありがとうございます。防災士の活用を取り入れてもらい、ありがとうございます。荒尾市の防災活動状況と宇土市の防災士の集いを掲載した熊日新聞の切り抜きを資料として載せております。本市においても、6月11日に新しく防災士を取得された方を中心に顔合わせと防災士活動についてを目的として、防災士の集いを開催しました。区長さん、婦人会の方、小学校のPTAの役員の方、夫婦で参加の方、主婦の方など、いろいろな職種の方が参加され、熊日の記事に紹介されていますように、有意義な集いだったかと思っております。防災士の会は、前宇土市消防団長山本章博さんを代表に、私と野口議員とでお世話をしております。本市には55名程度の防災士がおられるかと思っております。地域防災リーダーの仲間として、全員が防災士の会の会員を基本としております。次回は10月15日予定の市の防災訓練に参加の予定であります。防災士全員に呼び掛けを行っていきたくて考えております。今後も積極的にいろんな防災士の活動を行っていきたくて思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） 議事の都合上、暫時休憩いたします。10時半から再開いたします。

-----○-----

午前10時25分休憩

午前10時30分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

12番、榎崎政治君。

○12番（榎崎政治君） おはようございます。榎崎でございます。本日は一般質問の機会を与えていただき感謝申し上げます。雨の中の傍聴の方も本当にありがとうございます。実は私、今日、何回目かなと数えましたら今日で50回目の一般質問をさせていただきます。この一般質問が50回もできるということは、決して私だけの力ではありません。地域の皆様、またいろんな支援をしてくださる方のおかげだと思っております。今回は3項目、一般質問をさせていただきます。それでは、質問席に移りまして質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 12番、榎崎政治君。

○12番（榎崎政治君） それでは、まず初めに宇土市の国民保護計画について伺います。このことに関しては、平成27年第3回定例会で質問をさせていただいております。再度質問いたします。北朝鮮が先月31日から6月11日の間に、人工衛星を打ち上げる計画を日本政府に通報し、初日の31日に軍事偵察衛星を搭載したロケットを打ち上げております。ただ、打ち上げたものの異常が発生して、朝鮮半島西側の黄海に墜落したと発表しているわけでありまして。北朝鮮が人工衛星を打ち上げると予告した期間はもう終了しておりましたが、政府が事前に通告しないまま、再び弾道ミサイルの可能性のあるものを発射することもあり得ると思ひまして、自衛隊の迎撃態勢を当面維持し、警戒監視に万全を期していたところ、今月15日にも防衛省によりますと、15日、午後7時24分頃と7時36分、北朝鮮の西海岸付近から少なくとも合わせて2発の弾道ミサイルが、東の方向に発射されております。繰り返される北朝鮮の弾道ミサイルの発射は、日本の上空を通過する事案も数多く発生しております。航空機、船舶の安全のみならず、国民生活の安全を脅かす深刻な重大な脅威でもあるわけでございます。本市におきましても、宇土市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例及び宇土市国民保護協議会条例を平成18年に策定しており、宇土市国民保護協議会条例の施行に伴い、平成19年1月に宇土市国民保護協議会を開催いたしまして、同年3月に、宇土市国民保護計画を作成しているわけでございます。その後の変更、新たな取組と現状認識、また、どのような備えが必要かをお尋ねしたいと思います。総務部長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君。

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

国民保護に関する取組については、平成27年第3回市議会定例会一般質問において、榎崎議員から国民保護に関する取組及び避難実施要領のパターンについて質問をお受けしておりますので、その後、新たに取り組んだ内容についてお答えをいたします。

まず、平成28年1月に国民保護計画に基づく避難マニュアルを策定しております。本マニュアルは、全国瞬時警報システム（Jアラート）による警報が発令された場合に、住民が取るべき行動やゲリラや特殊部隊による攻撃事案、弾道ミサイル攻撃事案、航空攻撃事案のパターン別の避難実施に係る特徴と留意点のほか、万が一、けがなどを負った場合に対する応急措置などを掲載しております。

また、令和2年度に、国は、国民の保護に関する基本指針等の内容を変更したため、本市においても、宇土市国民保護計画を基本指針等に沿った内容に修正しております。

次に、市の国民保護に対する現状認識につきましては、近年、北朝鮮によるミサイル発射事案が頻発しており、過去には、日本の排他的経済水域（EEZ）内への落下や日本の領土上空を通過する事案も発生していることから、正確な情報を把握し、市民が正しく避難できるよう対処しなければならないものと認識しております。また、ロシアによるウクライナ軍事侵攻においても、連日報道等で大きく取り上げられているとおりでありますが、多くの犠牲者や難民が増え続けており、安全保障の観点からも決して許されない行為であると認識しております。

次に、国民保護に関する備えにつきましては、外部からの弾道ミサイル発射、航空攻撃情報、ゲリラ・特殊部隊攻撃情報、大規模テロ情報など、対処に時間的な余裕がない事態に関しては、Jアラートが作動し、市の防災行政無線により、市民の皆様へ瞬時に伝達することになっております。このJアラートが正常に作動することを確認するため、内閣官房からJアラートを通じて試験情報を配信し、市の防災行政無線を実際に自動起動させる情報伝達試験を年4回実施しております。なお、本市においては、正常に作動していることを確認しております。

また、国民保護法に基づき、武力攻撃事態及び緊急対処事態に至った場合に、住民の安否情報を収集・整理し、国民から照会を受けた場合は、対象者の同意等に基づいて回答する安否情報システムが、平成20年から運用開始されております。

国において、このシステムが正常に作動するか運用試験を行っており、本市では、正常に作動することを確認しております。

ただし、このような武力攻撃事態や緊急対処事態が、いつ、どこで、どのように発生するか、事前に予測することは極めて困難でございます。特に弾道ミサイルは、発射から10分もしないうちに到達する可能性もあるとされています。

市民の皆様には、市の防災行政無線や携帯電話、スマートフォンに伝達されるエリアメール、また、テレビやラジオ、インターネット等で情報を得た場合、屋外にいる場合は、近くのできるだけ頑丈な建物などに避難する。近くに適切な建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せ頭部を守る。屋内にいる場合は、できるだけ窓から離れるか、窓のない部屋

に移動するといった避難行動を落ち着いて、直ちに取っていただきたいと思います。

また、弾道ミサイルの発射に限らず、武力攻撃事態及び緊急対処事態が発生した場合、市民の皆様が、どのように行動したらよいのか、また、普段から何を備えればよいのかを、先ほど申し上げました国民保護計画に基づく避難マニュアルにまとめており、市の公式ホームページに掲載していますので、是非御覧いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 12番、樫崎政治君。

○12番（樫崎政治君） ありがとうございます。武力攻撃から市民の生命・身体及び財産を保護し、市民生活等に及ぼす影響を最小限にすることは、行政の責務であると思うわけでございます。北朝鮮による弾道ミサイルの発射を想定した避難訓練を各所で実施しており、政府連携や自治体独自など内容の違いはありますが、多くの自治体で開催されております。平成29年8月には熊本市、また上天草市では北朝鮮による弾道ミサイルの発射を想定した避難訓練を行っております。弾道ミサイルの発射に限らず、武力攻撃事態及び緊急対処事態が発生した場合、市民の皆様がどのような行動をしたらよいか、また普段から何を備えればよいのか認識しておくことが重要であります。そのために、北朝鮮による弾道ミサイルの発射を想定した訓練も必要かと思うわけでございます。弾道ミサイル落下を想定した避難訓練について、本市では計画をされているのか、また今後の取組について総務部長にお聞きします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君。

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

上天草市では、平成30年度に弾道ミサイルの落下を想定した避難訓練を実施されております。訓練の内容につきましては、市の総合防災訓練の一環として実施され、全国瞬時警報システム（Jアラート）を使用し、全市民を対象に訓練が行われました。

訓練内容については、弾道ミサイルが落下したという想定のもとに、防災行政無線からミサイルが発射された旨が放送されると、市民全員が屋内に避難する行動を取ってもらうという趣旨のものであったとお聞きをしております。

また、令和元年度には、危険物質等に係る武力攻撃災害に関する国民保護訓練として、海上において軽油等が流れ出した際のそれぞれの関係機関が取るべき対応の確認と役割を認識させるとともに、市民には、上天草市の国民保護計画に基づく警戒区域が設定され、退去等が必要になることを避難訓練を通して理解を深めさせるため、実施されております。

本市では、これまで武力攻撃事態及び緊急対処事態を想定した避難訓練等を実施したことはございませんが、ロシアによるウクライナ軍事侵攻、北朝鮮情勢等を踏まえ、上天草市の事例を参考に、今年度秋に網田地区で予定されている市の総合防災訓練等での実施について検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 12番、樫崎政治君。

○12番（樫崎政治君） ありがとうございます。武力攻撃事態及び緊急処理事態を想定した避難訓練等は、今のところ予定はしていないということではありますが、ロシアによるウクライナ軍事侵攻、北朝鮮の情勢等を踏まえ、上天草市の事例を参考に、今年度秋に網田地区で予定されている市の総合防災訓練等での実施について検討するということですので、是非前向きに検討していただきたいと思うわけでございます。元松市長がよく口にする言葉があります。「平時にできないことは有事にもできない。」と。北朝鮮による弾道ミサイルの発射を想定した訓練も必要だということをお申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

SDGsについて伺いたいと思います。このSDGsの質問は、令和3年3月にも質問をさせていただいております。熊本県ではSDGsに積極的に取り組む企業や団体等を後押しし、県内におけるSDGsの取組のすそ野を広げるため、これらの企業等を登録する熊本県SDGs登録制度を創設しております。その内容について、本市のSDGsの窓口はどこの部署なのか、またSDGsに関する本市と県の連携やこれまでの取組の状況はどのようになっているのか、一括して企画財政部長にお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 企画財政部長、光井正吾君。

○企画財政部長（光井正吾君） 御質問にお答えいたします。

SDGsに関する取組は、その理念である「誰一人取り残さない社会」の実現を目指し、今や世界規模で展開されております。

本市におきましても、SDGsの理念を踏まえ、本年度を初年度とする第6次宇土市総合計画後期基本計画において、分野横断的に取り組んでいくこととしております。

組織体制としましては、企画課をSDGs推進の所管部署とし、全庁的な総合調整をはじめ、外部団体等の活動支援の窓口としております。

また、県では、令和3年1月に熊本県SDGs登録制度を創設されております。これは、県がSDGsに積極的に取り組む企業や団体等を登録し、ホームページなどを通じて、対外的にこれらの企業等をSDGs推進事業者としてPRするものです。

一方、登録事業者となった企業・団体等は、県が規定するくまモンのイラストを使用したSDGs専用のロゴマークを、普及啓発や周知用のために活用することが可能となり、SDGsの推進事業者であることを可視化して、自らの企業・団体等に関する情報発信を行うことができます。

この熊本県SDGs登録制度に関しまして、県では、今月の1か月間を募集期間としました第5期の登録募集が行われているところです。

本市におきましても、県と連携して、本市のホームページへの掲載や市商工会に登録制度

の情報提供を行うなど、熊本県SDGs登録制度の活用促進に取り組んでおります。

また、県が実施する熊本県SDGs登録制度を利用して行う取組の一つに、くまもとSDGsプラットフォームがあります。

くまもとSDGsプラットフォームは、中枢都市である熊本市と本市を含む近隣市町村を合わせた、7市10町2村で形成する熊本連携中枢都市圏の自治体と民間事業者が共同で設立して運営するものになります。

内容としましては、SDGsの推進のほか、SDGsに取り組む熊本連携中枢都市圏内の企業等の団体に会員になっていただき、会員同士のマッチング支援などを行うサイトの運営、これは令和4年11月に開設されています。

会員になるための企業等の条件は、熊本県SDGs登録制度に登録されていることが挙げられています。

プラットフォームのサイトでは、会員企業・団体や自治体におけるそれぞれのSDGsを達成するための活動が紹介されており、会員企業等の団体同士や自治体との交流などを通じて、協働活動するためのマッチングの場としても活用できます。

本市には、熊本県SDGs登録制度に登録されている企業等の団体が、令和5年1月現在で23件ございますが、くまもとSDGsプラットフォームの登録は今のところありません。

今後は、県の協力も仰ぎながら、熊本県SDGs登録制度とくまもとSDGsプラットフォームの連携の充実に努めるほか、様々な企業・団体等のSDGs達成に貢献できるよう、相談対応や県との連携を深めながら、持続可能な社会の実現を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 12番、檜崎政治君。

○12番（檜崎政治君） 分かりやすい説明ありがとうございます。本市においても熊本県SDGs登録制度を有効活用し、本市の特性を生かした持続可能な地域社会を形成すると、SDGsの考え方を踏まえながら、環境社会、経済、様々な分野において、住民の皆様が安心して住み続けられるまちづくりの取組を県の協力を仰ぎながら全庁的に進めていただけたらと思うわけでございます。よろしく願いいたします。

今回このSDGsの質問のきっかけは、宇土市の東部に位置します標高96メートル五色山という山があるわけでございます。隣のまち宇城市と岡岳と共有する周りを住宅に囲まれた小さな山があるところでございます。かつては地域住民が薪や薬草を摘んだり、小学校等の遠足にも利用された里山でございます。生活様式の変化で次第に荒れて、その状況を見かねた地域住民の手によって五色山ふれあい会、ボランティア活動の団体を立ち上げ、遊歩道の整備、木の伐採、草刈りを平成14年から20年継続してボランティア活動を行ってまい

りました。その結果、五色山には自然に生育するオンツツジをはじめとする植物が182種類生育しております。また伐採した木材は、炭焼き小屋で炭、もくずを作って販売したりしております。また今まで獣道であった里道等も軽トラックが通れる道幅に改善し、イノシシ対策にも効果が出ております。ため池が周辺にも数箇所あり、底にたまった泥を有機物として再利用できないかと、宇土中学校の科学部に協力をしていただき、土の成分を調査し肥料にならないかと研究をしております。循環型社会を目指している里山でございます。現在は、この里山としても価値を高めているわけでございます。実は地縁団体上松山区は、令和3年度に熊本県SDGsに登録を行い、循環型社会を目指している地域でございます。将来は地域の子もたちが遊んで学ぶ循環型観光自然公園にしたいと、夢を持ってボランティア活動をしている団体五色山ふれあい会であります。20年間継続をしてボランティア活動を行ってまいりました。これを継続していくためには、運営資金の確保が課題であります。国・県・市の支援事業、活動助成金を生かして、20年間継続して行ってきたわけでございます。こちらの資料は、市長と教育部長にお渡ししている資料があると思っておりますけれど、20年記念誌に活動状況が記載してあります。数々の支援事業、活動助成金を活用して、里山の復元に力を注いできたわけでございます。その中でも、実は森林・山村多面的機能発揮対策交付金を生かすことによって、里山復元が大きく前進したわけでございます。この森林・山村多面的機能発揮対策交付金の概要と、本市における本事業の成果及び今後の課題についてお尋ねいたします。経済部長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 経済部長、加藤敬一郎君。

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

まず、森林・山村多面的機能発揮対策交付金制度が創設されました背景について御説明いたします。

森林の有する多面的機能を発揮するためには、適切な森林整備や計画的な森林資源の利用が不可欠となります。しかし、林業の不振や山村地域の過疎化・高齢化に伴い、森林の手入れを行う地域住民が減少し、適切な整備等が行われていない森林が増加しています。そのため、地域住民等による森林の手入れ等の共同活動を支援し、森林が有する生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源の涵養などの多面的機能発揮のため、本交付金が創設されております。

次に、制度概要についてですが、本交付金は、地域住民等による活動組織が自律的に森林整備を行う活動に対して支援するものです。

交付対象となる活動のメニューは、メインメニューとサイドメニューが設定されており、メインメニューとしましては、里山林保全活動や侵入竹除去・竹林整備活動、また集落周辺の広葉樹林等の伐採搬出活動等があります。また、サイドメニューとしましては、作業道の整備や鳥獣被害防止柵の設置、地域外関係者との調整等があります。なお、事業期間は3年

間となっております。

交付金の交付単価は、事業の種類ごとに違いがありますが、主なメニューでは、里山林保全で1ヘクタール当たり最大12万円、侵入竹除去・竹林整備で1ヘクタール当たり最大28万5千円となっております。ほかにも活動に必要な資機材の購入・設置に対して、2分の1又は3分の1の額が交付されます。ただし、交付金には上限があり1活動組織当たり単年度500万円が限度額となっております。

次に、本市における取組事業の成果についてですが、本交付金を活用した令和4年度の活動事例は、県内で94組織となっております。本市では上松山区と網田里山保全会が令和2年度から令和4年度にかけて取り組まれております。

上松山区におかれましては、里山の持つ多面的な機能を十分発揮できるよう、間伐や侵入拡大している竹林除去及び折れ竹等の整理、その他、作業道や里道の修復整備等の活動を実施されており、また、鳥獣の住みかとなる場所を失くすことで、安心して散策ができる環境を創出されており、最近ではイノシシを見かけなくなったとの報告を受けております。

また、網田里山保全会におかれましては、侵入竹林撤去や地域の方々と竹林整備等を実施され、森林活動の関係人口の創出にも取り組まれております。

今後の課題としましては、山村における高齢化や森林に関わる人口の減少、特に若い世代の関わりが極端に少なくなっています。そのため、荒廃森林は年々拡大しており、獣害や土砂流出、山腹崩壊等の被害が増加するなど、森林の持つ多面的機能は低下しています。

森林機能の低下を改善するためには、森林整備を行い、健全な森林へ誘導することが必要ですが、山村地域の過疎化や高齢化をはじめとする様々な問題を抱える現代においては、困難な状況にあります。そのため、若い世代など多くの人に森林の持つ多面的機能の重要性を認識していただき、少しでも森林整備への関係人口を創出する必要があります。

本市としましても、引き続き森林の持つ多面的機能の維持・増進を図るとともに、山村地域のコミュニティを維持・活性化させるため、地域住民等による森林の保全管理活動等の取組を支援してまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 12番、檜崎政治君。

○12番（檜崎政治君） ありがとうございます。この森林・山村多面的機能発揮対策交付金は、他の事業費と比べますと高額で、森林の鳥獣対策、多面的機能の復活をさせるためには重要な交付金であります。宇土市では、森林・山村多面的機能発揮対策交付金は、上松山区と網田里山保全会だけが利用しているということでございます。引き続き、森林が持つ多面的機能の維持・増進を図るとともに、山村地域のコミュニティの維持、活性化させた里山を復活させるために、他の地域にも周知していただきたい。若い世代など多くの人々の森林の持

つ多面的機能の重要性を伝えていただき、地域住民等による森林の保全・管理活動等の取組を支援していただければと思うわけでございます。よろしく願いいたします。

私は、実は先週不知火美術館で6月15日まで開催されました塔本シスコ展に行ってみました。こちらにある絵でございますが、その中に、実は「五色山の思い出」として描かれている油絵が展示されておりました。許可をいただいて写真を撮って記載しております。日本では山下清や谷内六郎と共に素朴派の画家とされており、八代市出身で幼少期を宇城市で過ごした塔本シスコさんは、48歳のときに脳出血で倒れ、リハビリの一環として独学で絵を描き始めております。2005年に92歳で亡くなるまで、子どもの頃からの思い出深い光景などを精力的に描き続けております。会場には、塔本さんが手がけた油絵やアクリル画、色鉛筆画合わせて37点が展示されておりました。このうち「五色山の思い出」は、塔本さんが9歳のときに宇土市の五色山を訪れたときの様子を表現した油絵でございます。山肌に見える、何層にも分かれた地層を赤や黄色などカラフルな色合いで表現し、楽しそうにござを敷いて滑っている自分の姿を幾つも描いております。絵の上のほうに書いてある文字を読みますと、「宇土ノ花園ノ五色山へ原先生と三人」この後が特徴なんですね、「びっくりたまげた」と記載してあります。今から100年前の五色山の思い出であります。現在、地表面は草木が生い茂っておりますが、五色山は五色の地層が表面に現在も部分的に露出しております。水平の斜面に地層が入っていることはよく知らされているのですが、実は斜めに地層が入っているわけですね。それで、私も子どもの頃、五色山に登って滑ったことがあるんですけど、茶色とか赤色とか黄色とか層が分かれていることに関しては、もうこれは間違いのない事実でございます。この貴重な里山であるわけですが、このシスコ作品は部分的にデフォルメされたこともあるわけですが、空想ではなく、基本的に見たものをそのまま忠実に描いていることが多いことを示すエピソードでもあるわけでございます。こちらが、昭和49年の五色山の遠足の風景でございます。先ほどの絵と全く同じ場所で、宇土市内の幼稚園児が上松山の五色山まで遠足に来て、斜面を登ったり滑ったり楽しんでいる風景でございます。もうあの絵とそっくりでございます。この里山五色山が地元上松山地区、宇土市にとって貴重な里山でございます。ボランティア活動団体五色山ふれあい会が熊日でも報道されましたが、今年4月に20周年を機に五色山ふれあい会としての活動に幕を下ろされました。五色山ふれあい会の皆様の地元愛、五色山の自然を幼い頃に見た里山に復活させたいという思いを、並々ならぬ御尽力の成果だと今現在お喜び申し上げておきます。ひと口に20年と申しますが、社会情勢の変化の厳しい世の中で、このボランティア活動を継続していくことは、並大抵のことではありません。幾つもの困難があり、そのたびに人知れぬ御苦労があったと拝察しております。今では多くの方が五色山を訪れ、健康づくりの一環として遊歩道を散策しており、里山は生活環境の保全・向上、地域の貢献、健康の回復・増進、余暇

の有効な利用、子どもたちの健全育成、犯罪の防止、水源の涵養、温暖化ガスの吸収源、害獣の防止、生態系の場所、住民のコミュニケーションの促進、ひいては災害時の緊急避難場所となり得る様々な機能があり、その効果が必ず地域また宇土市のまちづくりに生かされると私自身は確信しているわけでございます。この場をお借りしまして、感謝の気持ちを伝えさせていただきたいと思っております。本当に長い間、ありがとうございました。今後、上松山は里山保全会として区で運営活動をしていくわけでございますが、今後五色山の保全活動を継続していくためには、安定した活動の資金を確保する必要があります。当面は助成制度と区費の投入により運営をしておりますが、その状態が将来へも継続できるかは不安が残るわけでございます。市に対しては、自然公園指定の要望を行っておりますが、指定後は自由な樹木の伐採や土地の開発等の利用に制限があり、多くの地権者を抱える五色山では困難であると思っております。ただし、地権者の了解を得られるなら特定の一部の区に限り、今後も要望等を行っております。五色山の保全活動のように、地域住民が自主的に行う住みやすい地域づくりの活動に対して、今後新たな助成制度の創設等について、市長の見解を伺いたしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

まず、先ほどから何度も出ておりますけれども、熊本県SDGs登録制度は、県内の企業等が自らの活動とSDGsとの関連性を認識し、SDGsの達成に向けた具体的な取組を推進することにより、SDGsの普及を促進することを目的として、令和3年1月に創設された制度となります。あえて先ほど企業等と申しましたが、ほとんどが企業とか学校も入っていると思っておりますけれども、企業とか各種団体でございますが、その中で、地域団体として唯一第1期で登録を受けられたのが、地縁団体上松山区であったと記憶をしております。この地縁団体上松山区のSDGs達成に向けた経営方針と目指す姿として、先ほどからお話が出ております里山五色山を中心に住んでみたいと思う地域を目指して、全ての住民等と共に安心して安全に豊かな暮らしができる地域を目指すとされております。また、自然をリサイクルし、地球温暖化防止に貢献することで、豊かな水資源を後世に引き継ぐことも掲げられております。

さらに、SDGsに関する重点的な取組としまして、環境分野では、荒廃した里山から宝の里山への再生や竹伐採、間伐で出た処分材リサイクル、社会分野では、地域コミュニティ力向上を挙げられ、献身的に取組をされているところでございます。

この地縁団体上松山区におかれましては、このような緑化活動に寄与された御功績を讃えられ、今年1月に熊本県緑化功労賞を受賞されております。

次に、先ほどから出ております、五色山の保全にずっとあたってこられた五色山ふれあい

会の現在までの取組活動についてお答えをさせていただきたいと思います。

この冊子を見ていただければもうお分かりいただけるとおりでございますが、御質問でございますので言葉で申し上げさせていただきますと、五色山ふれあい会は、今年3月に20周年を迎えられて、それを機に会としての活動に幕を下ろされました。

五色山ふれあい会は、時代の変化とともに失われてしまったかつての五色山の風景や自然の恵みを、住民自らの手で取り戻そうという思いで立ち上がり、実に20年という歳月をかけて、荒廃が進んでいた里山の復元という壮大なプロジェクトに献身的に取り組んで来られました。そして見事にこの目的を達成されたと思っております。

その活動の一部を御紹介しますと、遊歩道・駐車場の整備として、国の交付金を活用し、上松山区と共同で五色山周辺の歩道や駐車場を会員自前の重機を導入し、安心して散策ができる遊歩道を整備されております。

また、里山の景観維持・遊歩道の保全として、遊歩道周辺の雑草や雑木の伐採を実施され、木漏れ日のある森林を維持されております。また、冊子を見ればお分かりのとおり、炭焼き窯も自作をされておられまして、手作りでございますが間伐材は炭として加工される、間伐された木はシイタケのほだ木としても利用されておられました。

そのほかにも、活動基盤の整備やイベント・交流会の開催、自然体験活動の支援なども実施されておられまして、本市における市民活動団体の先駆けとしてこの20年間走り続けてこられ、地域活動を牽引してこられたものでございます。私も幾度となくイベント等に参加をさせていただきましたが、メンバーの皆さんの意気込みそしてパワフルさにいつも感心をしておりました。行くたびにこの里山が進化をしていると、進化というのは単に形態が変わったという意味ではなくて、学べる里山に変わってきているということを実感をしておりました。宇土高校、宇土中学校の科学部のフィールドワークとして利用され、共に考え、じゃあこれを生かせないかということの研究も続けて来られた。すごい活動だったと思います。このような本当に数多くの活動が認められて、五色山ふれあい会におかれましては、この20年間で熊本県緑化功労賞のほか、もうちょっと挙げれば切りがないぐらいの数々の賞を受賞されてこられました。

このように、これらの活動は、森林の多面的機能を発揮させ、快適な環境が形成されるとともに、近年問題となっておりました、イノシシなどの獣害被害の減少にもつながった取組でございまして、大変すばらしい活動であると思っております。

今後も、本市において、このような活動組織が多く発足されるように関係事業の周知を図るとともに、地域コミュニティの再生と持続可能な地域づくりを推進していきたいと考えております。

最後に、この保全活動に対する助成金等の話でございます。活動を続けるためには、やは

り資金は当然必要となります。特に活動が大きくなればなるほど、このお金は必要でございます。ここで具体的にこういうお金がありますよということは、情報を持ち合わせておりませんけれども、市としてもいろいろな形で御支援をさせていただきたいと、五色山ふれあい会が頑張っておられた活動、保全隊が頑張っておられる引き継いでこられた活動等、モデル的な事業でもございますので、これはお金だけでなくですね、いろんな形で支援をさせていただきたいと考えております。是非、今後の活動で具体的にこういうものが必要なんだというものがあるようであるならば、遠慮なく御相談いただければと思うところでございます。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 12番、樫崎政治君。

○12番（樫崎政治君） ありがとうございます。市長は、まちづくりは10年先、20年先の未来と次代を担う子どもたちを、宇土市をより良い形で託すための未来のまちづくりを上げているわけでございます。この里山五色山に関しましても同様、未来の子どもたちがつなぐまちづくりの一つとして、今後も進んでいきたいと考えております。また、何かいろいろと新たなことを始めるときには、是非御相談にいくと思っておりますので、そのときはよろしくお願ひします。

それでは続きまして、令和3年9月定例会で質問いたしました花園地区のため池、堤等の老朽化及び防災対策の進捗状況について質問いたします。内浦池と北山内池の老朽化及び防災対策の進捗状況につきましては、令和3年度市単独事業で、ため池の基礎調査業務を行っており、豪雨時における機能診断を実施、国庫補助事業の採択時に必要な基礎資料を作成するということであつたと思ひます。下松山地区に面しておりますしょうけ堤も同様だつたと思ひしております。基礎調査結果を基に、ため池ごとの改修計画の作成及び改修の優先順位を付けて行ひ、令和4年度に国庫補助事業に向けた県とのヒアリングにおいて、ため池の改修計画の協議を行つた後、採択された場合、令和5年度からため池改修の測量設計業務に取り組む予定となつていふと思ひます。今回、上松山・下松山地区にある内浦池・北山内池・しょうけ堤の老朽化及び防災対策の進捗状況と今後の取組についてお尋ねいたします。経済部長お願ひいたします。

○議長（藤井慶峰君） 経済部長、加藤敬一郎君。

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

本市には、35か所ため池があり、そのうち28か所のため池が、決壊により人的被害を与える恐れのある防災重点ため池として指定されております。

この防災重点ため池につきましては、熊本県において、令和3年度から令和4年度にかけて劣化状況評価の調査が実施されており、さらに今後、令和5年度から令和8年度にかけて地震・豪雨耐性評価の調査が実施される予定となっております。

議員お尋ねのため池のうち内浦池につきましては、老朽化が特に激しいことから、県が実施する劣化状況評価の調査及び地震・豪雨耐性評価の調査を待たず、既に国の補助事業である農村地域防災減災事業の採択に向けて、令和3年度に基礎調査、令和4年度に熊本県との協議を実施しております。それらを踏まえて、今年度、事業実施に向けた事業計画の策定を進めております。また、令和6年度に土地改良事業の実施手続を行う予定であり、採択された場合は、令和7年度から測量設計、令和8年度以降に改修工事を行う予定としております。

次に、北山内池としょうけ堤の老朽化と防災対策の進捗状況についてですが、劣化状況評価の調査及び地震・豪雨耐性評価の調査結果に基づき、対策工事を計画することとなっております。

ため池の改修におきましては、ため池の形態や規模等、特徴に応じた適正かつ柔軟な方法で改修を行う必要があります。また、農業用施設、防災保全施設としての機能及び安全性が損なわれない範囲で、環境との調和にも配慮する必要があります。そのため、県が実施する劣化状況評価の調査及び地震・豪雨耐性評価の調査結果を踏まえて、管理者や関係機関と整備内容について協議させていただき、ため池改修に取り組んでいきたいと考えております。

なお、内浦池としょうけ堤につきましては、緊急浚渫推進事業債を活用し、浚渫事業に着手しており、令和4年度に測量設計が完了し、今年度内浦池、来年度しょうけ堤の浚渫工事を実施する計画としております。

また、防災・減災対策を図ることを目的として、令和3年度にため池のハザードマップを作成し、対象地域の全世帯に配布するとともに、本市のホームページにも掲載しております。また、令和4年度に災害発生時における適切な避難行動を促すため、各防災重点ため池に看板を設置したところです。

最後に、ため池の維持管理等の支援に関して、令和3年5月、熊本県土地改良事業団体連合会に、ため池の管理等の相談窓口として熊本県ため池サポートセンターが設立されました。主な業務内容は、日常管理や補修方法についての助言や現場技術指導等を行い、必要に応じて現地パトロール等も実施することとなっており、これまで以上にため池管理のサポートが強化されたところです。

今後も、ため池につきましては、管理者や関係機関と情報を共有しながら適正な管理運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 12番、樫崎政治君。

○12番（樫崎政治君） ありがとうございます。今後もため池につきましては、管理者、関係機関、地域関係者と情報を共有しながら、適正な管理運営に努めていただければと思うわけでございます。よろしく願いいたします。

このため池工事に当たっては、今後池の浚渫事業が開始されると思っております。その中でSDGsの観点から、浚渫した泥をそのまま廃棄するのではなく、再利用することができないのかと地元で意見等があり、内浦池の前方に田畑、現在耕作放棄地になっておりますが、地主の方に許可を得て、お米などを地域で作る話が浮上してまいっております。そのときの肥料等に浚渫事業での泥を活用できないのか、ただいま検討中であります。以前、宇土中学校の科学部に泥の成分を見てもらいました。その結果、有機物豊富な土だと理解しているわけでございます。ため池浚渫事業における浚渫した泥の再利用について、市の考えをお尋ねします。経済部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 経済部長、加藤敬一郎君。

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

ため池は、土砂が堆積すると貯水量が低下し、ため池本来の機能が低下するとともに、大雨の際には災害につながる恐れもあります。そのため、貯水量の確保を目的に、先ほど答弁しました内浦池としょうけ堤のほか、四度橋池と中堤の計4か所の浚渫事業を実施することとしており、令和4年度に測量設計が完了し、今年度内浦池と四度橋池、来年度しょうけ堤と中堤の浚渫工事を計画しております。

浚渫工事に際しましては、浚渫土の臭気対策や処分量に応じた処分用地を確保し、浚渫土を適正に処分する必要があります。

市としましては、十分な処分用地の確保が難しいことから、民間の処分場へ搬出する計画としておりますが、上松山区及び上松山里山保全隊の方々において、内浦池の浚渫土を耕土として再利用できないか計画されているとおり、地域資源を有効利用する方法もありますので、地域の方と相談しながら進めてまいりたいと考えております。

なお、浚渫土の再利用に対する補助事業について、熊本県に確認しましたところ、現在活用できる補助メニューはないとの回答でございました。市としましても、引き続き、国・県の動向に注視してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 12番、樫崎政治君。

○12番（樫崎政治君） ありがとうございます。浚渫土の再利用に対する補助事業について、熊本県には現在活用できる補助メニューはないとの回答でございました。引き続き、国・県の動向に注意をしていただき、該当する制度がありましたらすぐ報告をお願いしたいと思うわけでございます。この農業用水のため池の多面的機能を図るため池を守って活用していくことが重要であります。社会全般においても様々な問題が発生し、物資的な豊かさから心の豊かさへと人々の観念、考え方が変化し、環境保全の考え方が普及しているわけでございます。身近な自然や文化遺産への関心が高まり、心豊かな生活環境を形成するために主要な要

素として、水や緑が重視されるようになってまいりました。それとともにアメニティ（快適性）を保障する防災への関心が高まってきております。このようなため池を取り巻く大きな環境変化の中で、ため池は農業用水の供給のほか、多面的機能を持つ貴重な地域資源として再度脚光を浴びることになっております。具体的には、ため池が人々の憩いの交流の場として、親水空間、緑地公園、防災の施設としての洪水調整池又は防火用貯水池、自然の共存との在り方を学ぶ教材に活用されたり、コロナ禍前では五色山付近の池を取り巻く場所で、オリエンテーリングが開催されております。五色山ふれあい会さんが主催してやっております。150名の方が参加し、五色山オリエンテーリングをしながら地域のいろんなことを学ぶ、歴史を学ぶ、花園小学校の子どもたちも大勢参加しておりました。水辺の生態系に基づく動植物の生息空間や歴史的認識を広めた遺産等として、保全活動をため池による気候緩和作用や地下水の涵養作用が注目されております。いわば、ため池は現在の地域社会において、環境保全機能や親水機能を果たすともに再認識されるようになってきているわけでございます。そのようなため池でございます。

最後に、この浚渫事業に当たりまして、浚渫した泥の再利用について市長の考え方や思いをお尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

上松山区及び上松山里山保全隊にて、内浦池の浚渫土を耕土として利用する考えだということでございますが、私も話を聞いておりますが、非常に素晴らしいものだと思っております。これが実現すれば、いろんな地域のモデルともなり得る事業なのかなと思っております。

昨年度、県立宇土高校では、本市に関する地域課題や地域資源に着目した研究が授業の一環で行われておりまして、2年生の生徒が研究した「泥がドロン大作戦」というものが、宇土市長賞を受賞しております。この研究は、内浦池にたまったヘドロを肥料に変え有効利用するという内容で、浚渫土を乾燥させたり、米ぬかを混ぜたり竹パウダーを混ぜたりすることで、泥の栄養分がどう変わるかというものを実験したものでございました。非常に今の時代にもマッチしたような内容でございまして、市長賞に選ばせていただいているところでございます。

このような研究も高校生たちもやっているような中、地域でそういう活用の考えがあるということは非常に素晴らしいものです。地域資源の有効利用の観点から、再利用については是非御検討していただければと思います。ただ、今回の市の事業というのは池の浚渫の事業でございまして、浚渫の事業でどこまでできるかということ、まず浚渫土に関しては民間の処分場に持ち込むしかないだろうというような考え方、搬出して外で処分するという考え方でございます。これの一部を例えば区あるいは保全隊で受け入れられるよということであるな

らば、そちらまで市が持って行って仮置きすることはこの事業で可能だと思っております。ただ、ため池の事業も国のお金が入っている事業でございます、ほかの事業に利用できないんですね。民間で処分するお金が安くなったから、その金を使えばいいじゃないかと思われるかもしれませんが、国の事業となるとなかなかそうはいきません。そういう意味で、先ほど答弁しましたとおり、これを肥料に変える事業に関して、現在のところ補助事業等はないという状況であります。ただ、モデル的な事業でもありますので、何かそういうところで国等の支援がいただけないかということに関しては、市のほうでもいろいろ動いてみたいと思います。全てを地域でするとなると負担もかなり大きくなると思いますので、そのあたりについては、今後私たちもいろいろ調査等をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 12番、樫崎政治君。

○12番（樫崎政治君） ありがとうございます。SDGsの観点から何かいい制度があればと思ひ質問させていただきました。今後は五色山ふれあい会から、地縁団体上松山里山保全隊として活動してまいります。今後は市の相談や知恵を借りに伺いますので、そのときはどうぞ御指導よろしく願いいたします。

最後に2点ほど検討していただきたいことがあります。一つが先ほどお配りしましたが、五色山の里山を保全した資料が4冊あります。是非こちらをですね、子どもたちのために将来のためにも、小中学校の図書館に置いていただけないでしょうか。是非、教育部長検討していただければと思います。あともう一つがですね、先ほどもちょっと話をしましたが、シスコ画家の絵をですね、この新庁舎の1階の交流スペースに展示することができないだろうかという思いがあります。現在、不知火美術館に何点かシスコ画家の絵が寄贈してあります。その中の一つが五色山の絵でございます。展示することによって五色山のすばらしさを伝えることもできますし、宇城市にとっては、シスコ画家を宇土市にアピールすることもできるわけでございます。是非市長、守田市長に交渉していただければと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。11時40分から再開いたします。

-----○-----

午前11時34分休憩

午前11時40分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

13番、野口修一君。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 皆さん、おはようございます。宇土市政研「志」の野口です。新庁舎議場で質問の機会をいただき、ありがとうございます。今回の一般質問は、森林環境譲与税の活用、少年少女のスポーツ、道と観光についてほか2点について質問をさせていただきます。執行部におかれましては簡潔明瞭な回答をお願いして、これから後は質問席より質問させていただきます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） まずお断りですが、森林環境譲与税の活用については、本来なら経済建設常任委員会に諮るのですが、皆さんに知ってもらうために質問に取り上げています。7年前に宇土市を襲った線状降水帯の大雨で、山林の山肌を雨が削り、沢で大量に集積され、それが一気に下流に押し流され、川を埋め、川底を上げることになり、泥水が住宅や田畑へ濁流となって流れ込みました。以来、山林の保全が必要と思うようになりました。7年前に網引公民館で山林の所有者に説明会を開催し、6年前から森林保全の取組が始まっています。それとパリ協定の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立し、森林環境税と森林環境譲与税が創設されました。その森林環境譲与税とはどんなものか説明をお願いします。経済部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 経済部長、加藤敬一郎君。

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が公布され、森林環境税とともに森林環境譲与税が創設されました。

森林環境譲与税は、森林面積や人口などに基づき国から市町村及び都道府県に配分され、市町村においては、間伐等の森林整備や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備の促進に関する費用に充てることとされています。

なお、森林整備が緊急の課題であることを踏まえ、森林環境譲与税は令和元年度から前倒しで譲与されており、この財源となる森林環境税は、令和6年度から個人住民税均等割の枠組みで国税として1人年額1千円賦課されることとなっております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 説明ありがとうございます。徴収は令和6年からですが、事業は遡って令和元年から前倒しで譲与されているので、大いに活用すべきと思います。

そこで、次の質問です。森林環境譲与税に関しては国会の議論の頃から注目をしていたのですが、この森林環境譲与税の使い道には制限があると思いますが、どんな事業をするかは各自治体の考えによります。そこで、この新たな財源である森林環境譲与税の使い道について考えをお聞きします。経済部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 経済部長、加藤敬一郎君。

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

森林には国土の保全、水源の維持、地球温暖化の防止、生物多様性の保全など様々な機能があり、私たちの生活に恩恵をもたらしています。しかし、林業の担い手不足の問題、また所有者や境界の不明な土地により、経営管理や整備に支障を来しています。

そこで、森林の機能を十分に発揮させるため、市内の森林所有者や管理者に対して、所有する森林の経営管理を自ら行うか、又は森林管理制度を活用し本市に委託するかなどの経営管理意向調査を実施しております。

また、令和4年度からは、経営管理意向調査や現地調査、管理計画作成のための森林に関する専門的な知識を有する森林専門員を任用しております。

今年度は、現地調査の結果を踏まえた森林整備を行うため、宇土市森林除間伐推進事業補助金を創設し、間伐等の整備を行う予定としております。

本市としましては、今後も土砂災害防止や水源涵養機能といった、森林の有する多面的機能の発揮のために、森林環境譲与税を活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 報告ありがとうございます。森林専門員を中心にどんどん保全事業を進めていただきたいと思います。なぜそんな話をするかといいますと、民有林を所有している人たちの年齢が上がり、またその子どもたちは故郷を離れ、遠い都市に住んでいて、森林への興味もなくなっています。現在の所有者が元気な間に保全事業をすることで、木材に付加価値を付けることができ、将来使える優良な木材生産につながります。是非遅滞なく、前に進めていただくようお願いして、次の質問に移ります。

フットパスうと城下町コースのモニターツアーで、昼食を取るのが宇土城址の天守閣跡の上の広場です。昼食時の話の中で、「城跡周りの雑木が巨木化して市街地を見ることができなくなった。残念でならない。」という意見を何人も聞きました。それがずっと頭にあり森林環境税のメニューを調べていて、景観形成のための伐採に使えないかと考えました。これは他県の例ですが、兵庫県小野市の森林環境譲与税を活用した危険木の伐採補助金があります。内容を紹介しますと、倒木により住宅に被害を与える恐れのあるもの、倒木により通行の支障となる恐れのあるものの伐採補助金が出されています。まだ創設されて間もなく、取

組の詳細は不明ですが、市街地の木材伐採に使えるのであれば、景観形成に必要な木々の伐採に出来ないかお尋ねします。経済部長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 経済部長、加藤敬一郎君。

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

まず、兵庫県小野市の危険木伐採補助金についてですが、住宅等への倒木被害から人命及び財産を保護するため、市内の危険木の伐採、撤去及び処分を行う者に対し補助金を交付するもので、この財源に森林環境譲与税を活用されているとのこと。なお、小野市が対象としている危険木とは、森林法第5条に規定する地域森林計画の対象森林内に存する胸高直径が20センチメートル以上かつ樹高が5メートル以上の立木であることとなっております。

次に、森林環境譲与税の使途としましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第43条の規定により、「市町村においては、森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策に要する費用に充てなければならない」とされております。

以上のことから、小野市で実施されております危険木伐採も、地域森林計画の対象森林内と限定的であり、単に景観形成を目的とした木々の伐採に対しましては、森林環境譲与税を活用することは難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 詳しく調査いただき、ありがとうございます。景観形成に出来ないならば、見方を変えて城跡周りの雑木林という発想で切れるのではないかと読み替えることができないかと考えます。私も他の市の状況を研究していきたいと思っております。先ほどこれは檜崎議員が紹介された五色山の保全活動や環境協議の活動に、森林環境譲与税のメニューが活用できるのではと考えます。実績がある五色山の活動ですから、是非検討をしていってください。これから森林環境譲与税の使い道については何度か質問すると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。熊本県民は一人500円の森林税を納めています。この税金は、間伐や環境教育に使われているのは以前の質問でも紹介をしましたが、森林環境譲与税の使い道にも学校の森林環境の学習に使えるメニューもあるので、学校内の樹木の植林と保全に使えるかについてお尋ねします。経済部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 経済部長、加藤敬一郎君。

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

学校敷地内の維持管理を目的とする植樹や樹木保全に対しては、森林環境譲与税を活用す

ることは、本制度の趣旨から難しいのではないかと考えられます。しかし、植樹体験等を通じた森林環境教育の実施等に対しましては、森林の有する公益的機能に関する普及啓発でのメニューを活用できるものと考えております。

森林環境教育の中で、木と触れ合うことは、将来を担う子どもたちに自然の大切さや森林が持つ機能・役割を学ぶ機会を提供できる取組であり、森林環境の推進が図れるものと考えられます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 説明ありがとうございます。植樹体験は公益的機能に関する普及啓発へのメニューを活用できるとはとても参考になります。これは私が受講している熊本大学が普及を目指す木育なる木材利用の啓発活動があります。木製のおもちゃや生活用品を実際に作り、そのもととなった木はどんな植物でどんな成長をするのか、さらにどんなところに使われているか、二酸化炭素を酸素に変える機能については、地球温暖化防止につながることを学びます。レベルは3段階あり、私は木育の中級まで取得していて、今年は木育の講師もできる上級を取りたいと思っています。何を言いたいかというと、普及啓発へのメニューを活用して、地域の荒廃地に植林し、その成長に関する授業を小学校でできないかというものです。小学校との連携が必要ですが、私の地域は森林が7割近くあり、将来森林に関わる仕事に就く子どもが1人でも出ることは、地域の森林の維持、伐採を可能とします。植林活動と木育の推進をお願いして、このテーマの最後の質問です。

このテーマの最初に話をした7年前の経験から、山の保全をしていかないとまた同じような被害が発生すると思っています。そこで、熊本県の環境税を活用して、地域の民有林を団地化し、計画的に間伐や伐採を行う事業を進めてまいりました。そこで、これまでの事業内容と今後の取組、さらに森林環境譲与税の活用についてお尋ねします。経済部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 経済部長、加藤敬一郎君。

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

網引町の民有林団地化につきましては、本市や緑川森林組合などで構成する宇土市森林集約化協議会が、平成30年度から令和元年度までの2年間で、網引地区の森林所有者に対し、所有森林の経営管理について意向調査を実施しております。その調査結果を基に、緑川森林組合が網引団地として、令和元年12月24日から令和6年12月23日までの5年間の森林経営計画を策定されております。現在は、当該計画を基に、緑川森林組合が県の造林補助制度を活用し、間伐などの森林整備に取り組まれております。

なお、令和4年度末時点で、整備が実施された森林面積は20.51ヘクタールとなって

おります。

今後の取組としましては、現計画に続く次期計画を策定し、引き続き森林整備に取り組まれる予定です。

次に、森林環境譲与税の活用についてですが、本市では、森林の整備に関する施策を重点的に進めていきたいと考えております。

今後は、網引町での取組をモデルケースとして、他の地域でも取り組むことができないか検証してまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 報告ありがとうございます。私も7年前の事業説明会に山林所有者として参加しています。参加者から「今の時代なかなか個人で維持するのは難しい。」「子どもたちも山林に関心を示さない。」「県の支援で間伐ができるのならやっていきたい。」等の多くの意見が出ました。説明にあった山林所有者の意向調査は、網引町内の方はすぐに返事をもらえましたが、宇土市内ならまだしも、県内、九州さらには関西、関東にいる所有者のお問い合わせが必要でした。この事業は隣接する土地を集団農場のようなイメージで山林団地を構成する必要があります。最初の2年間は、先ほどの山林オーナーが参加するか否かの確認作業、次の2年は材の大きさと立木の密度等を現地で調査し、間伐・伐採をこれまでしてきました。この4年間で整備された20.5ヘクタールとありますが、全体で173ヘクタールあり、年間最大5ヘクタールまで整備が可能ということです。全体を終わるにはまだ長い時間がかかります。また新規事業なので事前調査に時間がかかり、今年1年延長して3年計画がつくられます。この事業はとても良い山林保全事業とっていて、網田、轟、花園の山林所有者に話をすると、「うちもその事業をしてほしい、どうしたらよいか。」と聞かれたりします。網引町の民有林団地化は県の事業ですが、予算の大きい森林環境譲与税を活用して同じような事業が可能ならば、他地区で進められると思いますので、是非検討ください。

次のテーマは午後からにいたします。

○議長（藤井慶峰君） それでは、ただいまから昼食のため、暫時休憩をいたします。午後1時から会議を開きます。

-----○-----

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 午前中に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

野口修一君。

○13番（野口修一君） 午前中に引き続き、質疑させていただきます。

二つ目のテーマ、少年少女のスポーツについてです。5月29日の夜に熊本市のキャリア教育研修会場で、昭和の時代に一時、県教育委員会が部活動を社会体育へ移行しましたが、熊本市の藤園中学校の柔道部の事故から、再度学校で部活動をするようになった経緯を、当時の藤園中学校の体育主任から偶然聞きました。それと少年少女スポーツの2番目、3番目の質問で使う熊日新聞記事からも、本当に子どもを中心とした議論がなされているかです。また、中学校の部活動の地域移行は県議会でも話題で、6月議会に宇城市の末松県議、9月に中学校の現役PTAでもある熊本市の堤県議が、中学校の部活地域移行に関する質問を予定されています。そこで、確認のためにですが、中学校の部活動地域移行に関する県の教育委員会の育成方針についてお尋ねします。教育部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君。

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

県においては、スポーツ庁及び文化庁が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を受け、令和5年4月に、熊本県公立中学校における休日の運動部活動の地域移行推進計画を策定しております。

具体的な内容につきましては、本年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として位置づけ、その間、市町村は、運動部活動の地域スポーツクラブ活動への移行や連携について検討を開始し、準備が整った地域、学校、競技等から順次、地域移行や連携を進めることとしております。

また、地域移行や連携を進めるに当たっては、これまでの運動部活動の教育的意義や役割を地域スポーツクラブ活動においても継承・発展させることとしており、学校の枠を超えたチーム編成や大人を含めた様々な年代との豊かな交流等を通じて、新たな価値の創出や質の高い活動の機会が確保できるものと期待されております。

今後、県においては、市町村における運動部活動の休日移行等を円滑に推進するため、指導者の発掘や把握に努める具体策として人材バンクを設置するほか、総括コーディネーターを配置し、地域のスポーツ団体や市町村等と連携を図ることとしております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 詳しく報告ありがとうございます。県の方針を整理すると、本年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間とし、準備が整った地域、学校、競技等から順次、地域移行や連携を進めるとのことです。なぜこの部分を強調するかといいますと、小学

校の部活動移行をするとき、3年間の移行期間があるにもかかわらず、緑川小学校長はいきなり初年度の4月に部活動を地域へ放り出す形でやめられました。サッカー協会は、他の学校では3年かけて夕方に練習できるように仕組みをつくりましたが、緑川小学校だけが初めから夜の7時からの練習になり、とても残念でした。今回はそんな急ぐ校長がいないように、教育委員会はしっかり指導をお願いいたします。加えて後の質問とも重なりますが、地域の実情に合わせて移行してほしいと思います。次の質問に移ります。

5月10日熊日新聞の部活の地域移行記事から、小学生のスポーツ、中学生のスポーツに関して、教育委員会は子どもたちのスポーツ育成状況をどれだけ把握しているか報告ください。教育部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君。

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

まず、小学校の運動部活動の社会体育移行につきましては、本市においては平成28年度に移行を完了しております。

社会体育に移行した部活動数につきましては、その当時の聞き取り調査結果等の範囲内の情報になりますが、31部あった運動部活動のうち、22部が社会体育へ移行し、残りの9部が移行できなかったものと把握しております。

次に、社会体育としての現在の活動状況としましては、うとスポーツクラブにおいて、ハンドボールチームのHC宇土や、ミニバスケットボールクラブのFUNKY BABYSなど、25の各種サークルや教室を運営されており、多くの児童がそれらの活動に参加しております。

また、それ以外にも、例えば宇土少年野球クラブのように、保護者等で運営したり、外部コーチがそのまま指導を引き継いだりするクラブチームなどもございます。

次に、中学校における運動部活動の現状につきましてお答えします。

本年5月1日現在で活動しております部活動は、3中学校合わせて23部、部員数は489人です。5年前の令和元年度と比較しますと、住吉中では、野球部、サッカー部、ハンドボール部が廃部となり、網田中では、野球部、陸上部が廃部となっております。また、鶴城中においては、サッカー部と卓球部は男女合同の部活動に統合されています。なお、3中学校の部員数は、令和元年度の623人から134人減少している状況です。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 報告ありがとうございます。小学生の社会体育移行ができなかったのは3割あることは、私も見て回りましたが同じような感じを持っていました。中学校の部活動も減少傾向にあります。小学校のサッカーに関しては、各地区に地域クラブを立ち上げ

ましたが、子どもたちの減少もあって時間が経つにつれ、幾つかのクラブが一緒になったり、また新たにチームができたりしております。最近の大きな変化は、宇城市の不知火町や三角町の小学生が網田の地域クラブに参加するようになっていきます。ですから、練習は必然的に夜の練習となります。私の感想として、小学生が夜7時から1時間半練習をしたとすると、帰宅は夜9時近く、食事や入浴をすると10時近くになります。それから本当に勉強ができるのかです。やはり夕方5時から1時間半やっていた練習が、小学生には理想だなと思います。夜の練習では保護者の送迎がないとできない状況は御理解できると思います。人口減少地域の子どもたちのスポーツの育成は、保護者の生活に大きな負担がかかっています。そんな現状を踏まえ、次の質問に移ります。

今年の宇土市体育協会の総会で提案した四つの課題についてお尋ねします。四つの提案の一つ目が、社会体育の不足というかほとんどいないと言われる指導者不足の問題です。その指導者を体育協会から派遣できないかという話と、二つ目が、社会体育の野外スポーツの夜間練習に必要な夜間照明、夕方の練習では必要なかった夜間照明の利用料は大きな負担となっています。宇土市の地域クラブはほとんどが20人以下です。これは例ですが、資料を見てもらうとありがたいですけど、宇土市体育館と市民グラウンドの使用料をバレーボールとサッカーで比較すると、体育館半面が1時間200円、グラウンド半面が1時間200円です。体育館は夜の照明費用は必要ありませんが、野外の照明は1時間1,770円が必要となります。地区グラウンドは使用料はありませんが、照明費用は同じ1時間1,770円です。もし練習を1回2時間、週3回練習すると、夜間照明の費用は1万620円必要となります。この照明費用を減免してほしいのです。三つ目が、少年少女のスポーツ団体は夜の練習が多くなり、社会人との施設の取り合いで練習場確保が難しい地域もあります。これはサッカーの例ですが、花園を中心に活動する中学生のサッカーチームは、緑川地区グラウンドにある住吉中第2グラウンドをよく使っています。緑川を中心とする小中学生のチームは、網津地区グラウンドである網津小学校第2運動場を使っています。さらに週末の体育施設は野外も屋内も確保しにくい状況です。昨年からですが、網津の地区グラウンドを毎週日曜日に天明の小学生野球チームが利用しています。どの地域も週末利用できる体育施設が不足しています。ですから、小学校グラウンドや市民グラウンドを小中学生の社会体育を優先的に使わせてほしいということです。四つ目が、最初の指導者派遣の要望からも、いないから小学校の社会体育移行が3割なくなった理由が指導者の不足です。ですから、中学校の移行期間に熱心に特に取り組んでほしいのが指導者の育成の取組です。これは急務と思っています。実は3年前、同じ要望を体育協会に打診しましたが、コロナを理由に協議をしてもらえず、そのときの担当に、コロナが落ち着いたら必ず再度提案をすると伝えていましたから、今年の体協総会で話させていただきました。以前に意見を聞いた職員から、市外の少年少女が団

体に加わっていると支援できない趣旨の返答があったとありますが、ならば宇土市の子どもも他市の団体に参加しているので、隣接する宇城市、美里町、熊本市南区などの小中学生のスポーツ団体が活動しやすい環境づくりについても協議してもらえるかについてお聞きします。教育部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君。

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

初めに、指導者の確保についてですが、国の部活動改革を巡り、大半の自治体で指導者確保が喫緊の課題となっています。本市には、スポーツ基本法第32条に基づき設置されましたスポーツ推進委員が24名いらっしゃいます。スポーツ推進委員の職務としましては、スポーツ推進事業に係る連絡調整や、市民に対するスポーツの実技の指導・助言を行うことでありますので、このスポーツ推進委員を中心に、地域団体や学校とも連携を図り、人材確保に努める必要があると考えています。

次に、子どもたちが使用する場合の夜間照明使用料の減免については、夜間照明がある施設は社会体育施設でありますので、一般の利用者も多く、それらの団体との公平性の観点から、現在のところ、原則減免は行っておりません。今後、他自治体の状況を調査し、検討してまいりたいと思います。

次に、少年少女スポーツ団体が使用する場合のスポーツ施設の優先的使用については、公平かつ施設の有効利用の観点から、それぞれの大会日程や利用施設を調整することは必要と思います。ただし、優先的使用については、今後の課題と考えております。

最後に、市内外の域を超えたスポーツ環境の整備については、経済的格差、地域格差がこれ以上広がらないよう、具体的かつ段階的な方策を明確に示すよう市長会等を通じて、国や県に要望してまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） これからのことで前向きな話や発言は聞きませんでした。3年前とやはり変わっていないなという感じを持ちました。ここで終わると3年前と同じなので、後話というか、少し思いを語るのでも長くなりますが、一つの提案をさせていただきます。まず、西部地域の高齢化・過疎化の状況を見て思うのが、そもそも何で若い世代が宇土の市街地や熊本市へ行くかです。これは我が家のことです。長女は熊本市内の高校に通ったのですが、以前は朝課外があり、毎朝宇土駅の6時半の列車に乗せないで課外に間に合わない、親だから当たり前やることですが、そんな日々が3年間続きました。市街地に住む子どもとは明らかに違う生活です。また、今回の質問準備で思い出した言葉があります。これは十七、八年前のことです。男女共同参画社会づくりで宇城地域の首長訪問をしたとき、砥用町の町

長室にかかっていた俳句の短冊に気づき、町長に尋ねると、この町内の小学校に赴任された校長が詠まれたもので、校長が砥用町で子育てをしている若い世代に送った励ましの句です。その句は「この谷にかじかのようにへばりつく」、かじかは、山間の清流を流れる川の岩場にいるカエルです。校長の思いは、子育てには厳しい環境の中よく頑張っている状況を見て、応援したい思いから詠まれたそうです。町長は句を紹介され、こんなに厳しい子育て環境だからこそ、行政は若い世代を支えていかなければならないと強調された言葉がとても印象に残りました。もう一度句を紹介します、「この谷にかじかのようにへばりつく」、この句を知った頃、我が家も子育てに追われていたので記憶に残ったんだと思います。そこで、市長の4期目のマニフェストの中で、宇土市の西地域、特に過疎が進む網田の活性化に強く取り組む話を語られました。何度も言いますが、西地域で頑張っている若い世代を応援する必要があると考えてきました。しかし、市街地にも厳しい子育て環境にある人がたくさんおられるのは分かります。そこで、考えた夜間照明減免のアイデアです。市街地の子どもたちは宇土スポーツクラブ、先ほど紹介がありましたように、様々なスポーツに通えるし、社会体育のチームメンバーも多人数になりやすい。実は網田の小学生サッカーチームの低学年は、三角の小学生と合同で練習をしないとチームは組めない状況にあります。先日今中議員から練習は三角で6時半からやっていると聞きました。中学校の部活動と同様で野球は既になくなり、サッカーのメンバーが終わる今年で最後となります。女子のハンドボール、バレーボール、バスケットボールもなくなりました。話が中学に広がると的がずれてくるので、夜間照明のみで話をします。街部の少人数のチームも支援できる方法です。チームで所属する人数を10人以下、20人以下、30人以下、40人以下の四つのグループに分け、もし市外からメンバーがいるときは、宇土市の子どもたちの人数分だけを支援する方法です。チームは送迎や練習場所等によって人数が決まってきます。西側地域の学校はもともと生徒数が少ないので、参加するメンバーも少なくなりがちです。過疎を理由に支援すると街部のチームから批判が出るので、チームの人数で分けると小さな団体ほど手厚く、大きな団体は薄く、40人以上には支援をしない。子どもは流動的なところがあるので、毎月は無理かもしれませんが3か月に1度は教育委員会に報告し、支援金を後払いでよいと思っています。宇城市の子どもが宇土市のチームに参加するときは、宇城市から照明費用を支援することとなりますので、そこは関連する市町村と調整が必要です。やり方はほかにもいろいろ方法があると思っています。是非、市長の西部地域の活性化に力を入れるという計画の一つに、野外スポーツ団体に所属する子どもを直接支援することを提案します。宇土市の少年少女がスポーツを諦めないようにしてほしいのです。提案は夜間照明使用料の減免だけでしたが、ほかの三つについても、是非前向きに取り組んでいただきますようお願いいたします。後話が長くなりました。

スポーツの四つ目の質問です。地震ではひどい被害を受けなかった体育施設は、前回の県民体育祭以来、更新されていないものが多いと感じています。時代的に多目的、LGBT等から使えないトイレ、バリアフリー化など、計画的に更新する必要があると考えています。これはつい最近知ったことですが、昨年夏の市民プールで、滑り台が古くなり使えなかった、修理するとのことでしたが、今年も使用禁止になると知りました。夏のプールは子どもたちの楽しみの一つです。修理されないままになっているのがとても残念でなりません。そんな様々な不具合や市民の意見から確認したいというか、知りたいのが、今後のスポーツ施設の建て替えや改修の計画について考えをお聞きます。教育部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君。

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

市が所有するスポーツ施設につきましては、昭和50年代に整備されたものが多く、整備から40年以上経過しております。そのため、経年劣化によるものや大型台風、梅雨時期の長雨などで損壊した箇所については、必要に応じて施設の改修、修繕等を行い活用している状況です。

また、スポーツ関係者や施設利用者の方々から施設に対する整備要望等があった場合、その都度、現場に向かい状況を確認しております。しかし、スポーツ施設の改修につきましては、毎年予算の範囲内で修繕等は行っておりますが、多額の費用を要することなどから、要望に追い付いていないのが現状でございます。

今後のスポーツ施設の建て替えや改修につきましては、宇土市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、利用者の要望を踏まえた年次計画を定め、住民サービスを念頭に計画的に進めていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 報告というか現状説明ありがとうございます。ここ2年、図書館について何度も質問してきました。市民の思いとして震災後、体育館、老人センターそしてこの市庁舎が完成し、以前から計画のあった二つの支所と防災センターにも目途が付きまします。その次に市民の文化レベルを表す図書館をリニューアルした後に必要と思うのが、将来の市民の健康づくりにつながるスポーツ施設の充実です。確かに今は計画はないかもしれませんが、近々必要不可欠な時期が来るので、これからどんな順序で改修、建て替えるか、検討委員会などを体育協会内に設置し、進めていただけるようお願いして次のテーマに移ります。

道と観光・交流人口についてです。1月29日に、県が主催した宇土半島を縦走するスポーツイベント「マラニック」の内容と参加者の感想等が分かれば報告ください。経済部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 経済部長、加藤敬一郎君。

○経済部長（加藤敬一郎君） 質問にお答えします。

令和5年1月29日に、熊本県の主催で第1回宇土半島うまかもんマラニックが開催されました。このイベントは、九州自然歩道宇土半島縦走路のPRと利用促進及び宇城地域特産品のPR、JRの利用促進を目的としており、宇土市及び宇城市が後援団体として、両市の観光物産協会や商工会等も協力団体として参加しております。具体的には、約36キロの道のりですが、宇土市役所駐車場をスタート地点とし、宇土半島の山間部分を縦走する形で、自然を楽しみながら、地域の旬の味覚を味わい、ゴール後は三角駅からJRを利用し帰路につくという内容となっております。

また、本大会への参加者は148名だったとのことであり、その内訳としましては男性96名、女性52名、地域的には熊本、福岡、佐賀、鹿児島、宮崎、長崎の6県から参加をされております。コース途中には3か所の休憩所を設けており、宇土市内では、網引町の猪白公民館に休憩所を設置し、かまぼこや甘酒、イチゴ等の特産品を提供しPRを実施しております。

大会参加者にアンケート調査が行われました。その結果、良かった点として「景色を楽しむことができた。」「休憩所はその設置の間隔や、質・量共に大満足だった。」「ゴール後にJRで熊本まで帰れる点良かった。」などが挙がっており、課題点としましては、「分岐目印のテープが分かりにくかった。」「ゴール後に着替えられるテントがあればよかった。」などの意見があったとのことでした。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 報告ありがとうございます。結構遠いところから参加されたことを知り、ますます来年は参加してみたいという思いになりました。実は今回のマラニックを開催を知ったのは、開催1週間ほど前で、開催後の翌日から視察が入っていたので今回は参加をしませんでした。当日、私の地区の公民館が休憩所になり、宇土の産物でおもてなしをされてきました。どんな具合か見に行くと、ちょうど鎌田聡県議がおられたので、参加の感想を聞くと「ランニング仲間も参加しました。この企画はいいですね。おもてなしもとても良い。」との感想でした。使われたコースが九州自然歩道をメインにしたコース設定で、帰りはJRで帰るのが良いという意見もいいなと思います。実は20年ほど前、九州自然歩道を熊本市医師会のランニング愛好会がマラソンコースの練習に使い、三角にあった金桁温泉に入ってJRで帰っておられました。私はこのマラニックが定着すると、走る人だけでなく、マウンテンバイクの愛好者も利用すると考えています。来年は、私もチャンスがあれば、マラニックの2回目に参加したいなと思っています。道と観光は、本来ならば経済建設常任委

員会で論議することですが、市民の健康の視点からも関わるので、新しい動きとして紹介するために質問に取り上げています。

次の質問に移ります。最近、住吉駅方向から来て網引を経由して松合に走る自転車が増えています。その自転車はスピードの出るロードレースタイプではなく、マウンテンバイクです。最近の自転車愛好者の増加から、自転車を活用した健康づくりや交流人口の取組について、また現在どんなことをやっているかについてお聞きします。経済部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 経済部長、加藤敬一郎君。

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

現在、本市においては、自転車を活用した交流人口増加の具体的な取組は実施しておりませんが、自転車につきましては、日常生活における交通手段としての役割及び健康志向や環境への意識の高まりから、近年多くの方に利用されている現状がございます。

また、宇土半島は一周約60キロメートル、海に面し景色がよく、熊本都市圏にあることから、来訪されるサイクリストも多くなっていると思われまます。

このような背景を踏まえ、本市では、サイクルツーリズム推進の一環としまして熊本県のスポーツツーリズム活性化事業を活用し、今までに、市内合計6か所にサイクルスタンドの整備を実施しております。

具体的には、令和2年度に2か所の施設及び3か所の店舗、令和4年度に1か所の施設にサイクルスタンドを設置し、サイクルツーリズムの環境整備を実施しております。

直近の例を申し上げますと、令和4年度に設置したあじさいの湯につきましては、サイクリストがグループで立ち寄るケースが増えているとのことございました。その対応としまして3基のサイクルスタンドを設置したものでございます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 現状報告ありがとうございます。やはりいろんな場所にサイクリストが立ち寄っているから、設置スタンドが必要となるのだなと思いました。最後に紹介いただいたあじさいの湯にグループで立ち寄るケースが増えているのは、時代変化を表していると感じます。また、6月11日、住吉自然公園の駐車場誘導に立ったときに、マウンテンバイクであじさいを見に来られた方から、「自転車はどこに停めたらいいですか。」と聞かれました。公園入り口の消防小屋近くをお勧めしましたが、車、バイクの置き場は表示がありますが、確かに自転車置き場は大きな観光地にはありますが、住吉自然公園にはこれから必要だと思いましたので検討をお願いいたします。

次の質問に移ります。前二つの質問は、観光振興の視点から自転車について質問をしましたが、三つ目は運動の視点から自転車を活用する質問です。全国サイクリング協会の副会長

をされている金子衆議院議員が自転車振興策について熱心に話されたことや、市内の自転車愛好者からいろんな意見を聞きます。私はマウンテンバイク愛好者向けに、宇土半島を縦走するコースや、宇土市内の山間地や海岸を走る健康ロード構想のために、実際に現地を回り、考えていますがなかなか良いアイデアが出てきません。もし国や県が自転車振興について何か動きがあれば報告ください。建設部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 建設部長、草野一人君。

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

自転車の活用を総合的・計画的に推進するため、自転車活用推進法が平成29年5月1日に施行されております。

自転車活用推進法の施行に伴って、熊本県では、環境、観光、健康、安全・安心の四つを目標として掲げた熊本県自転車活用推進計画を策定しており、議員御提案の健康についても目標の一つとして掲げられています。

熊本県は、この熊本県自転車活用推進計画に基づき、振興局単位での自転車ネットワーク計画の策定を目指しております。自転車ネットワーク計画は、マウンテンバイクに限ったものではありませんが、「安全で快適な自転車通行空間を効果的、効率的に整備することを目的に、自転車ネットワーク路線を選定し、その路線の整備形態等を示した計画」と定義されております。

現在、宇城管内では、熊本県宇城地域振興局が事務局となり、宇土市を含む管内2市1町のほか、国土交通省、宇城警察署、熊本県サイクリング協会などの関係団体において、自転車ネットワーク計画の策定が進められており、サイクリングロードのルート設定及び路線の整備方針について協議を行っているところです。

ルート設定については、交通安全の確保が何より重要ですが、市外から来られた方々に市内の名所や観光地などを巡ってもらい、本市のすばらしさを知っていただくことも必要なことだと思っており、引き続き、関係団体と協力しながら、魅力的なサイクリングロードのルート設定を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 報告ありがとうございます。国の振興策ができて6年、そんなペースで事業は進むのかと思いました。県央地域に自転車ルート構想がスピードアップして進むことを願っています。それと道路幅の関係もありますが、ヨーロッパのように自転車専用道路や自転車レーンのような整備も必要と思っております。今年度から自転車利用者のヘルメット着用の努力義務化が始まっているので、自転車を利用する人を増やす国の方針であれば、ヘルメット着用をもっと強く進めるべきと思います。とにかくSDGsの視点からも、健康

増進の取組からも、自転車の利用推進は外せない取組です。是非早いコース整備をお願いいたします。

次のテーマに移ります。防災組織と防災士についてです。今年の梅雨は既に始まっています。全国各地で大雨被害が起こっていて心配な季節になりました。そこで、防災に関する質問ですが、後の質問にも関わるので、初めに市が主催する防災訓練ではなく、行政区や防災組織あるいは7地区独自の防災訓練はこれまでやってきたか、いないのか、今後推進する考えはあるかについてお尋ねします。総務部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君。

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

行政区単位又は校区単位での防災訓練につきましては、令和3年度は3団体、令和4年度は9団体と少なく、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、訓練の実施が難しい状況でございました。

しかし、今年度に入ってから、5月末時点で、自主防災組織など6団体から救急法、消火器や消火栓の取扱い、また防災に関する講話等の依頼がっております。

地域が主体となった防災訓練の実施については少ない状況ですが、少しでも実施団体が増加するように普及啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 報告ありがとうございます。消火器の使い道や講話を聞くのではなくて、実際に大雨や台風を想定して避難訓練等はやっていないということですね。6月11日、市内在住の防災士が集まり意見交換がありました。そのとき私が話したのは、7年前の6月20日の夜の大雨で、中山間地の網引町の私の自宅が床下浸水の被害を受け、その被害が発生するまでというか、大雨の真っ最中も我が家で水害は起きないと思い込んでいました。私の住宅は地下が特殊なので床下に泥水は入っていませんが、小屋、物置、石蔵の3棟に泥水の濁流が流れ込み、一番深いところは私の膝上まで上がりました。水が引くと、深いところに20センチを超える泥が残っていました。車も2台水に浸かりました。熊本地震直後に災害ボランティア団体、以前紹介した熊本支援チームを立ち上げ活動していましたが、余震がすごく、崩れた家屋に入れず、日々の活動とボランティアのマッチングができない状況が続いていました。網津川流域の被害は甚大で、流れ込んだ泥や石が50センチの深さの家もあったので、熊本支援チームの池田代表に連絡して災害ボランティアを要請しました。その日の午後には現地状況を確認に来てくれ、翌日から6人から8人ほど高齢者宅を中心に毎日泥出し作業をしてもらいました。私は地震と水害を受け、自然災害に対して人間は無力ですし、避難の重要性を再確認しました。その後、網津の活動の恩返しの思いで、九州北部豪雨

等の被災地へ災害ボランティア活動に出向きました。現地では、私の地域にこんな水害が来るとは思わなかったと何度も聞きました。そんなときに知ったのが防災士です。やはり防災について勉強しなければと4年前、防災教育に熱心に取り組まれた福岡県飯塚市主催の講習会に特別に加えていただき、受講しました。分厚いテキスト、問題集を丸2日勉強し、最後はテストでした。宇土であった防災塾と同じ資料です。とても詰まった内容で大いに学べたと思っています。我が家の水害から必ず災害は起きると気づき、防災塾で学び、知った知識や避難方法を家族や周りに伝えることが大事と思います。ちなみにこれは予算の話ですが、私の2日間の防災士講習会の費用は4万円弱でした。そのときの参加者数は70人近くで、その予算が多分三百五、六十万円かかっていたのではと予想します。費用が高いと思うのは、講師陣は全て東京の日本防災士機構の方たちで、いわゆるあごあし代、さらに2日連続の講習で講師の宿泊費もあったのではと想像します。もし市や広域連合で防災士講習会を開催するなら、講師は県内在住で揃えないととんでもない予算が必要になると思いますので、紹介しました。

次の質問に移ります。先ほどの6月11日、宇土市内の防災士の集まりで、2018年の西日本豪雨で、岡山県総社市の350人の集落の自主防災組織が実践した防災訓練と災害時の避難状況について研修をしました。火の国ぼうさい塾で新しく資格を取られた防災士の皆さんは、地域で防災に関わることを何かしたいという気持ちがあると分かったので、自主防災組織の避難訓練もですが、防災士の活動はいろいろあるとお聞きします。他市で活発に動かれている人がおられれば御紹介ください。総務部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君。

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

他の自治体における防災士の活動について一例を挙げさせていただきます。

東日本大震災の復興ソング「花は咲く」を歌うことから「歌うママ防災士」と称され、年間100本を超える講演活動のほか、メディア出演・監修など、多方面から防災啓発に力を注いでおられる防災士の方がいらっしゃいます。

防災講演では、オリジナルソングやBGMなど音楽を取り入れ、記憶に残るような防災啓発に取り組むほか、防災と子育て、防災と食育、防災と人権、防災と婚活など、防災とほかのカテゴリとの組合せにより、体験型や参加型にすることで災害を想像してもらい、自分自身に考えさせる伝え方に工夫をされておられます。

このことが反響を呼び、昨年10月に、走潟地区社会福祉協議会主催による講演会が走潟小学校体育館で実施され、地区の住民や老人会、婦人会、PTA等の多くの参加者が、楽しい雰囲気の中で防災を学べる貴重な体験をされたとお聞きしているところです。

また、講演以外でも、テレビやラジオ、雑誌への出演のほか、御自身で制作された防災講

演の動画をY o u T u b eにて投稿するなど、とても幅広く活動をされておられる防災士と
のことでございます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 報告を聞きながら、防災士というよりも私は防災士の伝道師という
イメージで話を聞いていました。新しくなられた防災士の人は、一気にそこまではいかない
ので、まず市主催の防災訓練を見てもらうこと、市がやっている防災に備える事業や活動を
参考に、地域の防災組織で活動のリーダーとなることもですが、防災士グループで啓発活動
を行ってみようと思っています。私自身、防災士の皆さんと一緒に「気づく・学ぶ・伝える」
をキーワードにこれからも勉強し、仲間を増やしていきたいと思っています。

最後のテーマに移ります。景観と鳥獣対策です。耕作放棄地は、西部の中山間地域だけで
なく、干拓地にも花園にもあるとお聞きします。所有者のいない土地はないと思いますが、
農地の管理を放棄し藪に変わっている場所には、所有権が逆に邪魔をされていて手が付けられ
ない。それではますますイノシシやシカの逃げ場所になります。放棄された土地に1度重機
を入れてきれいにし、その後土地改良や中山間地域の耕作放棄地補助金を使い、地域で管理
作業ができないかと考えます。いろいろ使える補助金がないか探しましたが見つかりません。
そこで、地域で取り組める耕作放棄地の対処についてお尋ねします。経済部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 経済部長、加藤敬一郎君。

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

まず、中山間地域の耕作放棄地対策に係る助成についてお答えします。

農業生産条件の不利な中山間地域等においては、集落等を単位に、耕作放棄地の発生防止
や水路・農道等を管理していくための協定を締結し、それに従って農業生産活動等を行う場
合に、面積に応じて一定額を交付する中山間地域等直接支払交付金があります。

本交付金は1期5年を協定期間とし、5年間農業生産活動等を継続する農業者等を対象と
しております。現在、令和2年度から令和6年度までを期間とした第5期対策として、石橋、
飯塚、城塚、猪白、小舟、長浜、田平、引の花の8つの協定組織が活動をしております。

交付単価は、地目と傾斜角度により異なり、現在の第5期対策においては、田は急傾斜2
0分の1以上が、10アール当たり2万1千円、緩傾斜100分の1以上が、10アール当
たり8千円、畑は急傾斜15度以上が、10アール当たり1万1,500円、緩傾斜8度以
上、10アール当たり3,500円となっております。

本交付金の活用にあたっては、取り組む集落農地の団地構成や傾斜角度等、一定の要件を
満たす必要がありますので、令和7年度からの第6期対策から事業開始される場合は、事前
に農林水産課まで御相談いただければと思います。

次に、平野の耕作放棄地対策に係る助成についてお答えします。

現在、農地や農業用施設の維持管理等に対して助成される多面的機能支払交付金の対象組織は、宇土八水地域農地・水環境保全管理協定運営委員会、網田新地地域資源保全隊、田平地域資源保全隊、米の口地域資源保全隊、網田中央地域資源保全隊の五つの組織があり、本交付金を活用して、農地や農業用施設の維持管理等を実施されています。

そのうち、宇土八水地域農地・水環境保全管理協定運営委員会、網田新地地域資源保全隊、田平地域資源保全隊の三つの組織が、農地維持活動として、草刈りや害虫駆除等の耕作放棄地発生防止のための保全管理に取り組まれています。なお、1期5年の活動期間内に耕作放棄地を解消する必要があります。

この農地維持活動に対する交付金、農地維持支払の交付単価は、田が10アール当たり3千円、畑が10アール当たり2千円となっております。

なお、農業委員会では、年間を通して農地パトロールを実施し、農地の利用状況を確認・調査しております。耕作放棄地となる恐れがある農地を発見した場合は、所有者等に対して農業利用の意向について調査するなど、耕作放棄地解消に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 中山間地域と平地を分けて詳しく説明いただきありがとうございます。実はこの質問のきっかけは、私の住む地区の真ん中というか、そんなに広い地域ではないのですけれども、真ん中に結構な広さの耕作放棄地があります。その耕作放棄地はもともと借地で、他地域から移住された農家が使われていました。一時宇土マリーナ物産館でトップクラスの売上げを上げるほどでしたが、高齢になり活動も鈍り、さらに雑草刈りに手が届かなくなり、作物も作らなくなり、さらに雑草が広がり、ついに放置状態になり4年が過ぎ雑木も増え続けています。権利も複雑な土地で管理者に要請しても処理できていません。そこで、土木や林業の事業者に一度きれいにした後は、地区の区役等で草刈りをして管理できればと農業委員会に相談して、答弁の対処法を知りました。経済部長の答弁にあった中山間地域等直接支払交付金には直接個人に支払われる分と共同分があり、共同分は5年間ためることができ、その基金を使い業者へ工事を委託することも可能と農業委員から教えてもらいました。中山間地域や西側地域の農家だけでなく、轟や花園地域も高齢化が進んでいます。私の地域の状況は市内のどこでも発生する可能性があります。答弁内容は、議会だよりに載せる予定ですが、市の広報等でも耕作放棄地の対処法として広くお知らせいただければありがたいです。それと、昨日の今中議員が提案された市道の維持管理のボランティア作業に対する支援補助金の別目的利用を、耕作放棄地の草刈り等にも使えないか検討をお願いいたし

ます。

これで通告した質問内容は終了しました。今回の一般質問は森林環境譲与税の活用、少年少女のスポーツ、道と観光についてほか2点について質問をさせていただきました。執行部におかれましては、簡潔明瞭な回答をいただき感謝します。御清聴ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） 議事の都合により、暫時休憩をいたします。2時から再開いたします。

-----○-----

午後1時52分休憩

午後2時00分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

14番、中口俊宏君。

○14番（中口俊宏君） 皆さん、こんにちは。中口でございます。今定例会におきまして、質問の機会をいただき感謝申し上げます。質問は、一つが、宇土駅周辺の土地の利活用について、二つ目が活力ある職場づくりについて、三つ目が、安全・安定なまちづくりについて、3点を質問いたします。以後は、質問席から質問いたします。

○議長（藤井慶峰君） 中口俊宏君。

○14番（中口俊宏君） 質問の2日目の4番目です。皆さんお疲れかと思しますので、暫くよろしく願いいたします。

質問の一つ目が、宇土駅周辺の土地の利活用についてであります。元松市長は、今年の施政方針の中で、行政主導による大規模な土地開発を行うと、企業進出用地や住宅団地用地を確保すると、そのため企業の進出候補地として、また、市外の方々移住・定住の候補地として、選ばれるような大胆な政策を打ち出すと表明されております。私、このことには大きな期待を寄せております。そういった中で、先の3月議会におきまして、そのとき開発候補地として城塚インター付近、あるいは旭町等々5か所を選定して、いろんな角度から検証して取り組むというような答弁がっております。新しい年度になりまして、今年度の取組あるいは今後の計画等につきまして、総務部長に質問をいたします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君。

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

本年3月市議会定例会で中口議員に答弁しましたように、行政主導による土地開発を進めていく中で、昨年度は、5か所の開発候補地について、開発計画案の検討や収支計画の作成を行い、事業採算性や実現可能性について検証を行っております。

また、この施策を、重点的にスピード感を持って取り組むため、今年度から総務部内に秘

書政策課を新設しております。

現在の取組状況としましては、新たに、宇土東小学校周辺や三拾町潤川周辺、また善道寺町や緑川工業団地周辺、住吉駅周辺、最後に仮称になりますが網田インターチェンジ周辺の6か所を開発候補地に挙げ、商業用地・工業用地・住宅用地等の用途の検討を含めた土地開発についての検証を行っているところです。

併せて、昨年度、検証を行った開発候補地については、事業採算性や社会のニーズを踏まえ、先進自治体の視察や民間の開発事業者との意見交換を行いながら、開発の手法や方向性について現在検討をしているところです。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中口俊宏君。

○14番（中口俊宏君） 部長の答弁では、土地開発を進める上で、重点的にかつスピード感を持って進めると、そのため、総務部内に秘書政策課を新設したというようなことであります。このスタッフを見まして、部課長を見まして、適材適所の配置かなと感じております。大いに期待をしております。

次に、今後の取組について質問をいたしますけれども、具体的には中橋地区の土地の利活用についてであります。右の写真がありますけれども、あそこに今、潤川のバイパスを県のほうで施工中です。赤の部分がですね、用地予定です。これは東のほうから見た地図です。右下が富合町のセブンイレブンです。右のほうが縦に走っているのが3号線です。下の右側が富合町のセブンイレブンです。これは潤川が全部完成したときの予想図です。その左の赤で囲んである土地、これが私が今から質問する土地の利活用になります。先ほど言いましたように、この場所は熊本県が施工しております潤川の河川改修工事で、新しく河川を造ります。それで掘って土砂が出ます。この土砂を赤の水田のところに埋めて、そして新しい土地を造るというようなことです。今現在は、この土砂を活用して周辺の水田を畑地にするため、土地の所有者の皆様から農地改良届が本市の農業委員会に提出をされております。現時点では、約7,780平米について農地改良届が出されているとのこと。最終的には1万6千平米ぐらいになるとの見込みと伺っております。また、多くの土地の所有者の皆様からは、最終的には住宅地、宅地にしたいというような希望があるというふうに今間接的に伺っております。本市におきましては、昨年と同様に宅地調査業務が実施されるかと思っております。是非、同所も対象としてもらいたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。また、同所は熊本市と接しております。国道3号線に近く、近くには大型商業施設もあります。JR宇土駅にも近い、そういったことで熊本市への通勤・通学等々優良な宅地になるかと思っております。また、先の議会で質問いたしました必要なときにはタイミングを失せず、宇土市の土地開発公社によって先行取得も検討をすべきと思っております。本日は、中橋地区

のこの土地の利活用について質問いたしますけれども、併せまして、宇土駅周辺にはこの中橋地区以外にも優良な土地があります。これらと含めまして元松市長の方針をお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

中橋地区の議員御指摘の場所は、熊本県が整備を進めています潤川バイパス区間の右岸部となり、先ほど総務部長の答弁にもありました、現在、新たに事業採算性や実現の可能性について検証を行っている6か所のうちの一つでございます。

現在、検証中ではございますが、当該地区は潤川の改修により、地域一帯の治水向上が図られることや、宇土駅にも近く、国道3号までのアクセスも容易で、また、近隣には大型の商業施設があることなどから、議員の御質問にもありましたように、住宅用地としての土地開発が考えられると思います。ちなみにですけれども、ある程度大きな開発になった場合の話として、その用途によって開発上の採算が取りやすいものと取りにくいものに分けられるということでございます。住宅団地の場合は、狭い区画をたくさん造って道路のほうにそれをたくさん配置するという関係上、歩留りが非常に悪くなってしまいまして、道路用地では売れませんので、その分住宅用地に乗せなければ採算が取れないというような部分がございます。そういうことで、商業とか工業とかに比べたら採算性は取りにくいというのが事実としてあります。それを裏で考えると、開発側にとってはこの土地があまりに高価な額でしか売らないと言われるような状況になれば、おおよそ計算は成り立たないわけでございます。住宅地として開発するのであれば、やはりどれだけ安く購入できるのかというのは非常に重要なポイントになるのかなと思っております。いずれにせよ、そういったものも含めて、今住宅の話をしてしておりますが、住宅に合わないということもあるかもしれませんし、そのときは商業で成り立つかというようなことも含めまして、事業採算性が取れるかどうか、そしてまたかつ地主の皆さんの合意形成が取れるかどうか非常に重要となっております。そのような条件が揃えば、土地開発公社ですとか官民協働あるいは民間開発によります具体的な開発の手法等について、検討を進めていくことになるのかなと感じております。

このほか、宇土駅周辺には住宅に適したような土地は存在すると思っております。また、市内全域において、そのほかにも有効で可能性を持った土地が存在すると考えております。ただ、一番重要なのは、私たちも大規模な土地開発をやろうやろうと言っておりますが、そのニーズがどこにあるかをしっかりつかまないと、開発だけして塩漬けになってしまうということだけは避けなければなりません。そういう意味で、いろんな調査もやっておりますが、とにかく社会のニーズをつかんだ上で、有効的な土地開発につなげていきたいと思っております。以上です。

○議長（藤井慶峰君） 中口俊宏君。

○14番（中口俊宏君） 市長からも答弁がありました。元松市政の本年度の重点施策の一つが、行政主導による土地開発であります。そのために新たな部署の新設もあっております。また、市長も自らトップセールスをされていると伺っております。新しい部署の新設、トップセールス等々をお聞きいたしまして、その意気込みが伝わってまいります。私ども宇土市の発展のためには、しっかりと協力してまいります。

次に、二つ目の質問に入ります。二つ目の質問は、活力ある職場づくり、働く人がそこで一生懸命働くためには、その人材の育成あるいは職場づくりが必要であります。この活力ある職場づくり、その中の一つが、人材の育成それと過去にどういった非違事案があっているのかをまずお尋ねをいたします。社会のニーズや市民のニーズに的確に対応するとともに、社会情勢の変化に対応できる職員の育成、このことは組織にとって必要不可欠でありますし、また重要な課題でもあるかと思っております。限られた人材で組織として効果を発揮するためには、働く人の育成、働きやすい職場づくりが必要であります。本市におきましては、職員の育成と組織づくりにつきましては、第5次総合計画の後期に職員の育成と能率的な組織づくりということで示してあります。これらを具体的に取り組んでいるかと思っております。

そこで、質問の一つが、この市役所で働く職員の方々、正規職員の方々、非正規職員の数、さらには令和元年以降、職員の非違事案がどのくらい発生しているのか、またその対策につきましては、総務部長に質問いたします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君。

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えいたします。

まず、令和5年4月1日現在の職員数ですが、全体で499名の職員が在籍しており、その内訳は正規職員が267名で53.5%、会計年度任用職員が232名で46.5%となっております。

次に、令和元年度からの非違事案の状況についてお答えをいたします。

まず、懲戒処分を行った事案は令和3年度に1件発生しております。法定外水路占用料の請求に関する不適切な事務処理に対し、当該職員が減給10分の1、1か月の処分を受けております。

また、懲戒処分に該当しない指導上の措置を行った事案として、令和2年度に発生した、新築、増築家屋に対する固定資産税の課税誤りや、令和4年度に発生した、地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金における不適切な事務処理などがあります。そのほか、通知書の誤発送や、選挙において投票用紙を誤って配布した事例などがあり、これらの事案に対しては訓告、厳重注意、口頭注意などの措置を行っております。

公務にあたるものとして、このようなミスをしてはいけないという意識が不足していたこ

とや、部署内でのチェック機能が働いていなかったことが、その要因であると考えております。

よって、再発防止策としまして、定期的に全庁に注意喚起を行うなど、職員への意識付けを行うとともに、管理監督職については、部署内でのチェック機能体制の強化を図るなど、発生した問題を部署内で共有し再発防止に努めているところです。

次に、公用車の事故についてです。これまでに懲戒処分に該当するような、飲酒運転等の法令違反による事故は発生しておりませんが、業務の訪問先で構造物に接触するなどの物損事故等が発生をしております。

事故が発生した場合は、まず事故報告書により内部で報告を行います。さらに令和3年7月からは、事故を起こした職員が特定されないように配慮した上で、事故の概要を全庁で共有する取組を開始しております。事故概要に併せて、どのようにすれば事故は防げたのかといった安全運転のポイントも記載しており、職員の安全運転意識の高揚と事故再発防止に努めております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中口俊宏君。

○14番（中口俊宏君） 部長の答弁がありましたけれども、この市役所で働く人、単純な計算ですけれども499人、正規の方が267人、非正規が232人、この非正規職員の方の割合が46.5%ということになります。この数字をお聞きいたしまして、率直に非正規職員の数が多いかなというふうな気がいたしました。職員の定数につきましては、他の議員さんたちが質問されておりますので、本日は質問をいたしません。また、非違事案につきましては、防止対策が取られておりますけれども、必要な対策をお願いしたいと思っております。この非違事案につきましては、場合によっては信賞必罰といたしますか、良いことを褒めてあるいはこういった非違事案についてはいわゆる罰と言うとおかしいですけれども、組織論として信賞必罰という言葉があります。これも必要かと思っておりますので、その点も併せて今後の非違事案に対する御検討をお願いしたいと思っております。

次に、職員の育成について質問をいたします。これについては、令和2年6月議会に同じような質問をしております。そのときの答弁ですけれども、当時の総務部長の答弁です。

「これまで人材育成のツールとしてきた人事評価制度における職員研修等に加えて、令和2年度からは、各部署における更なるミーティングや、新規採用職員をサポートする体制づくりに取り組んでいく。」というような答弁でした。この育成について質問して答弁をいただきますけれども、私のこの質問の趣旨・目的は、ただ単にどういった育成をしているのかお聞きするのではなくして、併せまして皆様方、各所属長の皆さん、大幹部の皆さんは、人事管理あるいは業務管理等々があるかと思っておりますけれども、この職員の育成は大きな仕事の一つ

であろうかと思っております。各部長にですね、お聞きしたかったわけですが、今回は総務部長が代表して答弁されます。各所属長の皆さん、部長の皆さんは、自分のこととして捉えていただいて、部長の答弁を聞いてもらいたいと思っておりますので、その点よろしくお願いたします。先ほど令和2年6月議会での当時の総務部長の答弁については、ただいま申し上げましたとおりですが、ここ4年間、職員の早期退職につきまして資料を頂きました。令和元年が7名、さらに先ほど答弁がありました新しい制度が始まった令和2年には中途退職が8名、令和3年が6名、令和4年が9名、4年間で合計30名の方が早期退職をされております。いろんな退職の理由はあるかと思えます。私、昭和生まれの終身雇用というような考えを持っている者にとりましては、この中途退職につきまして、えっというような気がいたしました。せつかく市役所に入ってと思えます。私の近くにいる人も何回か市役所を受けてなかなか通りませんが、せつかく入った人たちが途中で辞めていくと、何か悲しいような気がいたします。いろんな退職理由があるかと思えます。その中には、私から見て優秀な幹部の方がおられました。将来は宇土市役所を背負って立つような人物ではなかろうかと、まだまだ市役所で活躍してもらいたいと思った人もいました。そういったこの中途での退職、これにつきまして本市の担当部署でいろんな角度から検証・分析はなされているかと思っております。この中に、宇土市から他市へ転職されている方が5名いらっしゃいます。この4年間で5人の方が他市へ就職されております。いろんな理由があるかと思えますけれども、宇土市から他市へ転出される。選ばれる宇土市をつくるべき人が他市へ転職している。宇土市を選んでいないのかといった心配といいますか危惧といいますか、そういったことも感じた次第です。この検証・分析をされていると思えますけれども、この結果を踏まえて、今後の職員育成、指導の在り方につきまして総務部長に質問いたします。先ほども申しましたように、これは総務部長に代表して答弁してもらおうわけです。各所属長の皆さん、部長の皆さん、大幹部の皆さん、自分のこととして聞いていただきたいと思っております。私の質問の趣旨・目的はそこにありますのでよろしくお願いたします。では、総務部長お願いたします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君。

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

令和2年6月定例会で中口議員の御質問に答弁させていただいておりますが、職員の人材育成は、組織にとって大変重要なことであると認識をしております。職員一人一人が仕事に対してやりがいや誇りを持って取り組める、活気ある職場づくりを目指すべきであります。そのために人事評価制度や研修などの人材育成ツールを活用し、各部署におけるミーティングの推進や、新規採用職員をサポートする体制づくりについても、引き続き取り組んでいるところでございます。

その中で、議員御指摘のとおり、近年早期退職者が増加しているという現状がございます。他自治体へ転職した者や、結婚後退職し県外へ転居した者など、退職後の状況は様々でございます。

早期退職の真の理由を分析するのは大変難しいのですが、近年、熊本地震や新型コロナウイルス感染症への対応など、これまで経験したことのない業務負担があったことは事実でございます。また、新型コロナウイルスがもたらした大きな社会変化の中で、働き方に対する考え方が変わってきたということも推測されます。ただ、多くの職員が、それぞれのライフプランのもとで、夢を持って、次のステージへ進むために退職という決断をされたものと理解しております。

このような状況はありますが、市としましては、業務遂行に必要な職員数を確保し、適正配置を行いながら、組織としての士気が下がらないよう努めていくことが必要でございます。

そのためには、まず、風通しのよい職場づくりが重要であると考えております。議論がしやすい、悩みを共有できる組織であれば、仕事への活力を見いだすことができます。令和2年度から取り組んでいるミーティングの推進や、働きやすい・働きがいのある職場づくりを目指した課単位のスローガン設定を継続しながら、お互いを尊重し、信頼できる組織づくりに取り組んでまいります。

特に、若手職員へのフォローは欠かせません。入庁後の経験年数が浅い退職者も見られた中で、その職員の悩みを共有できていなかったという反省もすべきだろうと考えます。そこで採用1年目の新規採用職員を対象として、令和2年度からパートナー制度を導入しています。これは、周囲の若手職員がパートナーとして新規採用職員の最初の窓口となるべく、仕事だけではなく、必要であればプライベートまでサポートしていくものです。新採職員からは「何でも質問できる。」「丁寧に教えてもらった。」「業務以外のことも教えてくれたので小さな不安も解消できた。」という声が聞かれ、非常に好評でございます。

なお、このような取組を実効性があるものにするためには、管理職の理解と高い意識が不可欠でございます。積極的にリーダーシップを発揮し、自分の部署がチームとしてうまく機能するよう、マネジメントしていくことの重要性を認識する必要があります。

そのために、令和4年度に実施した課長職に特化した階層別研修を継続、充実させながら、更なる管理職の資質の向上に努めてまいります。管理職ならではの悩みを共有しながら、良いところはすぐに真似ができるような即効性のある内容にしていくことを予定をしています。

最後になりますが、職員は宝であります。宝である職員一人一人が最高のパフォーマンスを発揮し、光り輝くことで、市役所全体が明るく元気になり、市全体の活気につながっていくものと考えます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中口俊宏君。

○14番（中口俊宏君） 総務部長から詳しく丁寧な答弁がありました。その中で職員は宝だと、非常に大切なキーワードかと思っております。この人材育成につきましては、模範となるものはなかなかないと思います。各所属長の皆さんに課せられた責務ですけれども、それぞれやり方があります。性格に応じたやり方があるかと思っております。そこで激励の意味からですね、以前にもこの場で申し上げましたけれども、言葉の花束ということで皆さんにこの言葉の花束を贈りまして、激励といいますか頑張ってくださいようお願いしたいと思っております。これはですね、知恵を出そうというようなことです。いろんなことをやろうと思っ一生懸命考えておけば、ぱっと思いつくときがあります。寝ているときぱっと思いつくことがあるかと思っております。お風呂に入っても然りです。私の先輩は、そういった思いつきを書くために、枕元にペンとノートを置いていた。私もしておりましたけれども、一生懸命になった場合は時として何かのときにですね、寝ているときでもぱっと思いついてぱっと起きる、またはお風呂に入っているときにぱっと思いつくというようなことがありますので、そういったときは、ぱっと何かに筆記して忘れないようにすればいいかと思っております。私が皆さんに贈る言葉といたしましては、ここの議場で何回かお話をしました新しく課長、部長さんになられた方もおられると思いますので、言葉は知恵を出そうということです。これは三つあります。一生懸命やっているから知恵が出てくると、中途半端だと愚痴が出ると、いい加減だと言いつけが出るというような言葉があります。是非、言いつけせず、愚痴を言わず、一生懸命今後人材育成に取り組んでいっていただきたいと思っております。これは皆さんに課せられた使命です、宇土市のためです、宇土市民のためです。どうかよろしく願いまして、三つ目の質問に入ります。

三つ目の質問は、安全・安定なまちづくりです。これにつきましては、市民の皆様が市民生活の中で安全でそして安心して日常生活を送れますよう、これを確保するための意味から本日は高層住宅への火災消火活動について、二つ目は道路におきます安全と円滑化、松原交差点から国道57号が渋滞します。この渋滞解消対策につきまして二つほど質問をいたします。まず一つ目の本市における高層住宅の現状と対策です。テレビあたりで高層住宅、高いマンションや商業施設等の火災がテレビで放映されているときがあります。本市でも市営住宅を含めて高層住宅が建ちました。建設中のところもあります。この高層住宅の消火につきましては、宇城広域連合消防本部のはしご車が来て消火にあたるわけですが、このはしご車はどのくらいまで消火できるのか。二つ目が、はしご車が市内の各市営団地、袋内団地や新町団地等々にスムーズに到着できるのか、この2点につきまして、一括して総務部長にお尋ねをいたします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君。

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

本市における市営住宅を含めた現状につきましては、宇城広域連合消防本部に確認したところ、4階建て以上が対象となる中高層住宅が41棟、6階建て以上である高層住宅については4棟あるとのことでした。

このような高層住宅の消火活動で活躍するのがはしご車であり、現在、宇城広域連合北消防署に30メートル級が1台常駐しており、おおむね10階建てまでの高層住宅の消火活動に対応できるようになっております。

次の御質問で、はしご車は袋内団地等の市営住宅の現場にスムーズに到着して活動できるのか、こちらの御質問にお答えします。

通常消火活動に必要な道路幅員についてですが、車両幅員は道路運送車両保安基準で2.5メートル以下と決められているため、道路幅員3メートルであれば消防自動車の走行に支障はありませんが、消火活動を円滑に行うためには4メートル程度の幅員が必要となります。

また、中高層建物の火災でははしご車を使用した活動が重要となり、有効な活動のためには、車体を安定させる装置、アウトリガーを張り出すために6メートルの幅員が必要となります。

なお、宇城広域連合北消防署に配備されているはしご車の規格については、全長10.64メートル、全幅2.5メートル、全高3.62メートルとなっております。

ここで議員お尋ねの袋内団地等の市営住宅の現場に、はしご車がスムーズに到着して活動できるのかとの質問に対しましては、現時点において、全ての棟で救助活動及び消火活動が可能となるのは、西原団地、袋内団地、駅前団地、入地団地となっており、ほかの市営住宅については、電線や道路幅員の不足のため、はしご車を使用した救助活動が困難な棟があることを把握しております。ただ、消火活動については、現場の状況に応じて高所放水等は可能であると報告を受けております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中口俊宏君。

○14番（中口俊宏君） この高層住宅の消火活動は、はしご車が現場に行きますけれども、ちょっといつかは忘れちゃったけれども、私の家の近くの袋内団地、ここにはしご車が到着できるかどうか、数年前に実際に市をお願いをして広域連合のはしご車をあそこで実際にやってみました。この中で立ち会った方もおられると思います。例えば東保育園から北のほうへ行った際、松原アパートから左折して袋内団地に行くわけですね。あの三叉路では、消防車が行って左折、1回では入れませんでした。ひさしに当たる、中村さんところの家ですけども。何回か切り返して、そしてはしご車が進行していくというような状況でした。そうい

った状況でしたので、後で市のほうで対策は取ってもらいましたけれども、そういったことでははしご車が仮に各市営団地、例えば南段原団地とかどこから入るのか。セブンイレブンのほうから入るのか、ならば左折ができるのか、あるいは、松山方面から来て右折で入るのか。これにつきましては宇土市のほうで、やはり広域連合とそれぞれ連携して対策を取られたほうがいいかと思っております。先ほど申しました袋内団地に火災があった場合、はしご車が出動します。その際、袋内団地まではしご車がスムーズに行くかどうか、数年前に検証してそして松原アパート、中村さんのところのひさしに当たりますものですから、何回か切り返しては左折できますというようなことでしたので、その後、関係課で対応はしていただきましたけれども、そういったこともありましたので、その点も市のほうでよろしく願いしておきます。

次に、今後の対策について質問いたします。本市にはいろんな高層住宅があります。私と同じ行政区でも今6階建てのマンションが建築中です。ほかにもいろんな高層住宅があります。今後、こういった高層住宅で万が一火災が発生した場合の消火活動等につきまして、総務部長に質問をいたします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君。

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

宇城広域連合消防本部に確認したところ、高層住宅で火災が発生した際の消火活動については、はしご車の長さで届く階数の建物であれば、屋上から若しくは火災階の消防隊進入口を使用して防衛活動を実施します。

また、高層建物の中には屋内消火栓設備や消防隊専用栓とも呼ばれるポンプ車より、加圧された消火用水を送水口から放水口へ送水する連結送水管も整っていることもあり、それらを使用し防衛に当たります。

さらに、狭隘な道路や不正駐車等により火災現場に寄りつきができない火災を想定して、ポンプ車にホースを事前に連結して積載するホースカーや、隊員がホース数本を連結状態で搬送できるホースバックの採用など、消火活動に少しでも早く着手できる工夫を施しております。

また事前対策として、幅員6メートルを確保できない道路に面した場所に中高層建物を新規で計画された場合は、道路と敷地内を併用して確保できるよう開発指導を行い、道路幅員の確保に努めております。

今後も、道路の最新状況を把握するとともに、地域の実情に精通されている消防団との連携を深め、消火作業に要する時間短縮を目的とした訓練を継続し、迅速な消火活動を行い、市民の安全・安心の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中口俊宏君。

○14番（中口俊宏君） 部長から答弁がありましたけれども、要は、広域連合消防本部との連携を密にさせていただいて、そして宇土市でできる対策、これについては万全を期していただきたい。このことをお願いして、次の質問に入ります。

最後の質問は、交通渋滞の解消対策です。国道57号の松原交差点から三角方面の上り車線ですね、要するに緑川方面から松原交差点への上り線、JAとかありますあの国道です。特に渋滞がひどいときには、松原交差点から緑川方面、JA熊本うき宇土支所がありますけれども、それよりも三角寄りのほっともっとという弁当屋さんがありますけれども、その付近まで渋滞をしているときがあります。このような状態で交差点の中にも突っ込んで止まっている場合もありますので、走潟方面から来て国道57号を左折していく際、交差点に入れないというような状況もあります。また、道路に本町通りから三角線の踏切を渡って進行して、城之浦交差点から右折する際、駅のほうに右折する際、これも渋滞して右折できません。この場所はまだ慢性的です。朝から晩まで右折できないというのが結構あります。こういった状況が続いております。交通の安全と円滑を図るためには、この松原交差点等の改良が必要かと思っております。そこで、本市におきまして、関係機関との協議あるいは要望活動が必要になってくるかと思えます。本市の取組状況があれば、今後の対策でも結構ですので、市民環境部長に質問をいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市民環境部長、小山郁郎君。

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

築籠町のJA熊本うき宇土支所から国道57号と国道3号が交わる松原交差点までの上り車線におきまして、朝夕のラッシュ時間に限らず慢性的に渋滞が発生している状況にあることは、本市としましても認識はしております。

現状、私どもが考えている渋滞の原因の一つとしましては、松原交差点において松橋方面への直進車両が多いために、熊本方面への左折の矢印式信号が点灯しているにもかかわらず、左折車両が左折レーンへの進入を妨げられ、結果的に交差点を通過できる車両数が少なくなってしまうことが挙げられます。

対策として左折レーンを延長することが考えられますが、延長の対象となる部分が陸橋となっており、左折レーンを延長するのは難しい状況であると考えております。

このため渋滞解消対策といたしましては、今申し上げました左折レーンの延長以外の方法で、例えば、松橋方面への直進車両の流れをスムーズにすることが効果的ではないかと考えています。

いずれにしても、本市だけで解決できる問題ではございませんので、今後、宇城警察署や国土交通省などの関係機関と協議し、渋滞解消に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中口俊宏君。

○14番（中口俊宏君） 部長の答弁にもありましたけれども、この質問につきましては、質問と併せまして問題提起として捉えていただきたいと思います。今後、関係機関との協議あるいは要望等々が必要になってくるかと思えます。そのときは私どもも一生懸命、しっかりと協力してまいります。どうぞよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（藤井慶峰君） 以上で、本日の質疑並びに一般質問を終わります。

次の本会議は、明日22日木曜日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会をいたします。お疲れ様でした。

-----○-----

午後2時55分散会

第 4 号

6月22日 (木)

令和5年6月宇土市議会定例会会議録 第4号

6月22日（木）午前10時00分開議

1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

1. 村田宣雄議員

- 1 基礎的財政収支（プライマリーバランス）について
- 2 食料自給率の変容（30年間）について
- 3 地域計画、みどりの食料システム戦略について

2. 福田慧一議員

- 1 物価高騰対策について
- 2 不適切な保育問題について
- 3 教職員の勤務改善について
- 4 潤川の改修工事について

3. 土黒功司議員

- 1 宇土市新庁舎の建設、利活用に関して
- 2 子どもたちの安心安全な通学確保に関して
- 3 人工知能の登場における業務・教育への影響に対する見解

日程第2 常任委員会に付託（議案第33号から議案第44号）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員（18人）

1番 土黒功司君	2番 杉本寛君
3番 中野洋一君	4番 浦本晴美さん
5番 佐美三洋君	6番 小崎憲一君
7番 今中真之助君	8番 西田和徳君
9番 園田茂君	10番 宮原雄一君
11番 柴田正樹君	12番 檜崎政治君
13番 野口修一君	14番 中口俊宏君
15番 藤井慶峰君	16番 山村保夫君

17番 村田宣雄君

18番 福田慧一君

4. 欠席議員（なし）

5. 説明のため出席した者の職・氏名

市長	元松茂樹君	副市長	谷崎淳一君
教育長	太田耕幸君	総務部長	山口裕一君
企画財政部長	光井正吾君	市民環境部長	小山郁郎君
健康福祉部長	岡田郁子さん	経済部長	加藤敬一郎君
建設部長	草野一人君	教育部長	野口泰正君
秘書政策課長	渡邊聡君	総務課長	上木淳司君
危機管理課長	内田雅之君	企画課長	三浦仁美さん
まちづくり推進課長	中山好美さん	財政課長	北谷太示君
福祉課長	深田徹君	高齢者支援課長	久多見さとみさん
子育て支援課長	湯野淳也君	農林水産課長	東 顕君
商工観光課長	清塘啓史君	土木課長	坂田治君
学校教育課長	本堀武史君	生涯活動推進課長	西山祐一君
給食センター所長	渡辺勇一君		

6. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	江河一郎君	次長兼議事係長兼庶務係長	春木教明君
議事係参事	村田有美さん	庶務係主事	中山裕輝君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 質疑・一般質問

○議長（藤井慶峰君） 日程第1、質疑並びに一般質問を行います。発言通告があつておりますので、順次これを許可します。

17番、村田宣雄君。

○17番（村田宣雄君） おはようございます。今回質問いたしますのは、4項目であります。まず1番目にプライマリーバランス、基礎的財政収支についてお伺いをいたします。2番目は、食料自給率の変容、30年間どういう推移をしたのかについてお伺いをいたします。3番目が、今後の農政の重要な柱となります地域計画とみどりの食料システム戦略の基本計画と実施計画についてお伺いをいたします。質問席より行います。

○議長（藤井慶峰君） 村田宣雄君。

○17番（村田宣雄君） まず1点目のプライマリーバランスについてお伺いいたします。税収・税外収入の歳入と国債の元本返済や金利の支払いに充てる国債費を除く歳出との収支、政策的経費を税収でどれだけ賄えているかを示す指標です。国は2025年度に黒字化を目指しておりますので、宇土市としての現状についてお伺いをいたします。

○議長（藤井慶峰君） 企画財政部長、光井正吾君。

○企画財政部長（光井正吾君） おはようございます。御質問にお答えいたします。

基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランスとは、社会保障や公共事業をはじめ様々な行政サービスを提供するための経費である政策的経費を、税収等で賄えているかどうかを示す指標になります。

具体的に申し上げますと、政策的経費とは、歳出総額から臨時財政対策債以外の公債費の額を除いた経費で、税収等とは、歳入総額から臨時財政対策債以外の地方債の借入額を除いた収入のことになります。

現在、令和4年度の決算を整理しているところですので、令和3年度の決算で申し上げますと、令和3年度決算におけるプライマリーバランスは、歳出の政策的経費が195億6,593万4千円に対し、歳入の税収等が201億9,308万円となっており、6億2,714万6千円の黒字となっております。

なお、熊本地震後の平成28年度及び平成29年度は赤字となっておりますが、平成30年度以降は黒字に転じております。

今後も、歳入歳出の均衡を保ちながらの財政運営にしっかり努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 村田宣雄君。

○17番（村田宣雄君） 今の答弁で大体理解をいたしましたけれども、今後とも歳入歳出の均衡を保ちながら、財政運営に努めていただきたいと思います。

次に、食料自給率の変容について、15品目の変容についてお伺いいたします。15品目とは、小麦、大豆、大麦・はだか麦、砂糖、鶏卵、きのこ類、米、野菜、鶏肉、牛肉、乳製品、いも類、魚介類、果実、豚肉であります。1991年度の食料自給率は46%でありましたけれども、それが2021年度にどういう自給率に変わったのか御説明をいただきたいと思っております。経済部長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 経済部長、加藤敬一郎君。

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

食料自給率は、国内の食料供給に対する国内生産の割合を示す指標で、単純に重量で計算できる品目別自給率と、食料全体について共通のものさしで単位を揃えることにより計算する総合食料自給率の2種類があります。

御質問は品目ごとになっておりますので、品目別自給率をお答えいたします。

なお、主要15品目は、小麦、大豆、大麦及びはだか麦、砂糖類、鶏卵、きのこ類、米、野菜、鶏肉、牛肉、牛乳及び乳製品、いも類、魚介類、果実、豚肉となっており、品目ごとの1991年度と2021年度の食料自給率及び増減値をお答えします。

まず、増加傾向の品目としまして、小麦が、1991年度が12%、2021年度が17%で5ポイントの増加。大豆が、4%から7%で3ポイントの増加となっております。増加の要因としましては、小麦は、うどんやパン、菓子などに、大豆は、豆腐や納豆などに使用されており、需要が増えているものと考えられます。しかし、まだまだ国内生産は少なく、輸入に頼っている状況です。

次に、減少傾向の品目としまして、豚肉が、1991年度が70%、2021年度が49%で21ポイントの減少。牛肉が、52%から38%で14ポイントの減少。鶏肉が、79%から65%で14ポイントの減少。豚肉、牛肉、鶏肉の主な減少の要因としましては、国内の食肉需要が高まったことにより、安価な輸入品がシェアを高め、輸入量が増加したことによるものと考えられます。

次に、果実が、59%から39%で20ポイントの減少。魚介類が、76%から57%で19ポイントの減少。果実及び魚介類は、国内の生産量の減少により輸入量が増加したものと考えられ、さらに果実においては、オレンジやりんご果汁の輸入自由化も影響しているものと思われま。

次に、いも類が、91%から72%で19ポイントの減少。牛乳・乳製品が、77%から

63%で14ポイントの減少。いも類は、冷凍品の輸入量、牛乳・乳製品は、チーズの輸入量が増加したことに伴うものと考えられます。

次に、野菜が、90%から79%で11ポイントの減少。野菜は、外食需要が増加したことにより、安価な輸入品が増加したことによるものと考えられます。

次に、米が、100%から98%で2ポイントの減少。米は、減反による農地の減少に伴い、生産量が減少したことが要因と考えられます。

最後に、30年前とほぼ増減がない品目としまして、大麦・はだか麦が、1991年度が10%、2021年度が12%で2ポイントの増加。砂糖類が、35%から36%で1ポイントの増加。鶏卵が、97%から97%で増減なし。きのこ類が、91%から89%で2ポイントの減少となっております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 村田宣雄君。

○17番（村田宣雄君） 今回の推移については十分理解をいたしましたわけですが、2021年度の食料自給率は38%であります。1991年度が46%ですので7%以上減少をいたしているという数字になるわけであります。今、品目別にいろいろと増減について説明がありましたけれども、輸入農産物が減っている麦・大豆についても、国内の生産は少ないわけでありまして、是非拡大、農家の皆さんに十分理解をしていただきますようお願いをいたします。それと、米については、減反政策によって面積が少なくなったことも一つの要因ですが、30年前の国民一人当たりの消費量は110キロ前後だったというふうに思います。それが現在では55.6キロぐらいでありまして、半分には減っているわけがあります。米の生産は今年間40%ぐらいかな、減反政策を取っておりますけれども、農家は非常に米に対する愛着があるわけでありまして、それらも米の消費拡大について全庁挙げて御努力を賜りたい。特に教育委員会にお願いしたいのは、全国の学校給食の食材については、米等についても地元産を使用しておられますので、そこらあたりも十分お願いを申し上げたいと思います。今たしか熊本から経済連のほうから買っているというふうに思いますので、そこらあたりを変更しながら、宇土市の米生産の安定を図っていただきたいというふうに思います。

では、次に、地域計画の基本構想、基本計画、実施計画の策定状況について伺います。地域計画といえば御存じのとおりで、地域で話し合っただけで決める農地利用の将来像であります。法改正が行われ、市町村は令和24年度末までに策定する必要があるわけでありまして。従来の人・農地プランと異なり、1筆ごとに誰が農地を担うかを特定する、目標値を織り込むことにもなっております。したがって今、宇土市としてどういうプランの中で策定に取り組まれているのか、取り掛かろうとしているのかについて御答弁を賜りたいと思います。

○議長（藤井慶峰君） 経済部長、加藤敬一郎君。

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

本年4月1日に施行された農業経営基盤強化促進法等の改正に伴い、これまでの人・農地プランが法定化され、地域での話し合いにより、それぞれの地区ごとの地域における農業の将来の在り方や、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した地域計画を令和7年3月末までに新たに策定することとなりました。

地域計画の策定に当たっては、まず、県が策定する基本方針を変更した後、市が策定する基本構想の変更を行います。

基本方針は、農業経営基盤強化促進法に基づき、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の指標、農用地の利用集積の目標等に関し、令和3年8月に県が定めており、今回の農業経営基盤強化促進法等の改正に伴い、農業を担う者の確保・育成、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項等を本年6月末までに追加変更されます。

基本構想は、県が策定した基本方針を基に、地域の実情を踏まえ、本市において、将来育成すべき農業経営の目標設定とその実現に向けた支援措置の在り方等について、総合的な計画を定めたもので、令和4年3月に策定しています。基本方針同様、農業を担う者の確保・育成、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項等を本年9月末までに追加変更を行います。

基本方針及び基本構想を変更後、地域の実情に応じて、担い手を中心とした協議の場を設置し協議を行います。その結果を取りまとめ公表した後、協議の結果を踏まえ、地域計画の案を作成します。

その後、作成した地域計画案について、農業委員会、JA、農地中間管理機構等の関係者の意見を聴取し、令和7年3月末までに、全ての地区で地域計画を策定します。

本市におきましても、今後、順次、協議の場を設置することとしており、走潟地区及び花園地区におきましては、今年度中に地域計画を策定することとしております。

また、協議の場を設けるに当たり、国の補助事業である地域計画策定推進緊急対策事業を活用し、地域計画の策定に必要な取組の支援を行う地域計画策定専属の会計年度任用職員を雇用することで、計画策定の更なる推進を図っております。

なお、地域計画策定に当たっては、長野県長野市や山形県西村山郡大江町等、地域計画策定に向け先進的に取り組んでいる地域を参考にしながら進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 村田宣雄君。

○17番（村田宣雄君） 大変な作業になるかというふうに思いますけども、頑張っていたきたいと思います。特に宇土市の担い手の農家は200人前後、専業農家を含めると30

0人前後だというふうに思いますが、基幹的農業従事者数は923人いらっしゃいます。その923人の農家の皆さんが対象でありますので、地域計画策定後には十分な説明をしていただき、地域計画への御協力をいただくように御努力を賜りたいというふうに思います。

では、最後のみどりの食料システム戦略の基本構想、基本計画、実施計画についてお尋ねします。熊本県は基本計画を公表したところであります。みどりの食料システム戦略は、大きく分けると、五つか六つぐらいの項目になろうかというふうに思います。有機農業の面積を拡大する全耕地面積の25%に拡大するという計画であります。化学農薬の50%低減、化学肥料も30%低減、土壌分析による土づくりの推進、スマート農業の導入、施設園芸においては環境負荷対策、それと耕畜連携事業等の取組ではなかろうかというふうに思います。したがって、農業基本構想等を現在考えておられるのか、御答弁を賜りたいと思います。

○議長（藤井慶峰君） 経済部長、加藤敬一郎君。

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

みどりの食料システム戦略は、農業の環境負荷の低減や生産基盤の強化を目指すもので、農林水産省が令和3年5月に策定したものです。

その実現に向けた数値目標として、2050年までに、化学農薬の使用量を50%低減、化学肥料の使用量を30%低減、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%に拡大等を掲げています。

このみどりの食料システム戦略の推進を図るため、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律、いわゆるみどりの食料システム法が令和4年7月1日に施行されました。

国は、この法律に基づき、基本方針を令和4年9月15日に公表しております。

基本方針には、環境負荷低減事業活動の促進の目標等が定められており、みどりの食料システム戦略の中間目標である、2030年までの目標を踏まえて設定されております。

地方自治体は、国の基本方針の公表を受け、みどりの食料システム法に基づく取組を主体的に進めるため、基本計画を策定します。

基本計画は、地域のモデル的な取組の創出と横展開を効果的に進めるため、都道府県と市町村が共同して作成することとなっており、熊本県では、熊本県及び本市を含む、県内全45市町村が共同で、令和5年3月に策定しました。

本計画は、計画期間を令和4年度から令和6年度までの3か年とし、土づくり、化学肥料・農薬低減の取組であるくまもとグリーン農業の推進と、全国一の面積を誇る施設園芸をはじめとする農林水産業のCO2ゼロエミッション化（温室効果ガスの削減）を取組の柱に位置づけ、環境にやさしい農林水産業と稼げる農林水産業の両立に向けた取組を推進します。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 村田宣雄君。

○17番（村田宣雄君） みどりの食料システム戦略については、やはり全耕地面積の25%に拡大するということが大きな目標であろうというふうに思います。そこで、現在、環境保全型農業の取組をされている農家、調べてもらいましたところ、農家は3戸ですね。これは有機農業を取り組んだ3戸、面積は14.7ヘクタールであります。したがって、全耕地面積の割合からしますと0.002ぐらいで、もう皆無と言って差し支えないと思います。宇土市の耕地面積は6,499ヘクタールということでありますので、その25%といたしますと1,624ヘクタールが有機農業へ拡大推進をしなければいけないということになるわけであります。したがって、これも大変な事業だと思いますけれども、頑張ってください。特に農業委員会なり、JAなりと行政、三者が一体となって地域計画なりみどりの食料システム戦略についても努力をする必要があるかというふうに思います。事前によくその関係機関と打ち合わせをしながら、実行計画等の作成に努めていただきたいというふうに思います。よろしく願いしておきます。

これで今回の質問は全て終わったわけであります。いろいろ御清聴いただきましてありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。10時33分から再開いたします。

-----○-----

午前10時26分休憩

午前10時33分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

18番、福田慧一君。

○18番（福田慧一君） おはようございます。日本共産党の福田です。物価高騰対策など4点について質問をいたします。担当部長はじめ、市長の誠意ある答弁を求めまして、質問席より質問をいたします。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） まず、物価高騰対策について質問をいたします。生活必需品を中心に物価高が続いております。物価高の原因はロシアによるウクライナ侵略だけではなく、安倍政権時代から取ってきた異次元の金融緩和による円安政策にあることは明らかであります。帝国データバンクの調査では、6月は麺類などを中心に3,500を超える生活用品が値上げされ、7月も3,485品目の値上げが予定されていると発表しております。県の調査で

も母子・父子世帯の3割が、記録的な物価高で家計がとても苦しくなったと答え、母子世帯の4割は、おかずの種類が減ったと答えたと公表しております。政府はこうした物価高を受け、不十分ではありますが22年度予算の予備費から1兆2,000億円を地方創生臨時交付金の重点交付金として地方に配分することを閣議決定いたしました。支援の内容につきましては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援など8項目を挙げ、市町村の裁量を認めております。そこで、低所得世帯支援では、住民税非課税世帯だけでなく、物価高に苦しむ幅広い市民への支援が必要と思いますが、市が実施する支援と今後の予定について、健康福祉部長に答弁をお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

依然として続く物価高騰は、家庭の生活費や事業者の経営を圧迫し、深刻な影響を与えています。このような中、市では、今定例会に補正予算を上程させていただいておりますが、低所得世帯への支援として、国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の低所得世帯支援枠を活用し、住民税非課税世帯に対して、一世帯当たり3万円の給付金の支給を行うよう準備を進めています。対象は、基準日の本年6月1日時点で宇土市に住民票があり、世帯に属する全員が令和5年度の住民税均等割非課税である世帯です。

次に、子育て世帯への支援については、児童扶養手当を受給しているひとり親世帯や、住民税非課税等の子育て世帯に対して、昨年度に続き今年度においても国及び県の事業として子育て世帯生活支援特別給付金を支給することとしております。これらに係る予算は、いち早く生活支援を行うことを目的に、国分は、本年4月24日付け専決処分、県分は、県補正予算の成立に合わせ、市の本年3月市議会定例会において令和4年度補正予算に計上し、今年度に繰り越しております。

今年度の国の給付金は、本年3月分の児童扶養手当受給者などを対象に昨年度同様、児童一人当たり5万円、県の給付金は国分に上乗せする形で1世帯当たり2万円、第2子以降は児童一人当たり5千円となっております。

現在までの支給状況を申し上げますと、先月30日に、ひとり親世帯384世帯、対象児童600人に対して、国の給付金総額3,000万円、県の給付金総額876万円を支給し、今月2日に、住民税非課税等の子育て世帯175世帯、対象児童383人に対して、国分総額1,915万円、県分総額454万円を支給しております。

なお、県分の給付金は今月2日の支給をもって完了となりましたので、今後は国分の給付金において、引き続き収入が減少するなど家計が急変した子育て世帯を対象に、来年2月末までを申請期限として、随時、特別給付金の申請受付を行うこととしております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 幅広い世帯に支援され、大変喜ばれると思います。

次に、学校給食費、保育園の副食費の支援について質問いたします。昨年は、12月から2月までの3か月間、幼稚園、小中学校の給食、保育園も副食費を無料として関係者から大変喜ばれ感謝されました。今回も臨時交付金を活用し、給食材料費の値上げ分を保護者に負担を求めるのではなく、市が支援すべきと思いますが、市の考えをお聞きしたいと思います。また、介護施設の入所者の食費負担も増加しており支援すべきと思いますが、市の考えを健康福祉部長に答弁をお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

まず、幼稚園・小中学校の給食費に対する支援について御説明いたします。

現在、学校給食については、子育て世代の経済的な負担軽減を目的に、第3子以降学校給食費無償化補助事業、米飯給食炊飯業務補助及び幼稚園副食費無償化補助等により継続的に支援を行っております。

また、今定例会に物価高騰対応生活者支援事業として高騰した食材費の増加分を、保護者が負担することがないように、学校給食費食材支援として220万円、また本年9月から令和6年3月までの7か月分の給食費について、児童生徒及び園児一人につき月額1,200円を支援する給食費支援金として2,578万円の補正予算を上程しており、今後も保護者の負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

次に、保育園の副食費に関して御説明いたします。

学校給食費同様、食材費が高騰する中、内閣府は、令和5年度の保育所運営に係る公定価格を見直し、副食費に相当する単価について、園児1人に付き月額4,500円を4,700円に増額改定を行いました。この改定に従い、本市でもほとんどの保育所が今年4月分から、副食費をこれまでの4,500円から4,700円に値上げされ、保護者の負担が増加しております。

これに伴い、本市が実施しております18歳未満の子どもが3人以上いる世帯で、そのうち第3子以降の保育所等副食費給付の支援において、市負担額を、園児1人に付き月額4,500円から4,700円に拡充し、保護者の負担軽減を図ることとしております。

さらに、今年度も昨年度同様に、物価高騰の影響を受ける子育て世帯の負担軽減を目的とした副食費の支援を行うこととしております。支援の内容は、本市から教育・保育給付認定又は施設等利用給付認定を受けて、保育園、認定こども園及び市外の幼稚園に通う3歳以上の園児の副食費の負担が発生する保護者を対象に、本年9月から来年3月までの7か月において、園児1人に付き月額1,200円を補助したいと考えております。よって、今年度保

護者が負担する副食費は、9月分からひと月当たり園児1人に付き3,500円になる予定です。

なお、これらの副食費支援に係る補正予算につきましては、今定例会に上程させていただいておまして、一部の財源については、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することとしております。

最後に、介護施設等への支援としましては、令和4年度に、物価高騰対策支援金を交付しています。これは、物価高騰の影響を受けている市内の高齢者施設及び介護サービス事業所に対して財政支援を行うもので、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源としています。

支援金の内容につきましては、光熱費、食材費、燃料費等の価格上昇分に対し、事業所の定員や規模に応じて1事業所当たり8万円から182万円の支援金を交付するもので、申請がありました16法人、対象46事業所に対して、総額1,045万円の支援金の交付を行っています。食費の負担基準額が定められているため、食材費等の価格高騰分を利用者へ転嫁できない介護保険施設においては、安定的運営の一助となったものと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 幼稚園、小中学校の給食支援として9月から来年3月までの7か月間、月額1,200円の支援を行い、保育園の副食費についても月額1,200円を7か月間支援するとのこと、これは保護者負担の軽減につながり、大変良いと思います。また介護施設等も入所者の食材費の支援については、前年度1事業所当たり8万円から182万円の支援をしており、今回は対象としていないということですが、今後、支援を考えていただきますようお願いを申し上げます。

次に、電気・ガス代など、事業者や家庭に大きな負担となり生活を圧迫している問題について質問をいたします。これまで電気や都市ガスなどについては、事業者や家庭に対し財政支援の対策が取られましたが、プロパンガスを使用する家庭は支援がありませんでした。今回県が支援するとのことですが、1家庭当たりどのくらい支援をされるのか。また、商品券事業を行うとしているが内容はどうなっているのか、経済部長に答弁をお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 経済部長、加藤敬一郎君。

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

エネルギー価格の高騰につきましては、総務省が令和5年5月19日に発表しました2020年を基準とした消費者物価指数の統計資料によりますと、電気代指数は2021年5月頃から、また、ガソリン指数は、2021年3月頃から上昇傾向が始まっております。

エネルギーや生鮮食品を含めた総合指数では、2022年2月頃から上昇傾向にあり、2

023年4月では、2020年を100とした場合105.1となっております。

エネルギー価格の上昇だけが原因ではないと思われませんが、家庭の消費支出は増加しているものと考えられ、収入が増加しない限り、物価高騰は家計に大きな影響を与え、負担が大きくなっている状況が続いていくものと考えられます。

このような状況の中、本市では、令和4年度に中小企業向けとして、運送業者等に、車両の大きさに比例して給付金を給付する宇土市運送事業者等燃料費支援給付金、タクシー事業者には、住民の生活に必要な公共交通の維持を目的として公共交通緊急支援金を給付しております。また、市民向けとして家計応援商品券事業を実施し支援してまいりました。

今年度につきましても、国から措置される地方創生臨時交付金を活用し、エネルギー価格高騰対策として、商品券事業、LPガス使用世帯支援事業を実施したいと考えており、本定例会において、補正予算を上程しております。

具体的に申しますと、商品券事業は、令和5年7月1日付け住民基本台帳に登録されている市民一人当たり5千円を、世帯主に対し、世帯全員分をまとめて配布するものです。また、LPガス使用世帯支援事業は、熊本県LPガス協会が実施する1世帯当たり上限6千円の支援金給付事業に対し、補助金を交付する予定としております。

エネルギー価格・物価高騰に直面する市民の方々の負担軽減につながるるとともに、市内事業所で商品券が流通することによる経済効果も期待できるものと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 商品券は市民一人当たり5千円を全市民に配布するとのことですが、負担軽減につながり、市内の商店で消費され活性化につながり、経済効果も大変大きいと思います。

次に、不適切な保育問題について質問いたします。不適切な保育ということが全国で大きな社会問題になっております。これを受け、こども家庭庁は虐待を含めた問題のある保育施設に関し、昨年4月から12月まで全国で調査を行い、914件が確認されたと発表しております。不適切な保育の背景として、保育士の不足に加え、コロナ対応など業務負担の増加などが明らかになっております。子ども一人一人が良質な発達を保障していくことが大切だと思います。問題を未然に防ぐなど、市の対策を健康福祉部長に答弁をお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

全国の保育施設で園児への暴行や虐待といった不適切な保育が相次いだことを受けて、昨年12月末に厚生労働省による全国調査が行われました。これを踏まえ、市内保育園についても調査を行った結果、昨年4月1日から12月31日までの期間において、虐待等の不適

切な保育事案は発生していないとの報告を受けております。

また、こども家庭庁からの特定教育・保育施設等における事故の報告等において、報告の対象として示されている死亡事故や治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等の発生についても、ここ数年間、市内保育園からの報告はあっておりません。

保育園などの児童福祉施設につきましては、熊本県が実施する児童福祉行政・保育所等指導監査の対象施設となっており、3年に1度の実地定例監査及び毎年行う実地簡易監査が行われております。本市においても、県と共同で保育園の監査を実施し、職員の適正配置や職員の教育研修の参加状況、園児への指導計画、保育園児童保育要録、苦情対応の状況等の確認を行い、不適切な保育等が行われていないか確認を行っております。

また、県の保育園指導監査の対象でない小規模保育所につきましては、市による監査を同様に実施しているところです。

虐待等の不適切な保育が疑われる事案が発生した場合の対応につきましては、情報を把握次第、直ちに保育園に訪問し、園長や対応した保育士に聞き取り調査を行うとともに、被害を受けたと思われる園児及び保護者へ状況を聞き取り、適正な対応を行うこととしております。

しかし、現時点においては、緊急性等の判断基準等を明確に定めておりませんので、国や県等の状況を踏まえ、市の基準を定めていきたいと考えております。

また、事故等に対する対策としましては、昨年9月に静岡県牧之原市において発生しました、認定こども園の送迎用バスに置き去りにされた園児が亡くなるという大変痛ましい事案が発生したことを受け、通園等を目的とした送迎バス等に対する安全装置の装備が義務づけられております。

本市におきましては、1園が通園等を目的とした送迎バスを所有されていることから、安全装置の装備に係る補助金を今年度当初予算に計上し、早急な整備をお願いしているところです。

また、遊具等におけるけが等も発生していることから保育園に対し、遊具等の安全点検を再度実施するように依頼し、事故等が発生しないよう周知を行っているところです。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 市内の保育施設では、不適切な保育、事故等は起きていないとのことであり、各保育園で努力されていると思います。しかし、問題が起きる背景には保育士の不足、業務の過重負担などを解決しなければ、どこでも起きる可能性があると思います。保育士の過重負担を解決するためには、保育士の配置基準の見直しと処遇改善が必要であります。保育士の配置基準は、4歳・5歳児で30人に保育士1人とされ、1948年より75

年間変わっておりません。保育士を増やし、給料を大幅に上げるなど改善しなければ、保育士の確保はできません。こうした点での市の考え、対策を健康福祉部長に答弁をお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

現在の保育士の配置基準につきましては、昭和23年に示されました厚生労働省令児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条の規定において、「乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、保育所1につき2人を下ることはできない。」とされております。

配置基準につきましては、今年13日に閣議決定されましたこども未来戦略方針において、保育の質向上や保育士の負担軽減につなげる狙いから、1歳児は子ども5人に保育士1人、4・5歳児は子ども25人に保育士1人とする配置基準の見直しが検討されており、保育士を増員した場合は国の給付金を手厚くすることが示されているところです。

次に、保育士の賃金改善などによる保育士の確保についてですが、現在の保育士の処遇改善は、国の公定価格である処遇改善加算に準じており、本市独自で保育士の処遇改善に向けた取組は行っておりません。しかし、保育士の処遇を改善し、保育士の確保や離職の防止を図り、待機児童の解消等に努めていく必要があると考えております。

その一つとして、本市では予備保育士確保促進事業に取り組んでおります。この事業は、保育園に対し、年度当初から児童数に係る保育士の配置基準を超えて、新たに保育士を1人又は2人配置した場合に、その人件費を助成し、保育の受け皿を確保することにより、年度途中に入所を希望する園児を待機させることなく受け入れるための事業です。県からの2分の1補助を活用して実施しており、昨年度は、市内保育園15園中10園が実施されました。

さらに、今年度は、保育補助者雇上強化事業及び保育体制強化事業を実施することとしております。これらの事業は、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用や、保育に係る周辺業務を行う保育支援者を配置した場合などに補助を行うものでございます。

また、先ほど申し上げました国の公定価格に加算される処遇改善加算につきましては、直接保育士に支給されるものではなく、市が保育園に対し給付費として交付し、保育園から保育士に対し配分を行っておりますので、市では毎年、各保育園から賃金台帳などを提出してもらい、賃金改善分などが適切に支払われているか確認を行っております。

全国的に保育士のなり手不足も深刻な問題となっており、市内保育園においても保育士の確保に大変苦慮されている状況にあります。本市としましても、全国の自治体における独自の取組等を参考に、市内保育園で働きたいと希望する保育士を増やす取組を検討していき

いと考えております。

さらに、保育士にとって働きやすい職場環境づくりのために、今回、閣議決定された方針の配置基準及び処遇改善が早期に実践されるよう、強く国へ要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 答弁されたとおり、6月に政府が策定したこども未来戦略方針において、保育士の配置基準の改善と処遇改善を行うことを検討すると明記いたしました。この方針を確実に実行させるためにも、国に対して現場から改善を求める声を是非伝えていただきたいと、このことを強くお願いをしておきます。

次に、教員の業務改善について質問いたします。文科省は4月28日に、2022年度の公立学校の勤務実態調査の結果を発表いたしました。それによりますと、1か月当たりの時間外勤務、残業は、中学校が77%、小学校で64%が、文科省が定めた月45時間の上限に達しており、長時間労働が常態化していることが明らかになっております。6年前の調査に比べ、在校時間が減ったと言われておりますが、平日1日当たりの在校時間は、小学校で10時間45分、中学校で11時間1分となっております。小学校で職員の勤務時間7時間45分引くと、平均2時間55分が時間外労働となっております。また、中学校では1週間の勤務時間が週60時間を超える、過労死ラインを超える人が36%に上っております。働き方改革の成果が出ておりません。市の実態とそれに伴う教育委員会の対応はどうなっているのか、教育部長に答弁をお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君。

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

文部科学省から令和5年4月28日付けで教員勤務実態調査（令和4年度）の集計（速報値）結果が発表されました。

この調査は、教員の勤務実態や働き方改革の進捗状況等を把握・分析することを目的として、フルタイムの常勤職員である校長、副校長、教頭、教諭を対象に実施されたものです。

結果によると、平成28年度の前回調査と比較して、平日・土日ともに、全ての職種において学校に在籍している時間、いわゆる在校等時間は減少しているものの、依然として多くの教員が長時間勤務をしている状況にあります。

なお、この調査は、国が抽出した小中学校からインターネットを介して直接国へ回答する仕組みになっておりますので、本市の小中学校の情報を市は把握しておりません。

本市においては、教員の超過勤務の実態把握としまして、毎年県に報告する市立小中学校のフルタイムの県費教職員を対象とした超過勤務者数報告を取りまとめているので、そ

の内容について申し上げますと、超過勤務者数（４５時間以上８０時間未満）の推移では、小学校が令和元年度３９７人から令和４年度１９１人と減少しているものの、中学校は７６人から１２２人と増加しております。

超過勤務となった主な理由としましては、小学校では、教材研究等や教育関連の諸調査等の事務処理等が挙げられ、中学校では、これらに加え部活動も大きな割合を占めております。

本市としましては、これまで働き方改革プロジェクトチームを教育委員会と学校の合同により立ち上げ、通知表も年３回から２回に変更したほか、校務支援システムを導入するなど、教員の負担軽減に努めてまいりました。

また、本年度からは、中学校の休日部活動の地域移行に向けて検討を進めることとしておりますので、中学校教員の更なる負担軽減が図られるものと考えております。

今後も、引き続き、教員の超過勤務の軽減を図るため、ＩＣＴ等も活用した業務改善支援や学校業務の精査、精選に努め、学校の働きやすい職場環境整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○１８番（福田慧一君） 超過勤務の状況は少しは減少しているとのことではありますが、基本的には改善されておられません。これは、給与の実態が教職員給与特別措置法によって４％の調整額が上乗せ支給されることで、どれだけ長時間働き、残業しても残業として扱われない、労働基準法の残業手当の条項の規定が適用されないところに、長時間労働が改善されない原因があると思います。教員給与特別措置法を廃止し、残業手当を支給するなど改善すべきと国に強く求めていくべきだと思いますが、教育委員会の考えを教育部長に答弁をお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君。

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

先ほどの答弁で申し上げました文部科学省から公表された、教員勤務実態調査や教師不足に関する実態調査を受け、国においては、この度、教員の給与をはじめとする処遇改善策が、政府の骨太方針案に盛り込まれました。

現行の教員の給与については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法により、休日勤務手当や時間外勤務手当などを支給しない代わりに、給料月額４％を教職調整額として支給することを定めています。

今回の政府の骨太方針案では、国を挙げての本格的な教員の処遇改善や人材確保に向けた取組の推進を図るため、現行の教職調整額や手当の見直しなどの処遇改善が明記されたものの具体的な数値の明記は見送られております。

しかしながら、市教育委員会としましては、教職調整額等を見直しだけでは、長時間勤務

の解決につながるか、また、人材確保につながるか疑問を持つところであります。そのため、勤務実態に応じた手当の支給など教員の働き方を抜本的に変えるよう、国や県に対しあらゆる機会を通じて要望してまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 教員給与特別措置法を廃止をし、勤務実態に即したものにしていけないと長時間勤務の問題は解決しないと思います。

次に、新学期が始まる4月時点で、小中学校の通常学級、特別支援学校あるいは学級で全国で2,000名以上の教師が不足し、なかなか改善されておられません。宇土市において4月時点での通常学級、特別支援学級での不足数はどうなっているのか、年度途中でも産休や退職があり、教師が不足する傾向があると言われておりますが、教育委員会としての対応、対策について、教育長に答弁をお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育長、太田耕幸君。

○教育長（太田耕幸君） 御質問にお答えします。

令和4年6月議会で答弁しましたとおり、文部科学省が行った教師不足に関する実態調査によりますと、令和3年度始業日時点の小中学校の教師不足人数は、全国で合計2,086人であるとの結果が公表されております。

本市における教員の不足状況について申し上げますと、令和4年度末時点において4人の不足が生じており、令和5年度6月現在では3人が不足しております。

文部科学省では、教員が不足する背景として、産前産後休暇・育児休業、病気休暇者の増加、特別支援学級数の増加による必要教師数の増加等が要因として挙げられるとしております。加えて、教員の勤務環境に対する風評による忌避も、なり手不足の要因の一つとなっております。

このようなことを受け、本市においては、これまで教員が働きやすい環境を整備し、教員の魅力向上に努めてまいりました。特に、特別支援学級等に対する支援として複数の教員で指導できるよう、市独自に令和4年度及び令和5年度において、それぞれ教員資格を有する支援員を5人増員するなど、本年4月1日時点で38人の支援員を配置し、学校教育体制の充実を図っております。

また、この市独自の支援員の配置につきましては、今月、県市長会を通じて公立小中学校の運営に必要な教職員確保等に対する要望として、人材確保や財政的支援を行うよう国・県に対し強く要望をしているところでございます。

本市としましては、今後も引き続き、教員の働き方改革を推進し、特別支援学級等への複数指導体制の更なる充実を図るとともに、確実な欠員補充及び効果的な欠員対策の実施につ

いて国や県に対し要望してまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 教員不足で一番影響を受けるのは、学校と児童生徒だと思いますし、答弁のとおり、取組を続けていただきたいと思います。

次に、潤川の河川工事について質問いたします。県の管理河川であります潤川は、県が下流から川幅を広げ、堤防をかさ上げ強化するなど工事が進められ、現在中橋地区の下流で川を東側に移し、川幅を大きく広げるなど大規模な工事が進められております。現在の工事の進捗状況と今後の改修計画について、建設部長にお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 建設部長、草野一人君。

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

潤川は、これまで河川断面の不足と併せ、降雨時と満潮時が重なることで、道路の冠水や宅地の浸水等が発生しております。

そこで、周辺住民の生命と財産を守る目的で、河川管理者である熊本県において、昭和60年度から下流浜戸川合流点から上流へ順次河川改修を進められており、宇土市工区については、平成24年度から着手されております。

改修状況について、熊本県に確認したところ、潤川の宇土市工区については、県道宇土甲佐線から花園池までの約3.4キロメートルのうち、国道3号松橋バイパスまでの約1キロメートルを重点区間とし、現在、県道宇土甲佐線から上流へ約400メートルについてショートカットする河川バイパス区間を集中的に整備しているとのことでした。

バイパス区間の工事概要としましては、湾曲する河川のショートカットと併せて、不足する河川断面を確保するもので、平成28年度末から河川本体工事に着手されており、護岸や樋門、橋梁などの工事が進められています。

バイパス区間の約400メートルは、令和7年度の整備完了を目指し整備が進められており、そのほか、バイパス区間上流部から中橋1号橋付近までについては、現在、設計等が進められているところです。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 中橋地区の工事が完成すれば、これまで毎年のように道路や宅地が冠水・浸水して通勤・通学に支障を来しておりましたが、こうした問題が解決するのかお聞きします。また、中橋地区の改修工事では、中橋の入り口のほうで曾畑川が本流に合流しておりますが、今回の工事では斜めにY字型に合流しているのを直角に合流するように切り替え、合流からの逆流を防ぐとの理由でゲートが作られ、潤川の水位が高くなれば、ゲートが

自動的に閉まるようになっております。大雨が降らないときには問題はないと思いますが、大雨による増水と満潮が重なり、雨が長時間降れば、曾畑川や用水路から増水した水が中橋地区に流れ込み、堤防を越え、道路や宅地が冠水し、北東側の富合町の集落など冠水し、被害が広がるのではないかと住民の皆さん方は大変不安を訴えております。国土交通省は、西日本豪雨被害などから、本流・支流を担当する自治体が洪水に備え、情報を共有し、本流・支流一体で対応するように指導しております。こうした点を踏まえ被害を食い止める対策はどうか、建設部長に答弁をお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 建設部長、草野一人君。

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

まず、今回の河川改修で、中橋や岩熊区などの冠水・浸水被害は解消されるのかについてですが、先ほど答弁しましたとおり、現在、潤川のショートカットと併せて、河川断面を確保するための工事が行われており、潤川の流下能力は大きく高まります。しかし、潤川は潮位の影響を受ける感潮河川であり、大雨出水時の水位が高いため、この改修によって、冠水・浸水被害は現状より改善はされるものの、完全には解消しない状況です。

次に、曾畑川との合流部について、現在、設計を進めている熊本県に確認を行いました。

まず、潤川に曾畑川が直角に取り付くことについてですが、現況の曾畑川との合流部については、議員御指摘のとおり、潤川の流れに対し、斜めに流れ込んでいますが、今回の河川計画では、河川構造物設計の基準や手引きに基づき、潤川の法線に対し曾畑川樋門を直角に取り付けているとのことです。

次に、フラップゲートの設置についてですが、潤川は曾畑川に比べ河川の規模が大きく、大雨出水時の水位が高くなることや感潮河川でもあることから、潤川から曾畑川への河川水の流入（逆流）を防止するため、フラップゲートを設置する計画となっているとのことです。

このフラップゲートが閉まっている間は、潤川に排水はできないこととなりますが、潤川から曾畑川への流入（逆流）を防止できる分、浸水被害の軽減が図られることとなります。

市としましては、現在進められている県の改修状況や大雨出水時の河川状況等を見ながら、必要に応じ対応を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 住民の方は、河川改修によって冠水・浸水被害がなくなるのではないかとおっしゃられるのに、被害は軽減されるが解消されないということであり、その上ゲートが閉め切られることによって被害が拡大するのではないかと、このような不安を持っておられます。被害を解消する工事を進めていただくよう強くお願いを申し上げておきます。

次に、中流域の開発計画を反映した改修計画と排水対策について質問いたします。市は、行政主導でウキウキロードの南側や北側を農地転用し、工業用地にする大規模な開発が予定されております。これまでは、この辺の農地は潤川が増水し堤防を越えた水が農地に流れ込み、農地が広く冠水をし、下流の冠水被害などを軽減する大きな役割を果たしておりました。しかし、開発に伴い、埋め立て面積に対応した調整池は確保されると思いますが、潤川の改修で堤防のかさ上げなどによって、増水した上流からの水は潤川に流れ込み水量が増え、下流の中橋地区など被害が出るのではないかと心配されております。被害を食い止める改修計画にすべきと思いますが、市長の考えをお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

潤川改修事業の実施主体は熊本県でございますので、熊本県のほうに確認をしております。河川の整備計画は当時の流域内の土地利用状況や開発状況、都市計画用途を踏まえた上で作成されているということでございます。したがって、計画作成後の新たな開発計画や近年の異常気象に伴う集中豪雨等を考慮したものとはなっておりません。

しかしながら、都市計画区域内の開発については、3千平方メートル以上は都市計画法に基づき、熊本県から開発許可を得る必要があります。5千平方メートル以上においては、雨水の流出抑制のため調整池の設置が求められております。このほか、本市では1千平方メートル以上の開発については、宇土市人為による災害の防止等に関する条例に基づきまして、土地利用計画等を定めた上で市との協議を義務づけており、その中で、浸透枴の設置を求めるなど、雨水の流出抑制に努めているところでございます。土地の開発で申し上げますと、宇土シティの前辺りは潤川ではなくて船場川の水系になると思いますし、そこは流域ごとに考える必要があると思っております。

その中で、先ほど議員からも御指摘がありました行政主導による土地開発、私がマニフェストに掲げているものでございますが、これに関しては、本市の将来にとって非常に重要なものだと考えております。しかしながら、市民の生命・財産を守るということは、市長としての重要な責務でもございます。

潤川流域に関しましては、中橋や岩熊区などの浸水対策は、市としても大きな課題であります。県による潤川の河川改修が進めば、浸水の状況はこれまでより改善される見込みであり、今後、土地開発を進めていくに当たっては、潤川の浸水対策への影響、これは船場川も同様でございますけれども、それを最小限に抑えることができるように、熊本県とも連携を密にして、治水対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 開発に伴い、潤川の水位が上昇し、中橋地区の冠水・浸水被害は軽減されるどころか拡大するのではないかと、住民の方々は不安を持っております。県とも十分に協議をし、冠水・浸水による被害解消に取り組んでいただきたい、このことを強くお願いをいたしまして、この問題につきましては、今後状況を見ながら取り上げていくことを述べ、今回の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。11時半から再開いたします。

-----○-----

午前11時25分休憩

午前11時31分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

1番、土黒功司君。

○1番（土黒功司君） 改めまして、こんにちは。本議会の最後の一般質問となります、会派、風の土黒功司でございます。宇土市にですね、新しい風を起こせればと思っておりますので、今日は一般質問の時間を取っていただきありがとうございます。一生懸命質問させていただきます。市長、教育長、執行部の皆様方にも真摯なる回答をお願いいたします。それでは質問に移らせていただきます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君。

○1番（土黒功司君） まずですね、今回新庁舎になりまして、私、この新しい議場においても初めての質問となります。今回ですね、資料のほうにもこの宇土市新庁舎の写真を資料として使わせていただきました。熊本地震被災してからこういった本当に素敵な庁舎、そして議場を造っていただきましてありがとうございます。

そこで、今回はですね、まず宇土市新庁舎の利活用について御質問させていただきます。新庁舎の当初の建設予算、最終的な建設費等についてお伺いできればと思っております。企画財政部長よろしく願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 企画財政部長、光井正吾君。

○企画財政部長（光井正吾君） 御質問にお答えいたします。

庁舎建設事業につきましては、令和2年度から令和5年度まで総額約49億円の継続費を設定しております。このうち、機械設備及び電気設備を含む庁舎建設工事に係る予算は、約40億7,000万円となっております。

この予算を基に入札を行った結果、約35億円で落札されました。その後、資材高騰や工

事施工段階における仕様の変更のため、約1億円の増額変更契約を行い、最終的な契約金額は約36億円となりました。

主な変更内容としましては、想定よりも地盤が軟弱であったため、地盤改良を行ったことや防災拠点としての仕様変更を行っております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君。

○1番（土黒功司君） こんな大規模な建設工事ということで、なかなか切り分けが難しかったと思いますけれども、こういった詳細な金額の御提示ありがとうございます。総額49億円の当初の予算に対しまして、35億円で落札ということで、事業者さんにとっても本当に素晴らしい入札、そして今回の社会情勢におきましても物価高騰等ありながらですね、プラス1億円で工事を終わられたということで、執行部の方々、本当に御尽力されたと思います。心より感謝いたします。そんな中で、私一番今回新庁舎に対しまして思いを抱いているところが、「利用しやすく親しみを感じる庁舎」というメッセージでございます。今回元松市長もおっしゃっております、熊本地震からの災害復興のシンボル、単に建物を造り直すだけではなくて新しい市民の寄り添う形、宇土からのメッセージという形で私も受け取っております。そういった中で、まずページのほう、2ページを見ていただきたいのですが、こちら2019年6月2日、宇土市新庁舎建設基本設計業務ということで公開されています図を持ち出させていただきました。こちら入り口のところに市民交流スペース、こちらが実際に実現されているんですけども、私が気になったところは、売店とATMのところ、こちらも当初は企画されているんですけども、なくなっております。こちらの仕様変更の理由、また市民交流スペース、キッズスペースの現在の供用開始から1か月の利用状況をお伺いできればと思います。併せまして、企画財政部長よろしく願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 企画財政部長、光井正吾君。

○企画財政部長（光井正吾君） 御質問にお答えいたします。

ATMの設置につきましては、市民の利便性向上のため各金融機関と設置の協議を行ってまいりました。しかし、国がインターネットバンキングやICカードを推進していることや、多くのコンビニエンスストアにATMが設置されていることから、金融機関としては、新規ATM設置は大型ショッピングセンターなどに限って設置しているため、新庁舎へのATM設置は困難という見解が示されました。

売店につきましては、旧庁舎と同規模の売店を設置する計画で公募を行ったところですが、採算が合わないということで応募がございませんでした。その後、コンビニ大手4社に無人コンビニの設置などについて協議を行ってまいりましたが、こちらも採算が合わないということで設置することができませんでした。そのため、現時点では、震災ミ

ミュージアムの常設展示スペースとして活用をしているところです。

市民交流スペースにつきましては、市民の皆さんの交流や市民活動の推進を図るため、待ち合わせや打ち合わせ等、市民の方が気軽に集える場所として利用いただける場所として設置しております。

キッズコーナーは、来庁者の利便性向上を目的として設置しており、市役所での手続の際に御利用いただいております。

開放時間は、平日は午前8時30分から午後8時まで、休日は午前8時30分から午後6時までで、いつでも気軽に御利用いただけるように予約は不要としております。供用開始後1か月の時間外及び土日の利用者は15名程度と、残念ながらまだ少ない状況ではあります。

ATMや売店を設置することができず、市民に御不便を感じさせてしまう形となってしまいましたけれども、今後、市民交流スペースやキッズコーナーも含めて、庁舎を利用された方からの御意見を積極的に取り入れるとともに、議員の皆様や職員からの意見や要望も取り入れて、利用しやすく親しみを感じる庁舎を作り上げていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君。

○1番（土黒功司君） 利用促進に関して、本当に心強い力のこもった御答弁ありがとうございます。ATM設置に関しましては、旧庁舎にはあったということで市民の方々から声も大きかったと思いますが、あの頃と違ってコンビニも普及しましたし、今ではスマートフォンを使ったインターネットバンキング等も普及しておりますので、そういった意味では、この時代背景からも致し方なかったのかなというふうに思います。ただ、私としてはこの売店機能、これは採算性というよりも、やはり宇土市役所というのは宇土市の窓口であり、たくさんの方が訪れるいい建物だと思っております。単純に販売するというだけではなくてですね、宇土市の名産品を示したりだったりとか、宇土市のいい場所を伝える場所であったりとかといったような、売店プラス新しい機能が持たせられると思っております。是非ともですね、この市民交流スペース、本当にこちらすばらしい空間を準備されておりますので、是非とも建築費が浮いたというか、抑えられている費用を使ってですね、是非ともこの市民交流スペースを使って、本当に人が集まってくる場所、人がそこに居座ってそこで話をしたい場所、そして宇土を知れる場所というような形でですね、是非ともこの市民交流スペースの活用のほうを強く改善等、行っていただければというふうに思います。

本件に関して最後の質問になります。新庁舎建設に対して、熊本地震で被災したことから国からの補助金があったというふうにお伺いしております。実際の償還額や交付税措置額、負担額はどうか。そして今後の財政的など、そういったところについてもお伺いで

できればと思います。企画財政部長よろしく願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 企画財政部長、光井正吾君。

○企画財政部長（光井正吾君） 御質問にお答えいたします。

まず、庁舎建設工事費の償還額につきましては、最終的な契約額となる約36億円に対し、充当率100%の単独災害復旧事業債を借り入れる予定としております。その償還は、令和4年度から本格化し、令和18年度まで15年間償還が続く予定です。

この単独災害復旧事業債は、その年の元利償還金の47.5%から85.5%が基準財政需要額に算入され、普通交付税として措置されることになっております。算入率は、その年の財政力により変動しますので一定ではありませんけれども、おおむね85.5%の算入率を見込んでおります。

この85.5%の算入率で計算してみると、約36億円の借入に対し、約30億円が普通交付税により措置され、実際の負担額は約6億円となる見込みになります。

財政的な面から見ますと、熊本地震で庁舎が被災し、単独災害復旧事業債を活用できたため、庁舎建設に関しましては市の負担は大幅に削減されました。しかし、熊本地震においては、小中学校や公民館、道路など他の公共施設も大きな被害を受けております。そのほか、地震で生じた大量のごみの処理費用や被災者への各種支援など、復旧・復興には庁舎建設以外にも相当の負担が生じております。また、庁舎建設関連につきましても、備品など単独災害復旧事業債の対象外のものや今後予定している駐車場及び周辺道路の整備などは、基金や一般財源で対応する必要があります。

さらに、今後の新庁舎の維持管理経費につきましても、令和5年度では約1億円を計上しており、昨今の物価高騰の影響などの視点で考えると、さらに上昇することが見込まれます。

これらのことから、庁舎建設の負担が減ったからといって単純に財政に余裕ができていくというのは考えにくい状況にあります。

ただし、今後は、これまでの復旧・復興優先の事業ではなく、「復興から発展へ 未来へ “輝くふるさと” 宇土」の実現のために必要な事業を着実に実施していく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君。

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございます。今回、勝手にですね、御答弁いただいたところからこういう表にまとめさせていただきました。当初の予算40.7億円に対して、最終的な自主財源は6億円で済んでいる、普通交付税が最大の85.5%の場合なのですが、非常にすばらしいこの財政的に頑張れたということだと思っております。御答弁にありましたとおり、ほかの部分の災害復旧事業費であったりとか、もろもろの維持費、もち

ろんそういったところでお金がかかってくるというのは十分承知しております。ただ、本日御答弁があったように、プライマリーバランスであったりとか財政調整基金の部分も大分あると思います。またそういったところを活用して、先ほどの繰り返しになりますけれども、宇土市民のため、宇土のため、そして子どものために未来への投資として、是非ともこういったところで抑えられた財源を、次の投資に向かって活用していただければというふうに思っております。よろしく願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。続きまして、子どもたちの安心・安全な通学確保に関してです。私も子どもが小学校にいるものですから、担当の日には月に2度ほど通学路の交通安全の旗振りに立っております。蛍光のビブスで旗振りだったりとかをすると、車の通りも旗振りの人が立っていることで、全然車の運転も変わってきます。そういった中で、市民の方から、一番最初は宇土高周辺の交差点に立っている人がいなくなって、非常に危険な交差点があるからちょっと見てくれないかというお声があって、平日に見に行きました。少し雨が降っていたんですけども、あそこは宇土高校周辺、宇土小学校、あの部分を少し回ったんですけども、やはり自転車、車、子どもたちが非常に多い状況になっておりました。本来ですね、議員の中にもたくさんボランティアで交通誘導等でお手伝いをされている方もいるんですけども、ああいう交通誘導を配置すべき場所がたくさんあるのではないかというふうに思いました。そこで、そういった中でまず質問なんですけれども、現在、宇土市として市内小中学校の登下校ルート of 危険箇所について、学校などと連携されどのように把握され、どういった形で活用をされているかという現状をお伺いできればと思います。教育部長よろしく願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君。

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

本市では、通学路の安全確保に向けた取組を行うことを目的に、関係機関の連携体制のもと、宇土市通学路安全プログラムを策定しております。

同プログラムにおいて、市内小中学校の通学路における交通及び防犯の観点から、各小中学校を通じて、危険箇所を洗い出していただき、市教育委員会で取りまとめております。そして、年に1度、小中学校ごとに、教育委員会、学校、放課後児童クラブ関係者、PTA、道路管理者、警察、地域住民等が参加し、現地を確認する合同点検を実施しております。

また、合同点検の結果及び検討内容について、関係者が集まり通学路安全推進会議を開催し、情報共有を行っており、点検結果及び対策内容の結果については、本市ホームページ上で公表しております。

そのほか、地域住民等から個別に通学路の危険箇所の情報提供をいただいた際には、市で速やかに現地確認等を行い、警察など関係機関と連携し、危険箇所の解消に努めております。

これらの情報等につきましては、今後、宇土市通学路安全プログラム危険箇所一覧に盛り込むなど、関係機関との情報共有を図ってまいります。

そのような中、土黒議員の御指摘のとおり、現状では、宇土市通学路安全プログラム危険箇所を一覧表でまとめた内容となっており、地図上に落とし込んでおりません。

まずは、今年度から、各危険箇所について実際の箇所が分かりやすくなるよう、周辺地図や写真等を、ホームページで公表することに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君。

○1番（土黒功司君） マップをホームページ上での公開ということで、新たな取組への御答弁ありがとうございます。宇土市としても、今年度たしかGISの事業にも取り組まれていると思います。そんな中でこちらも少し御参考なのですけれども、こちらは熊本県警察の交通事故発生状況マップ、こちら画像になっているんですけれども、インターネット上で見ていただければ地図として見ることができます。こちらは少し小さくて見にくいんですけれども、宇土市の市街地の部分で、ズームしていきますと、実際にこれは過去何年かでしたかね、事故があった交差点をこういった形でぼちっとした形で表示されております。私が御提案したいのは、こちらはもう事故があった場所ではございますけれども、できれば宇土市として学校と連携して、交通誘導員が付けば安全度が上がるような場所をですね、こういった形で地図上にマッピングしていくことで、住民の方もですね、日常的に見ることができて、保護者も自分の子どもたちが通っている通学路の交差点は、こういった形になっているのかというのがより分かりやすいのではないかと思いますので、是非ともこういう地域住民、学校から上がってきた危険箇所をマップ化していただければというふうに思います。

続きまして、こういう交差点での交通誘導見守りボランティアについてお伺いさせていただきます。宇土市でも、子ども見守りボランティアということで、交差点の安全を守るボランティアを推進されているようですけれども、過去3年間のボランティア登録者数、実働者の推移についてお伺いできればと思います。引き続き、教育部長よろしくお願いたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君。

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

初めに、この子ども見守りボランティアは、令和元年の中口議員からの一般質問を契機に、「地域の子どもは地域で守る」の考え方に立ち、地域ぐるみで登下校時の通学路における本市の実態に応じた環境体制の構築のもと、令和2年度から取り組んでおります。

次に、市全体の過去3年間のボランティア登録者の推移としましては、令和3年が107人、令和4年が130人、令和5年が136人となっております。

令和3年から令和4年にかけて登録者数が大きく増加した理由としましては、令和3年1

0月に本市と熊本県宇城警察署及び第一生命保険株式会社熊本支社宇城営業オフィスの3者で、宇土市子ども見守り活動等に関する協定を締結し、第一生命の社員の皆様32名に登録いただいたことによるものです。

次に、令和5年のボランティア登録者数を校區別・団体別に申しますと、宇土小校区14人、花園小校区26人、走潟小校区8人、緑川小校区9人、網津小校区9人、網田小校区16人、宇土東小校区22人、それに協定を締結した第一生命32人を合わせまして、合計136人の方に登録いただいております。登録者数については、年間を通しての増減はありませんが、徐々に登録者数も増えてきております。

実働者数につきましては、本事業が「できる人が、できる時に、できることだけ」を合言葉に実施している事業でありますので、把握までは至っておりません。

今後も、本事業の更なる充実を図るために登録者の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君。

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございます。第一生命様もボランティアに加わられているということで、現在、今年で136名。地区別に見ると、私個人的に数字としてはまだまだ増えるような、増えていただきたいなということを率直に思います。そういった中で、宇土市としては、「できる人が、できる時に、できることだけ」というのが合言葉ということで、もちろんボランティアということで余り強く押し付けることはできないんですけども、できれば、こういった地域の見守りボランティアを市としても積極的に増やすような取組を行っていただきたいというふうに思っております。

そこで、今回見守りボランティアに対する交通誘導に対して、どういった基準でそういった場所を選ばれており、これからの活動推進に向けて取り組まれている施策、ボランティアのやりがいづくりのための事例や取組をお伺いできればと思います。また、危険箇所の道を改修するといったハード面の改修だけではなくて、子ども見守りボランティアによるそういったそれを増やすといった取組を、市として行われていることをお伺いできればと思います。教育部長よろしくお願いたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君。

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

子ども見守りボランティア事業では、夏休み期間に市内東部地区と西部地区で見守りボランティア講習会を開催し、通学路上の危険箇所や見守りボランティアの活動場所を記した地図を作成しています。そして、見守りボランティアと学校関係者でその地図を見ながら、登下校時の子どもたちの様子や通学路における新たな危険箇所などについて意見交換を行い、課題の発見や改善に努めているところです。ボランティアの皆さんは、子どもたちの笑顔を

楽しみに、日々の見守り活動に従事されていますが、さらにやりがいを感じてもらえるよう、子どもたちから見守りボランティアに感謝の気持ちを伝える方法などを関係機関と協議してまいります。

今後も引き続き、宇土市通学路安全プログラムに基づき、子ども見守りボランティアの方々とも情報を共有し、通学路の危険箇所の把握に努め、また、その危険箇所の情報をホームページ等で分かりやすく公表し、安全・安心な通学路の確保に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君。

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございます。やりがいづくりについて積極的に取り組んでいただけるということで心強いです。そういった中で、またこちらもちょうと参考資料になるんですけども、ちょうどこういった形で議題を上げさせていただいたときにですね、新聞記事を見ていたら、5ページになります。熊本市なんですけれども、「地域活動参加でポイント、熊本市アプリ開発」ということで、やはりやりがいづくりというのを本当にボランティアとしては一番大事なことなんですけども、今コロナ禍において、ボランティア活動がすごく縮小した中で、これから推進していく上で、熊本市もこういった形でポイントを付加するという形で取り組まれるのを開始されているようです。別ではですね、東京都八王子市も健康アプリと連動したボランティアポイントというのをされているという記事を見たことがあります。こういった形でポイントを付加するサービスというのは、今もはや高齢者の方へのスマホの普及にもつながりますし、こういったポイントの還元先を地域の事業者とすることで、地域経済の循環につながるというようなボランティアを推進することで、いろんな複合的なメリットも出るのではないかと思いますので、これも宇土市が取り組んでおられるデジタル田園都市構想事業の補助金を活用されてつくられているということですので、こちらも御検討いただければというふうに思います。ただ、一番大事なのはやはりやりがいだと思っています。こちらを市民の方に、こういったところのボランティアの数が減っているというのを御相談したところ、こちら読み聞かせに対するボランティアの声だったんですけども、読み聞かせで学校に行ってお話をすると、やはりコロナ禍で家にずっとひきこもっていた方が、外に出ていくきっかけが得られたと、出ていくだけではなくて、そこにまた子どもたちのつながりと地域のつながりが生まれたということで、本当に長い時間お話をされていかれたそうです。このアフターコロナの時代においてですね、こういった地域活動というのは受ける側もですけど、実はする側にとっても本当に地域の魅力として感じることだし、住民にとっても生きがいになると思いますので、是非こういった観点でですね、こういう地域見守りボランティアというのを、宇土市としても推進していただければなとい

うふうに思います。

最後になります。こちら人工知能の件、取り上げさせていただきました。本当に毎日、新聞を見ているんですけども、この人工知能、A Iという言葉を見ないぐらい、本当にこの数箇月はですね、いろんところで人工知能、人工知能という言葉が新聞に出てきております。まず、そういった中で、今、宇土市のデジタルツールを活用した事務効率化の現状と今後について、こちらは企画財政部長のほうにお伺いできればと思います。よろしくお願いたします。

○議長（藤井慶峰君） 企画財政部長、光井正吾君。

○企画財政部長（光井正吾君） 御質問にお答えいたします。

まず、答弁に先立ちまして、デジタルツールに関しまして専門用語が多くなってしまいましたことを御了承ください。

デジタル技術やデータを活用し、業務効率化や行政サービスの改善を進めながら、住民の利便性向上を目指す自治体D Xの取組では、国が示す重点目標6項目のうち、業務効率化に関する主な項目として、行政手続のオンライン化、A I・R P Aの利用推進があり、本市においては昨年度、A I議事録を導入し、会議録の文字起こしの自動化により議事録作成の時間短縮につなげております。また、今年度は、電話での問い合わせや窓口の案内の負担軽減のため、事前に利用者の方が手続を把握できる手続ガイドの導入と、併せてオンライン申請を導入することで、郵便請求での負担軽減や紙からの入力を減らすなどの業務効率化が見込まれております。なお、R P Aについても導入を予定しており、単純作業の自動化を図ることにより効率化をさらに図ってまいります。

次に、第9次宇土市行財政改革大綱に掲げております事項として電子決裁・電子文書管理の推進、ペーパーレス・W E B会議、A I議事録の推進があります。電子決裁・電子文書管理の導入に向けては、現在、先進地の状況の把握や事務の流れの検証を行っているところです。ペーパーレス・W E B会議については、新庁舎での無線L A Nの整備や大型表示器の配備、専用端末等を用意し、環境整備から徐々に進めております。また、昨年度はグループウェアを導入し、情報共有の円滑化やコミュニケーションの活性化により業務効率化が図られているところです。

なお、技術については進歩していますが、ツール等の導入のみでは業務改善につながらないため、市民の皆様の利便性向上を第一に考え、現在の業務で無駄がないかなど、業務フロー等の見直しも必要なため、今後もデジタルツールを活用した業務効率化を横断的な取組として推進してまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君。

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございます。ちょっと先ほど一つ申し忘れたのですが、今回人工知能について取り上げる件に関しては、もう1人中野議員のほうも質問事項として上げられていたのですけれども、調整の結果、私のほうで質問させていただいております。すみません、途中で挟みました。

今回、宇土市のほうでデジタルツールの積極的な活用がされているということで、本当に大きく期待をしているところでございます。ちなみにこちらは、もしかするとガイドラインに抵触するのかもしれないのですけれども、先ほどデジタルツールに関して専門用語が多くなっていくということで、こういうデジタル関係のお話というのはやはり横文字が多くなっていくので、なかなか理解が難しいかなと思います。そこで、今回、後ろの傍聴の方は見えなくて申し訳ないのですが、タブレットを見ていただければ6ページに、こちら黒い枠のところは人工知能が出力した文章になっております。こちらはですね、先ほどいただいた御答弁、横文字が多かったので、もう少し簡単に分かりやすい形で出力してくれないかみたいな命令を送って出していた文章になります。この文章に関してどう受け取られるかというのは、なかなか人それぞれだと思うのですけれども、こういう文章もですね、難易度とか言葉の使い方というのも変換してくれたりとか、本当に使い方によっては人工知能、本当に業務の効率化とか話す、伝えるべき相手に応じた文章作成というのをフォローしてくれたり、本当に便利なツールでございます。そういった中で、またこちらの7ページになるのですけれども、一番最初に自治体におけるChatGPT、人工知能の検討を開始された市の一つが横須賀市であったかと思っております。横須賀市は6月5日に実証実験の結果を公表されておりまして、職員の8割が仕事の効率向上を実感されたという結果が出ております。今回、この事例だけなんですけれども、ほかの自治体もどんどんデータが出てきていまして、本当にやはり行政の業務においても、人工知能の活用というのは是非とも積極的に活用していただければなど、やはり今回も答弁されていたのですけれども、職員数が足りない、職員一人当たりの業務に負荷がかかりすぎているというのも、今、最初にこういった導入をするのはいかんせん負荷がかかりますけれども、こういったツールを使うことで一人当たりの生産性も向上するのではないかというふうに考えております。市長にお伺いいたします。こういった流れの中で、生成AI、人工知能の印象と今後の市の取組についてお考えをお伺いできればと思います。よろしくお願いたします。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

今、お話があったとおり、難しい言葉というか機械的な言葉が出てきますが、お許しをいただきたいと思っております。

まず、AIが得意な分野として自動化と効率化、予測と分析等が挙げられておりまして、

繰り返し作業、ルーティングと言われますけれども、繰り返しの作業やタスクの自動化が容易にでき、傾向やパターンを見つけ出すことができるため、業務プロセスの向上やリスク管理、需要予測などに活用できると言われております。もうこれだけ聞いただけでも非常に分かりにくいわけですが、また、こちらは当たり前のことですが、個人情報漏えいのリスクや情報の正確性に懸念もあると言われております。一応私もこれはやってみないといかんなどということで、スマホにダウンロードしてフリーソフトですけれども入れて使ってみました。ただ、慣れないものですから、御輿来海岸と入れてみて質問をすると、長部田海床路と入れて質問をするのですが、何かよく分からない答えしか返ってこないんですね。これは話にならんなどと思って、実は使うのをすぐにやめました。ただ、いろいろな方に話を聞くと、相当使えると。やはり質問の仕方にもよるし、得意分野と不得意分野があるということもよく分かったので、特に挨拶文はよくできるということだったので、挨拶文についてですね、少し質問をしてみました。この見解については、広報の7月号に私のコラムとして載せておりますので、見ていただければ分かるのですが、相当使えます。やはり、最初私はどうしてもウィキペディア的な使い方をしてしまうんですね、パソコンに慣れてるとそうなるのですが、そうではなくて、やはり情報を集めてきてそれを活用するという意味では、単に物事の宇土市役所、宇土市とは何かと聞くのではなくて、もう少し具体的に宇土市の動向についてという、何かほかの副次的な情報を加えることによって使えるようになるのかなという思いもあって、少し印象が変わったところであります。やはり感じたのが使ってみないと分からないというのが正直なところですね。それで市においては、とにかくフリー版は結構制約があって、余り使えないんですよ、正直。なので、有料版のまともなやつを入れてみようということで、有料版の生成AIについて試験的に導入を行って検証する予定としております。併せて、ほかの自治体での取組など情報収集を行いまして、どのような業務で活用できるのか、そのプロセスや業務フローをはじめ、個人情報の取扱い等セキュリティ面についても調査・研究し、今後の活用について検討したいと思っております。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君。

○1番（土黒功司君） 本当に心強い御答弁ありがとうございます。是非ともですね、この人工知能の部分は積極的に取り入れる方向で、市のためにも、市の市民サービスに必ず通じるものと思っておりますので、導入を検討していただければと思います。そういった中で、仕事における人工知能というのはもちろんなんですけれども、私が一番危惧しているのが、今回子どもたちも傍聴に来てくれております。教育に対する影響です。やはり子どもたちには今まで一般教育で教えられてきたものが、実は人工知能に置き換わるのではないかといたりとか、私たちは導入段階ですけれども、子どもたちが大人になったとき、そういった

10年後、20年後の世界が、どういうものになっているだろうかと考えたときに、人工知能はまさしく本当に中核に入ってきていることだと思います。そういった中で、なかなか難しいと思うのですけれども、現在の学校教育における影響について、教育長にお伺いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育長、太田耕幸君。

○教育長（太田耕幸君） 御質問にお答えいたします。

宇土市の教育方針につきましては、現在、文部科学省が、生成AIの学校現場での利用に関する今後の対応について、今夏までにガイドラインを策定する予定としておりますので、そちらを参考に今後検討していきたいと考えております。

個人的には、AIの教育現場での活用は積極的に行うべきだと感じております。

子どもたちの未来には、これからもっと多くの技術革新を目の当たりにし、新たなICTスキルが必要となってくると考えます。その一つがAIの活用だと思いますので、これからの日本を担う子どもたちには、是非、触れていただきたいと考えております。

しかし、AIの危険性やデメリットについて、子どもたちが使用するに当たり、どんな危険性があるのか、また学習に弊害が発生しないか、慎重に議論する必要があると考えます。

例えば、AIは、大量のデータを基に判断するため、偏った情報や誤った情報を基に判断する可能性があるため、AIによる回答が正しいかどうか、人間が判断する必要があります。また、AIは倫理的な感情や道徳心がありませんので、人間の価値観や道徳に反する回答をする可能性も考えられます。それらを子どもたちが、うのみにする危険性も排除できません。

このように、AIのメリット及びデメリットや危険性をきちんと把握した上で、子どもたちが、AIを新しい道具として活用していければと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君。

○1番（土黒功司君） 教育部分に関する御答弁ありがとうございます。冒頭にありました文科省からの今後の対応に関するガイドラインなんですけれども、今朝、朝日新聞に出ておりました。文科省の生成AIに対するガイドラインの指針案が出たということです。不適切な部分、適切な部分というのが載っておりますので、是非ともそういったところを見ていただきながら、市長がおっしゃった、やはり自分たちで使ってみる、自分たちで子どもたちにこういった使い方をさせたいとか、こういった部分は危険だねというのを身近に感じてもらってですね、教育部分にも使っていただければなというふうに思います。そういった中で、今回少しだけ話がそれるんですけれども、今回生成AI、人工知能を取り上げさせていただきましたが、この人工知能をですね、今の学校教育にやはりすぐに反映させるというのは、やはりなかなかカリキュラムもありますし、先生の準備等もありますし、こういった未来があ

るかというのは分かりませんので、非常に難しいのではないかとというのは私も理解しております。そんな中で、今回8ページに記事にさせていただいております。フリースクールという言葉が出ました。今回の一般質問でも小規模特認校だったりとか、ほっとスペースであったりとか、やはり一般に取り組まれる学校教育以外のところで、子どもたちの教育の場というのは今の時代本当に求められているんだろうなと、そういった場であれば、例えば人工知能を本当に使ってみたい子どもに対してすぐに使えるとか、今日もですね、後ろのほうに本当の多くの子どもたちが来ていただいて、すごく後ろから熱い気持ちを持っているんですけども、こういった議場に来て宇土市の執行部の方々、市長のメッセージ、議員のメッセージを直に感じる教育を取り入れられているんでしょう。こういった場に来られるというのは、本当に素敵な教育をされているんだろうなというふうに感じます。そういった中でですね、最後に市長にお伺いしたいと思います。今は本当に多様な教育環境というのを求められているような気がしています。ただし、やはり今回記事に上げさせていただいておりますけれども、フリースクールであったりとかそういったところの学校に通われている子どもたち、運営側のほうというのは、やはり子どもたちの送迎であったりとか、学費であったりとか、運営費であったりというのが非常に難しいということがこの記事であります。そういったところで、金銭面だけとは限らないとは思うのですけれども、こういった多様な教育環境を宇土市としてサポートするため、そういったところで、宇土市としてどういうふうにお考えになっているのか、市長にお伺いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

現代社会において個々の価値観というものは、急速に変化する時代の流れや情報技術の進歩により絶えず変容しております。それに呼応する形で、個人の学び方についてもニーズが多様化してきているというのが実情だと思います。

現在、宇土市立小中学校在籍の児童生徒で小規模特認校制度を利用したり、民間のフリースクールに通うなど、校区の学校以外で学んでいる児童生徒が増えてきているのも事実でございます。昨年度、不登校児童生徒の出席扱い及び評価に係るガイドラインというものを再整備しまして、学校だけではなく様々な場所で学習を行い、将来の自立に向けて懸命に努力を行っている宇土の子どもたちの頑張りを認める方針で取り組んでいるところでございます。この中で、フリースクール等で学習を行った場合も一定の要件を満たす場合には、出席扱いをするということにしております。

現時点では、宇土市においては、公的に設置しておりますほっとスペースによる支援をしておりますが、民間のフリースクール等に対する利用料の補助等は行っていない状況でございます。

しかしながら、今後、子どもたちの居場所づくりや多様な考え方を尊重して、誰一人取り残さない学びの保障を行うために、引き続き、民間のフリースクール等との協力体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君。

○1番（土黒功司君） 誰一人取り残されない学びの保障というお言葉、また宇土市としても学校の通学を認められているという扱いは、本当に子どもたちも喜ばれる、保護者としても喜ばれております。引き続きこういった多様な教育環境についてですね、宇土市としても取り組んでいただければというふうに思います。

すみません、もう少しだけ最後にお話しをさせていただきたいのですけれども、最後に、今回こういうフリースクール、いろいろ話題として今回も運営されている方と話をさせていただいた中で、改めてほっとスペースのところに使われている適応指導教室という言葉、ちょっとこれに少しだけ自分の意見なのですけれども、ちょっと違和感を感じてしまいました。適応指導、何に対して適応させるんだらうというのを私もまた調べさせていただいたら、やはり一般の教育環境への適応というような形で使われているのではないかと、一般の学校に行けていない子が、その学校に行けるようにする準備期間としての適応指導教室というふうに書いてあるような感じがしました。私もまだまだ勉強不足で、これからまだまだ知識を深めていきたいんですけども、こういった中で、やはりSDGsで使われている誰一人取り残されない、これが大人たちが決めた枠に子どもたちを入れ込むのではなくて、やはり子どもたちの声、子どもたちの感性を本当に身近に聞いて、子どもたちが求める本当に特徴ある姿を大人たちがサポートするというのが誰一人取り残されない、本当にそういった学びの環境ではないかというふうに思っております。そういったところを、やはり地域として自治体としては、やはり18歳、いろんな多様な子どもたちに対して積極的なサポートをしてあげる、そういった子どもたちが、恐らくサポートすれば、大人になっていろんな知識といろんな経験を経て、宇土市に戻ってきてくれて学んだことを還元してくれる、そういった宇土市になれば、今ここで使うべきお金が最終的にはまた戻ってくる、本当にそういった意味での地域の投資となるというふうに私は思っております。

本当に長くなりましたけれども、今日の御答弁、長い時間ありがとうございました。また最後になりますけれども、傍聴していただいた子どもたちがですね、今回宇土市議会を見ていただいて、宇土市の魅力を感じていただいて、欲を言えば、10年後、20年後もまた議会という場でいつか希望してくれる子が出てくればと思って、それを夢見て、私からの一般質問とさせていただきます。今日は長い間ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） 以上で、質疑並びに一般質問は全部終了いたしました。質疑並びに一

般質問を終結いたします。

-----○-----

日程第2 常任委員会に付託（議案第33号から議案第44号）

○議長（藤井慶峰君） 日程第2、議案の委員会付託を行います。

まず先に、委員会付託の省略についてお諮りします。

議案第45号、宇土市農業委員会の委員の任命についてから、議案第56号、宇土市農業委員会の委員の任命についてまでの人事案件12件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第45号から議案第56号までの12件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、ただいま委員会付託を省略いたしました議案を除く市長提出議案第33号から議案第44号までの12件につきまして、本日配布の令和5年6月市議会定例会議案常任委員会付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、常任委員会は、23日文教厚生常任委員会、26日総務市民常任委員会、27日経済建設常任委員会となっておりますので、よろしく願いいたします。

次の本会議は、7月3日月曜日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でございました。

-----○-----

午後0時24分散会

令和5年6月市議会定例会常任委員会別付託議案一覧表

総務市民常任委員会

議案第33号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第5号 宇土市税条例の一部を改正する条例について

議案第34号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第6号 宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第35号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第7号 宇土市税特別措置条例の一部を改正する条例について

議案第37号 宇土市税条例の一部を改正する条例について

議案第43号 令和5年度宇土市一般会計補正予算（第2号）について

議案第44号 令和5年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

経済建設常任委員会

議案第41号 宇土市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について

議案第43号 令和5年度宇土市一般会計補正予算（第2号）について

文教厚生常任委員会

議案第36号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第8号 令和5年度宇土市一般会計補正予算（第1号）について

議案第38号 宇土市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第39号 宇土市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第40号 宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第42号 財産の取得について

議案第43号 令和5年度宇土市一般会計補正予算（第2号）について

第 5 号

7 月 3 日 (月)

令和5年6月宇土市議会定例会会議録 第5号

7月3日（月）午前10時50分開議

1. 議事日程

日程第1 発言取消しの件

日程第2 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告
(質疑・討論)

日程第3 各常任委員長報告

1. 総務市民常任委員長報告

2. 経済建設常任委員長報告

3. 文教厚生常任委員長報告

(質疑・討論・採決)

日程第4 議案第45号 宇土市農業委員会の委員の任命について

議案第46号 宇土市農業委員会の委員の任命について

議案第47号 宇土市農業委員会の委員の任命について

議案第48号 宇土市農業委員会の委員の任命について

議案第49号 宇土市農業委員会の委員の任命について

議案第50号 宇土市農業委員会の委員の任命について

議案第51号 宇土市農業委員会の委員の任命について

議案第52号 宇土市農業委員会の委員の任命について

議案第53号 宇土市農業委員会の委員の任命について

議案第54号 宇土市農業委員会の委員の任命について

議案第55号 宇土市農業委員会の委員の任命について

議案第56号 宇土市農業委員会の委員の任命について

(討論・採決)

日程第5 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

(採決)

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員（18人）

1番	土 黒 功 司 君	2番	杉 本 寛 君
3番	中 野 洋 一 君	4番	浦 本 晴 美 さん
5番	佐美三 洋 君	6番	小 崎 憲 一 君
7番	今 中 真之助 君	8番	西 田 和 徳 君
9番	園 田 茂 君	10番	宮 原 雄 一 君
11番	柴 田 正 樹 君	12番	檜 崎 政 治 君
13番	野 口 修 一 君	14番	中 口 俊 宏 君
15番	藤 井 慶 峰 君	16番	山 村 保 夫 君
17番	村 田 宣 雄 君	18番	福 田 慧 一 君

4. 欠席議員（なし）

5. 説明のため出席した者の職・氏名

市 長	元 松 茂 樹 君	副 市 長	谷 崎 淳 一 君
教 育 長	太 田 耕 幸 君	総 務 部 長	山 口 裕 一 君
企画財政部長	光 井 正 吾 君	市民環境部長	小 山 郁 郎 君
健康福祉部長	岡 田 郁 子 さん	経 済 部 長	加 藤 敬 一 郎 君
建 設 部 長	草 野 一 人 君	教 育 部 長	野 口 泰 正 君
秘書政策課長	渡 邊 聡 君	総 務 課 長	上 木 淳 司 君
危機管理課長	内 田 雅 之 君	企 画 課 長	三 浦 仁 美 さん
まちづくり推進課長	中 山 好 美 さん	財 政 課 長	北 谷 太 示 君

6. 議会事務局出席者の職・氏名

事 務 局 長	江 河 一 郎 君	次長兼議事係長兼庶務係長	春 木 教 明 君
議 事 係 参 事	村 田 有 美 さん	庶 務 係 主 事	中 山 裕 輝 君

午前10時50分開議

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 発言取消しの件

○議長（藤井慶峰君） 日程第1、発言取消しの件を議題といたします。

今中真之助君から、去る6月20日の本会議における発言について、会議規則第65条の規定により、配布しております発言取消申出書に記載した部分を取り消したい旨の申出がありました。

お諮りいたします。

この取消し申出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

よって、今中真之助君からの発言の取消し申出を許可することに決定いたしました。

-----○-----

日程第2 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告

○議長（藤井慶峰君） 日程第2、地域高規格道路促進等対策特別委員会の審査の経過についてを議題といたします。

特別委員長の中間報告を求めます。

地域高規格道路促進等対策特別委員長、西田和徳君。

○地域高規格道路促進等対策特別委員長（西田和徳君） おはようございます。

ただいまから、地域高規格道路促進等対策特別委員会のこれまでの経過並びに審査内容について、中間報告をいたします。

去る6月19日、執行部出席のもと本委員会を開催し、現在までの取組状況について、執行部から説明がありましたので御報告申し上げます。

まず、熊本・宇土道路における令和5年度の国の当初予算は2億円であり、前年度と同額であります。用地進捗率につきましては、前回の報告から進捗はあっておりません。事業進捗率につきましては、昨年度から1ポイント上がり約36%となっております。

今年度の事業内容といたしましては、まず実施事業の令和4年度繰越事業で、調査設計の令和4年度緑川大橋橋梁修正設計業務で工期の延長がなされております。また、令和5年度事業の調査設計で、令和5年度熊本天草幹線道路工事監督支援業務及び令和5年度宇土道路外水文調査業務の契約締結がなされております。

次に、宇土道路につきまして御報告申し上げます。

令和5年度予算については39億円であり、前年度当初予算より4億円の増額となっております。用地進捗率は、前年度から2ポイント上がり、約98%となっております。事業進捗率は約34%で、前年度から7ポイントのマイナスとなっております。これは、トンネル工事における基準・ガイドラインの改定等により、宇土道路の総事業費が増額されたことに伴い、事業費総額に占める執行済額の割合が減少したことによるものです。

今年度の事業内容といたしましては、まず令和2年度からの実施事業で、熊本57号笹原トンネル新設工事の工期の延長がなされております。

次に、令和4年度からの繰越事業を御報告申し上げます。

まず、工事では熊本57号長浜橋下部工（A2）工事、熊本57号網津地区改良工事及び熊本57号長浜地区工事用道路工事の3件が実施されております。そのほか、熊本57号糖塚山トンネル新設工事など4件の契約締結がなされております。

用地補償では、令和4年度宇土道路裁決申請図書作成等業務及び令和4年度宇土道路外事業損失事前調査等業務が実施されております。

次に、令和5年度事業を御報告申し上げます。

調査設計では、先ほど熊本・宇土道路で御報告した、令和5年度熊本天草幹線道路工事監督支援業務及び令和5年度宇土道路外水文調査業務の契約締結がなされております。

工事では、熊本57号長浜地区改良工事及び熊本57号上網田地区改良11期工事で入札に伴う公告が行われております。

次に、宇土三角道路につきまして御報告申し上げます。

まず、令和5年度予算については1億円であり、前年度当初予算と同額でございます。用地進捗率は0%、事業進捗率は約1%となっております。

事業内容といたしましては、まず、前年度から繰り越された事業がございますので御報告申し上げます。

調査設計で、令和4年度熊本天草幹線道路予備設計（その1）業務の工期の延長がなされております。また令和4年度熊本天草幹線道路測量（その6）業務、令和4年度熊本天草幹線道路地質調査（その3・その4）業務の3件につきましては、前年度に引き続き実施されております。

用地補償では、令和4年度宇土三角道路権利者調査等業務の工期の延長がなされております。

次に、令和5年度事業の調査設計で、令和5年度熊本天草幹線道路予備設計（その2）業務及び令和5年度熊本天草幹線道路地質調査解析業務の契約締結がなされております。

以上の報告を踏まえ、委員会で論議されました主な内容を御報告申し上げます。

まず、前回の委員会で、委員から「宇土道路の用地進捗率が96%となっており、ここ1

年進展していない。残り4%は面積としてはどれくらいか。」との質疑があつていたため、執行部から「今回、国交省のホームページが更新され、昨年度末の進捗率は98%となっている。また、残りの2%について面積としてどれくらいか国交省に確認したが、公表している数字以外はお答えできないとの回答であつた。」との報告がありました。

次に、委員から「熊本・宇土道路の事業進捗率がようやくプラス1ポイントとなり、事業が動き始めているようだが、何か進展があつたのか。」との質疑があり、執行部から「内容を把握していないため、国交省に確認する。」との答弁がありました。

次に、委員から「糖塚山のトンネル工事が始まったが、土砂の運搬計画は。」との質疑があり、執行部から「笹原トンネルの中を通り、国道57号から搬出する予定である。ただし、笹原トンネル側から入れない特殊車両に関しては、笹原トンネル工事の際のルートを通ることになるが、工事関係車両の通行は大幅に減少する。」との答弁がありました。

最後になりますが、当委員会としましては、今後も執行部と共に、熊本・天草幹線道路の一日も早い全線開通を目指して、取り組んでまいりたいと思います。

以上で、地域高規格道路促進等対策特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（藤井慶峰君） 地域高規格道路促進等対策特別委員長の中間報告は終わりました。

これより、ただいまの特別委員長の中間報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

以上で、地域高規格道路促進等対策特別委員長の中間報告を終了いたします。

-----○-----

日程第3 各常任委員長報告

○議長（藤井慶峰君） 日程第3、去る6月22日の本会議において、各常任委員会に付託いたしました、市長提出議案第33号から議案第44号までの12件につき、審査の経過と結果について、それぞれ報告があつておりますのでこれを一括して議題といたします。

順次、各常任委員長の報告を求めます。

総務市民常任委員長、小崎憲一君。

○総務市民常任委員長（小崎憲一君） おはようございます。

ただいまから、総務市民常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る6月26日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過並びに結果について御報告を

申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例関係1議案、予算関係2議案、専決処分の報告及び承認3議案の合計6議案であります。

まず、議案第33号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第5号、宇土市税条例の一部を改正する条例について。議案第34号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第6号、宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。及び、議案第35号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第7号、宇土市税特別措置条例の一部を改正する条例について。これらは、関連法の改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第37号、宇土市税条例の一部を改正する条例について。これは、地方税法の改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第43号、令和5年度宇土市一般会計補正予算（第2号）について。当委員会所管の主なものについて申し上げます。

総務費では、熊本県物価高騰対応生活者支援事業（LPガス使用世帯支援）として6,858万1千円、地域活性化起業人事業として280万円、地域力創造アドバイザー事業として145万円を増額するものであります。

衛生費では、地球温暖化対策実行計画策定事業として1,222万円を増額し、清掃総務費、一般経費として1億9,509万2千円を減額するものであります。

消防費では、避難所強化事業として41万3千円を増額するものであります。

また、宇土市デマンドバス運行に要する経費について、債務負担行為の設定を行っております。

そのほか、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第44号、令和5年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。補正額は105万6千円を増額するもので、補正後の総額は45億5,862万6千円であります。これは、国保システム改修に係る委託料の増額補正となっております。

以上が、総務市民常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の経過において論議されました主なものを御報告申し上げます。

まず、議案第43号、令和5年度宇土市一般会計補正予算（第2号）について。地球温暖化対策実行計画策定業務について、委員から「二酸化炭素排出抑制に取り組むために必要な基礎調査を行うということだが、どのような調査を行うのか。」との質疑があり、執行部から「温室効果ガス排出量についての情報収集と現状分析のため、家庭や工場といった部門ごとに分野別の事業者ヒアリングを交えた調査になる。将来的な推計を行い、再生可能エネルギー導入の可能性も調査する。」と答弁がありました。これに関連して、別の委員から「家

庭から出た生ごみを焼却することによる二酸化炭素の排出もあると思うが、基礎調査を受けて、生ごみ処理機の補助率を上げるなど生ごみ削減の推進につなげていくのか。」との質疑があり、執行部から「宇城クリーンセンターで焼却しているごみをどこまで基礎調査に入れられるか分からないが、調査の中で確認していく。また、補助率などへの反映については、調査結果により具体的な効果等を踏まえて検討していく。」との答弁がありました。

また、市独自の魅力や価値を高めるための指導・助言を受けるために招聘する地域力創造アドバイザーについて、委員から「宇土市に住んでもらうのか。また、どのような方を招聘するのか。」との質疑があり、執行部から「定住してもらうわけではなく、計画的に宇土市に来てもらい意見をいただくものである。また、招聘する専門家には、地域活性化や定住・移住の取組に豊富な知見やノウハウを有する方を考えている。」と答弁がありました。これに関連して、別の委員から「地域おこし協力隊は、今何人いるのか。」と質疑があり、執行部から「現在1名である。今後、資格や特別なスキルを有する方に来ていただけるよう報酬の改正を行い、募集していく予定である。」と答弁がありました。それに対して、委員から「空き家対策も深刻であり、早く良い人材を確保していただきたい。」との意見がありました。

次に、議案以外で、まち・ひと・しごと総合戦略について、委員から「国の地方創生推進交付金を活用した事業の評価に際し、成果が実感できるような重要業績評価指標であるKPIの設定ができないか。」と質疑があり、執行部から「今後、KPIを設定する際は、実感としてその成果が感じられるような指標を検討したいと思う。」との答弁がありました。

また、行政主導の土地開発について、委員から「大規模な土地開発を行った場合の災害の発生や自然環境に与える影響などについても評価項目に入っているのか。」との質疑があり、執行部から「評価項目には入っていないが、大規模な開発に当たっては調整池を設置するなど様々な制約があり、河川への負荷低減や浸透枿の整備など検討していくことになる。」との答弁がありました。

以上が、論議された主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案については、全会一致で全て原案のとおり承認及び可決いたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、配布のとおり決定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、総務市民常任委員会の報告を終わります。

○議長（藤井慶峰君） 総務市民常任委員長の報告は終わりました。

次に、経済建設常任委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長、今中真之助君。

○経済建設常任委員長（今中真之助君） おはようございます。

ただいまから、経済建設常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る6月27日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例関係1議案、予算関係1議案の合計2議案であります。

まず、議案第41号、宇土市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について。これは、令和5年10月1日からインボイス制度が開始されることに伴い、水道料金等の算定方法を見直すため条例を改正するものであります。

次に、議案第43号、令和5年度宇土市一般会計補正予算（第2号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

農林水産業費では、担い手育成支援経費として1,500万円を増額するものであります。

商工費では、物価高騰対策宇土市民応援事業として2億157万8千円を増額するものであります。

土木費では、社会資本整備総合交付金事業（公営住宅ストック総合改善事業分）として1,884万3千円を増額するものであります。

そのほか、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

以上が、経済建設常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の経過において論議されました主なものを御報告申し上げます。

議案第43号、令和5年度宇土市一般会計補正予算（第2号）について。まず、物価高騰対策宇土市民応援事業について、委員から「商品券の発送はいつ頃になる予定か。また、どこの店舗でも利用できるのか。」との質疑があり、執行部から「発送の開始は8月中旬から予定しており、9月中旬の完了を見込んでいる。また、利用可能な店舗は、宇土市内の登録店舗となる。」との答弁がありました。

次に、境目団地16、17号棟外壁改修工事について、委員から「境目団地の今後について、どのように考えているか。」との質疑があり、執行部から「3階建ての建物については、耐用年数が残っており、改修工事をしながら使用を継続する。古くなっている2階建てと平屋の建物については、既に新規での募集をしておらず、人口の減少や民間アパートが増加していることもあり、縮小させる。」との答弁がありました。それに対して、委員から「新たに開発する予定はないか。新しく開発すると入居者も増えてくると思う。」との質疑があり、執行部から「現時点で計画はないが、今後の計画の中で、現在残す計画となっている建物で、古くなった建物を建て替えるといった話が出てくる可能性はある。」との答弁がありました。

次に、議案以外で、新たに作成された宇土市の観光パンフレット「うとびより」について、委員から「パンフレットの発行部数及び在庫数はどのくらいか。」との質疑があり、執行部

から「発行部数は3万部で、在庫数は約2万4,800部である。」との答弁がありました。それに対して、別の委員から「どのようなところに設置しているのか。」との質疑があり、執行部から「既存の様々なパンフレット設置箇所については、以前のパンフレットが減ったときに補充する形で順次入れ替えをしている。現在、新パンフレットが設置されている場所としてはサクラマチクマモトと城彩苑である。また、現在、特急A列車で行こうへの設置を交渉している。そのほか、個別に依頼があった場合に随時配布している。」との答弁がありました。それに対して、別の委員から「宇土市外を含めた、人が集まる場所にパンフレットを設置し、外部発信することがとても大事だと思う。せっかく作成したのだから、有効に活用してほしい。」との意見がありました。

次に、市道法泉寺・椿原線拡幅工事について、委員から「拡幅工事は現在の工事区間で全てか。」との質疑があり、執行部から「全てではなく、区間が長いため、3期に分けて実施している。」との答弁がありました。それに対して、委員から「通行止めの期間がかなり長い。今後の工事についても同様か。」との質疑があり、執行部から「今回の工事では、道路の拡幅工事と併せて水道管の切り回し工事が必要であったことや、路床部分の土の入れ替えも必要だったため長い工期となった。今後の工事区間は水道管の切り回し工事がないため、前回よりは期間が短くなると思う。」との答弁がありました。

以上が、論議された主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案については、議案第41号、議案第43号ともに賛成多数で原案のとおり可決いたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、議席に配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（藤井慶峰君） 経済建設常任委員長の報告は終わりました。

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長、樫崎政治君。

○文教厚生常任委員長（樫崎政治君） おはようございます。

ただいまから、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る6月23日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例関係3議案、予算関係1議案、専決処分の報告及び承認1議案、その他1議案の合計6議案であります。

まず、議案第36号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第8号、令和5年度宇土市一般会計補正予算（第1号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

民生費では、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯分）として3,479万1千円、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（その他世帯分）として3,311万6千円を増額するものであります。

次に、議案第38号、宇土市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について。これは、熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領の改正により、助成対象となる公費負担医療の一部負担金が拡大されることに伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第39号、宇土市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。これは、放課後児童健全育成事業を円滑に実施するため、条例を改正するものであります。

次に、議案第40号、宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。これは、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第42号、財産の取得について。これは、予定価格2,000万円以上の財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第43号、令和5年度宇土市一般会計補正予算（第2号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

民生費では、物価高騰対応生活者支援事業（福祉課分）として1億4,609万5千円、子ども・子育て支援施設整備事業として3,885万円を増額するものであります。

衛生費では、保健センター施設改修事業として226万9千円を増額するものであります。

教育費では、社会教育総務費、一般経費として1,770万円、物価高騰対応生活者支援事業（幼稚園、小中学校分）として2,578万8千円を増額するものであります。

また、長浜福祉館指定管理に要する経費について、債務負担行為の設定を行っております。そのほか、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

以上が、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の過程において論議されました主なものを御報告いたします。

まず、令和5年度宇土市一般会計補正予算（第2号）について。住民税非課税世帯に1世帯当たり3万円を支給する物価高騰対応生活者支援事業（福祉課分）について、委員から「該当する世帯はどのくらいあるのか。」との質疑があり、執行部から「過去の給付金を参考にし、予算上は4,500世帯を見込んでいる。」との答弁がありました。

また、別の委員から「システム改修委託料というのは、システムの何を改修する費用か。」

との質疑があり、執行部から「生活保護を管理するシステムで、生活保護の単価が変わることに対応するための改修費用である。」との答弁がありました。これに対して、委員から「入札ではなく随意契約となるのか。」との質疑があり、執行部から「システムを管理している会社でないと改修ができないため、特命随意契約となる。」との答弁がありました。

次に、令和6年3月まで給食費を月1,200円支援する給食費支援金について、委員から「食材費がかなり高騰しているため、辛抱しなければならない面があるということだが、それによって食材の質に影響を及ぼすということにならないか。子どもたちには体に良いものを食べさせてほしい。」との質疑があり、執行部から「給食に使用する食材は、学校給食衛生管理基準をクリアしたものだけが使われている。」との答弁がありました。

また、別の委員から「米飯給食は、現在どうなっているか。」との質疑があり、執行部から「お米については、宇土市の子どもには宇土市産のお米を食べさせたいという思いから、無償の政府備蓄米ではなく、100%宇土市産のお米を使っている。また、米飯給食の回数についても、昨年11月から週3.5回に増やし、さらに今年度からは週4回実施している。」との答弁がありました。

また、別の委員からは「食べるものが変わると精神面にも影響があると言われており、オーガニックの給食という動きもある。そういったことを取り入れ、子どもの給食に配慮しているという面を打ち出せれば、子育て世代に宇土市が選ばれる一つの要因になるのではないか。」との意見がありました。

また、議案以外で、軽費老人ホーム芝光苑について、委員から「令和6年度に併設の養護老人ホームと統合後、民営化を目指しているということだが、公募のやり方は。」との質疑があり、執行部から「令和4年度に公募を行ったときの要件を見直し、公募先に関しても市内の法人に限らず県内の社会福祉法人等に広げたいと考えている。」との答弁がありました。

また、別の委員から「料金はどうなるのか。」との質疑があり、執行部から「入所者の負担は変更になるが、所得の要件で入れない方も、契約入所でできるだけ現在と変わらないような金額の料金設定を行いたいと考えている。」との答弁がありました。

以上が、論議された主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案については、全会一致で全て原案のとおり承認及び可決いたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、議席に配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上をもちまして、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（藤井慶峰君） 文教厚生常任委員長の報告は終わりました。

以上で、各常任委員長の報告は全部終了いたしました。

これから、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

18番、福田慧一君。

○18番(福田慧一君) 提案されている議案の中で、5議案に反対をいたします。

議案第34号、専決第6号、宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてあります。これは、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を20万円から22万円に引き上げ、医療給付分と介護納付金分を合わせた限度額を102万円から104万円に引き上げるものであります。国民健康保険の加入者は、年金生活や非正規で収入の少ない労働者の加入が多く、所得が少ない上に、中小企業の労働者が加入している協会けんぽより倍近い保険税を負担しなければなりません。そのため全国知事会は、国は財政支援を増やし、協会けんぽ並みにするよう国に要望しております。高い国保税をさらに引き上げるのではなく、協会けんぽ並みの保険税にすべきとの立場から反対をいたします。

次に、議案第37号、宇土市税条例の一部を改正する条例についてであります。来年4月から新しく森林環境税を課税し徴収するための改正であります。これまで2019年から森林環境譲与税が自治体での交付が始まっていますが、交付基準の人口指標が林業従事者の割合よりも高くされたことで、私有人工林がない都市部に多額に配分されるなど問題があり、これを見直し、森林を有する自治体が、体制整備や森林整備に活用できるように交付基準を見直し、森林環境税を徴収するのではなく、国の一般財源で林業予算の拡充を行い、需要のある自治体への地方交付税の拡充が必要だと、この立場から改正に反対をいたします。

次に、議案第39号、宇土市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてであります。これは、児童クラブの職員不足を解消するため、放課後児童支援員の要件を緩和するものであります。支援員は、研修を修了している者から研修計画を定める者、採用から2年以内に研修や進路を予定している者に基準を緩和するものであります。職員不足は賃金を大幅に引き上げるなど、待遇改善で解決すべきであり、基準緩和による対応には反対いたします。

次に、議案第41号、宇土市水道事業給水条例等の一部を改正する条例についてであります。10月1日から、インボイス制度が導入されることに伴い、水道料金、下水道使用料及び漁業集落排水施設使用料の算定方法を見直すための条例を改正するものであります。インボイス制度を導入すれば、多くの低所得者や免税事業者が倒産や廃業に追い込まれる恐れがあるため、この制度は中止か延期する必要があるとの立場から改正に反対をいたします。

次に、議案第43号、令和5年度宇土市一般会計補正予算(第2号)についてであります。補正予算の中に、マイナンバーカード取得促進事業委託料として269万8千円が計上され

ております。現在の保険証を来年秋に廃止し、マイナンバーカードに一本化する法律が成立しましたが、成立後もトラブルが後を絶たず、混乱しております。世論調査でもマイナンバーカード活用拡大に対し、71.6%が不安を感じると回答しておりますし、また来年秋に健康保険証を廃止することに対し、72.1%が撤回か延期を求めています。こうしたトラブルなどが続出する中で運用を強行するのではなく、一旦停止、総点検が必要であります。紙の保険証の廃止を中止・撤回を求める立場から、マイナンバーカード取得促進の予算計上には反対をいたしまして、討論を終わります。

○議長（藤井慶峰君） ほかに討論はありませんか。

7番、今中真之助君。

○7番（今中真之助君） 今中でございます。議案第43号、令和5年度宇土市一般会計補正予算の中です、総務費、市民保険課所管であるマイナンバー業務における委託費と会場使用料、合わせて349万5千円に関して反対の立場から討論させていただきます。

マイナンバーカード発行促進は、国の方針で進めることは御案内のとおりでございます。私もその方針にのっとり、3年ほど前に申請をして、発行をして所持をしており、確定申告等で活用させていただいております。しかしながら、健康保険証紐づけ以降、様々なトラブルが発生し、国会でも今年3月24日現在ではありますが、276万枚の交付取りやめ、カード自主返納は42万枚あると公表されました。また、この数日情報漏えい等、様々なトラブルが明るみになったことで、このような自主返納や不安の声がさらに増えていくものと思われれます。よって、今は国も事態の原因究明やシステムの見直しなどを行っている最中ではございますので、職員の負担軽減に関しましては私も賛同するところではあるんですけども、交付促進を委託する状況にはないと考えます。議員皆様におかれましては、市民個人情報保護の安心・安全の担保のため、マイナンバー委託事業に関してのみ反対の御賛同をいただきますようお願いいたします、私の反対討論とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第33号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第5号、宇土市税条例の一部を改正する条例について採決したいと思います。

ただいまの総務市民常任委員長報告は、原案のとおり承認であります。委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第33号については、原案のとおり承認されました。

次に、お諮りいたします。

議案第34号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第6号、宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について採決したいと思います。

採決は、電子表決によって行います。

ただいまの総務市民常任委員長報告は、原案のとおり承認であります。委員長報告のとおり承認することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの使用を終了いたします。

賛成議員多数です。

よって、議案第34号については、原案のとおり承認されました。

次に、お諮りいたします。

議案第35号から議案第36号までの2件について、一括して採決したいと思います。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり承認であります。各委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第35号から議案第36号までの2件については、原案のとおり承認されました。

次に、お諮りいたします。

議案第37号、宇土市税条例の一部を改正する条例について採決したいと思います。

採決は、電子表決によって行います。

ただいまの総務市民常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの使用を終了いたします。

賛成議員多数です。

よって、議案第37号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次に、お諮りいたします。

議案第38号、宇土市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について採決したいと思います。

ただいまの文教厚生常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第38号については、原案のとおり可決されました。
次に、お諮りいたします。

議案第39号、宇土市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について採決したいと思います。

採決は、電子表決によって行います。

ただいまの文教厚生常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの使用を終了いたします。

賛成議員多数です。

よって、議案第39号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次に、お諮りいたします。

議案第40号、宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について採決したいと思います。

ただいまの文教厚生常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第40号については、原案のとおり可決されました。
次に、お諮りいたします。

議案第41号、宇土市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について採決したいと思います。

採決は、電子表決によって行います。

ただいまの経済建設常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長（藤井慶峰君） ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（藤井慶峰君） ボタンの使用を終了いたします。

賛成議員多数です。

よって、議案第41号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

議案第42号、財産の取得について採決したいと思います。

ただいまの文教厚生常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第42号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第43号、令和5年度宇土市一般会計補正予算（第2号）について採決したいと思います。

採決は、電子表決によって行います。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長（藤井慶峰君） ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（藤井慶峰君） ボタンの使用を終了いたします。

賛成議員多数です。

よって、議案第43号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

議案第44号、令和5年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について採決したいと思います。

ただいまの総務市民常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第44号については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第45号 宇土市農業委員会の委員の任命について
議案第46号 宇土市農業委員会の委員の任命について
議案第47号 宇土市農業委員会の委員の任命について
議案第48号 宇土市農業委員会の委員の任命について
議案第49号 宇土市農業委員会の委員の任命について
議案第50号 宇土市農業委員会の委員の任命について
議案第51号 宇土市農業委員会の委員の任命について
議案第52号 宇土市農業委員会の委員の任命について
議案第53号 宇土市農業委員会の委員の任命について
議案第54号 宇土市農業委員会の委員の任命について
議案第55号 宇土市農業委員会の委員の任命について
議案第56号 宇土市農業委員会の委員の任命について

○議長(藤井慶峰君) 日程第4、議案第45号、宇土市農業委員会委員の任命についてから、議案第56号、宇土市農業委員会委員の任命についてまでの12件を一括して議題といたします。

これより、一括して討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りいたします。議案第45号から議案第56号までの12件について一括して採決したいと思っております。原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第45号から議案第56号までの12件については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

-----○-----

日程第5 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○議長(藤井慶峰君) 日程第5、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から、現在、委員会において審査中の事件並びに所管事務調査について会議規則第111条の規定により、配布しております閉会中の継続審査並びに調査の申出があつております。

お諮りいたします。

各常任委員長、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) 御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、今定例会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、令和5年6月宇土市議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

午前11時52分閉会

○議長(藤井慶峰君) 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る6月16日に招集されました今定例会は、災害復興のシンボルとして建設された新庁舎におけるこの議会において、議員各位並びに執行部の皆様の御協力によりまして、本日ここに無事閉会の運びとなりました。このことに対して厚く御礼を申し上げます。また、災害復興に関し、地元選出の国会議員の皆様、国あるいは全国から御支援いただいた皆様方に改めて御礼を申し上げます。ありがとうございました。

最後に、閉会に当たりまして、市長から御挨拶がございます。

市長、元松茂樹君。

○市長(元松茂樹君) 閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

今定例会におきましては、補正予算案をはじめ、多数の重要案件を御提案しましたところ、慎重な御審議により全て原案どおりに御決定をいただき、御礼を申し上げます。

会期中に議員の皆様からいただきました御意見、御要望につきましては、十分にこれを尊重し、可能なものは直ちに措置を講じるとともに、できる限り今後の市政運営に反映してまいる所存でございます。

まず、私の新型コロナウイルス感染によりまして、議員の皆様をはじめ、市民の皆様や関係者の方々に、大変御心配をおかけしました。

日頃から感染予防に努めてきたところではございますが、5類に移行してから会合も多くなり、コロナ前の日常が戻ってきたと喜んでいただけに、少し気の緩みがあったと反省しております。

この間、市の公務に支障を来してしまったことに、心よりお詫び申し上げます。今後は、気を引き締めて感染予防に努めてまいります。

初めに、先週金曜日からの大雨について御報告をいたします。

本市では、市内全域に警戒レベル3高齢者等避難を2度にわたり発令をしております。

まず1回目は、30日午後6時に、高齢者等避難を発令いたしました。翌日の1日午前11時には解除しておりますが、その後再び大雨の恐れがあったため、2日午後7時に、2回目の高齢者等避難を発令しております。

2度にわたる発令では、市内3か所に避難所を開設し、この間、最大で10世帯、11名の方が避難されております。本日8時現在で、一世帯1名の方が避難をしておられる状況でございます。

現時点では、今回の大雨による大きな被害報告はあっておりませんが、県内では線状降水帯が発生するなど、依然として予断を許さない状況でありますので、引き続き警戒に当たります。

次に、先月18日の熊本日日新聞において報道されました、県内45市町村の子育て支援策の記事に関して御報告をさせていただきます。

自治体独自の支援策の一つである子ども医療費の無償化は、本市におきましては、令和5年1月診療分から、助成対象を小学校6年生から中学校3年生までに拡大をして、保険診療による自己負担額全額を助成しているところでございますが、県内市町村の多くは高校生までを無償としており、本市の支援が遅れていることは否めないところでございます。

この子ども医療費の無償化につきましては、子育て支援の充実を図る中で重要な施策と位置づけし、令和6年1月診療分から助成対象者を高校3年生相当までに引き上げるべく準備を進めております。

今後、具体的な方針等が決まり次第、議員の皆様にご報告させていただき、年齢拡大に伴う条例改正や必要な予算措置につきまして、早ければ次回の9月定例会に上程させていただきたいと考えておりますので、議員の皆様のご理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、先月末、宇城中体連が開催されました。令和元年度以来の観戦等の制限がない大会となり、多くの応援を受けながら、子どもたちもこれまで努力してきた練習の成果を遺憾なく発揮したことと思います。

今回の大会で、本市の子どもたちが、多くの種目で上位の成績を残しており、今後開催される県大会や九州大会、全国大会でもすばらしい結果を残してくれることを期待しております。

結びに、これから暑さが厳しい季節になります。議員の皆様におかれましては、体調管理

に留意され、ますますお元気で御活躍されますことを御祈念申し上げ、閉会に当たっての挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） これをもって終了といたします。ありがとうございました。

-----○-----

午前11時58分終了

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

宇土市議会議長 藤 井 慶 峰

宇土市議会議員 小 崎 憲 一

宇土市議会議員 榎 崎 政 治